

北区バリアフリー基本構想
【地区別構想 赤羽地区】

(案)

平成 29 年 3 月 (予定)

東京都 北区

目次

第1章 地区別構想の策定にあたって	1
1. 地区別構想策定の趣旨	1
2. 全体構想の概要	1
3. 地区別構想策定の進め方	2
第2章 地区別構想の基本方針	5
1. 地区別構想で定める事項	5
2. 基本構想の基本理念と基本方針	5
3. 地区別構想の位置づけ	7
第3章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定	8
1. 重点整備地区の区域の設定	8
2. 生活関連施設及び生活関連経路の設定の考え方	9
第4章 赤羽地区の現状と課題	16
1. まちあるき点検の実施	16
2. 赤羽地区の課題のまとめ	19
第5章 移動等円滑化に関する事項	21
1. 移動等円滑化に関する主な基準等	21
2. 移動等円滑化に向けた特定事業別の対応の考え方	22
第6章 赤羽地区における特定事業等	37
1. 公共交通特定事業	38
2. 道路特定事業	46
3. 建築物・路外駐車場特定事業	85
4. 都市公園特定事業	176
5. 交通安全特定事業	188
6. その他の事業	189
第7章 人的対応・こころのバリアフリーの推進	194
1. 区民部会による意見交換	194
2. 今後の進め方	198
第8章 基本構想の推進とスパイラルアップ	200
1. 特定事業計画の作成及び進捗状況の管理	200
2. 基本構想のスパイラルアップ	200
3. 事業実施時における利用者参加の推進	201
4. 施設設置管理者等への働きかけ	202
5. 利用者への情報提供	202
参考資料	203
1. 北区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱、委員名簿	203
2. 検討経緯（平成28年度）	207
3. バリアフリー法の概要	208
4. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要	209
5. 用語集	210

- 「高齢者、障害者等」はバリアフリー法*の解説では「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされている。本基本構想ではこれらに加え、乳幼児同伴者や子育てをしている人、外国人、LGBT など、移動や施設の利用に制約のある全ての人（以下、「多様な利用者」という。）を対象と捉え、検討を進める。
- 本文中、「*（アスタリスク）」を付けている用語について、解説を巻末の用語集に示した。（初出の用語にのみマークを付記）

第 1 章 地区別構想の策定にあたって

1. 地区別構想策定の趣旨

本格的な超高齢社会*を迎える中、「ノーマライゼーション*」の理念に基づき、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者の物理的、社会的、制度的、心理的、情報面などのさまざまな社会生活上の障壁（バリア）を除去（フリー）し、障害のない人と同じように自立した日常生活や活動ができる社会を実現することの重要性はますます高まっている。

北区では、平成 14 年に「北区交通バリアフリー基本構想」を策定し、おおむね平成 22 年度までを整備目標にバリアフリー*整備に取り組んできたが、平成 18 年に施行された通称「バリアフリー法」やその後の社会情勢の変化を踏まえ、より重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるため、平成 27 年度に「北区バリアフリー基本構想*【全体構想】（以下「全体構想」）」を策定した。

この全体構想に基づき、引き続き「北区バリアフリー基本構想【地区別構想】（以下「地区別構想」）」を策定し、個別の重点整備地区*における具体的なバリアフリー化施策を定めて事業を推進していくものである。

2. 全体構想の概要

バリアフリー法の制定や、交通政策基本法*における妊産婦や乳幼児同伴者のための施策の位置づけ、障害者権利条約並びに障害者差別解消法*における障害を理由とする差別の禁止及び合理的な配慮の義務化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた最先端のユニバーサルデザイン*化推進などの社会情勢を踏まえ、平成 27 年度に北区全域を対象とした指針となる全体構想を策定した。

全体構想では、北区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」）策定の基本方針を設定し、おおむね 10 年後（平成 37 年度）を目標年次としている。また、地区別構想に関する基本的な事項として重点整備地区設定の考え方を示し、各駅周辺の現況調査結果を踏まえておおむねの重点整備地区範囲を設定するとともに、特定事業*等の設定に向けた留意事項を整理した。

さらに、こころと情報のバリアフリーを推進するため、各主体による活動の推進に向けた取組について示し、最後に、特定事業計画*の作成や協議会の継続、進捗状況の確認、中間評価の実施などによる基本構想のスパイラルアップ*について定めている。

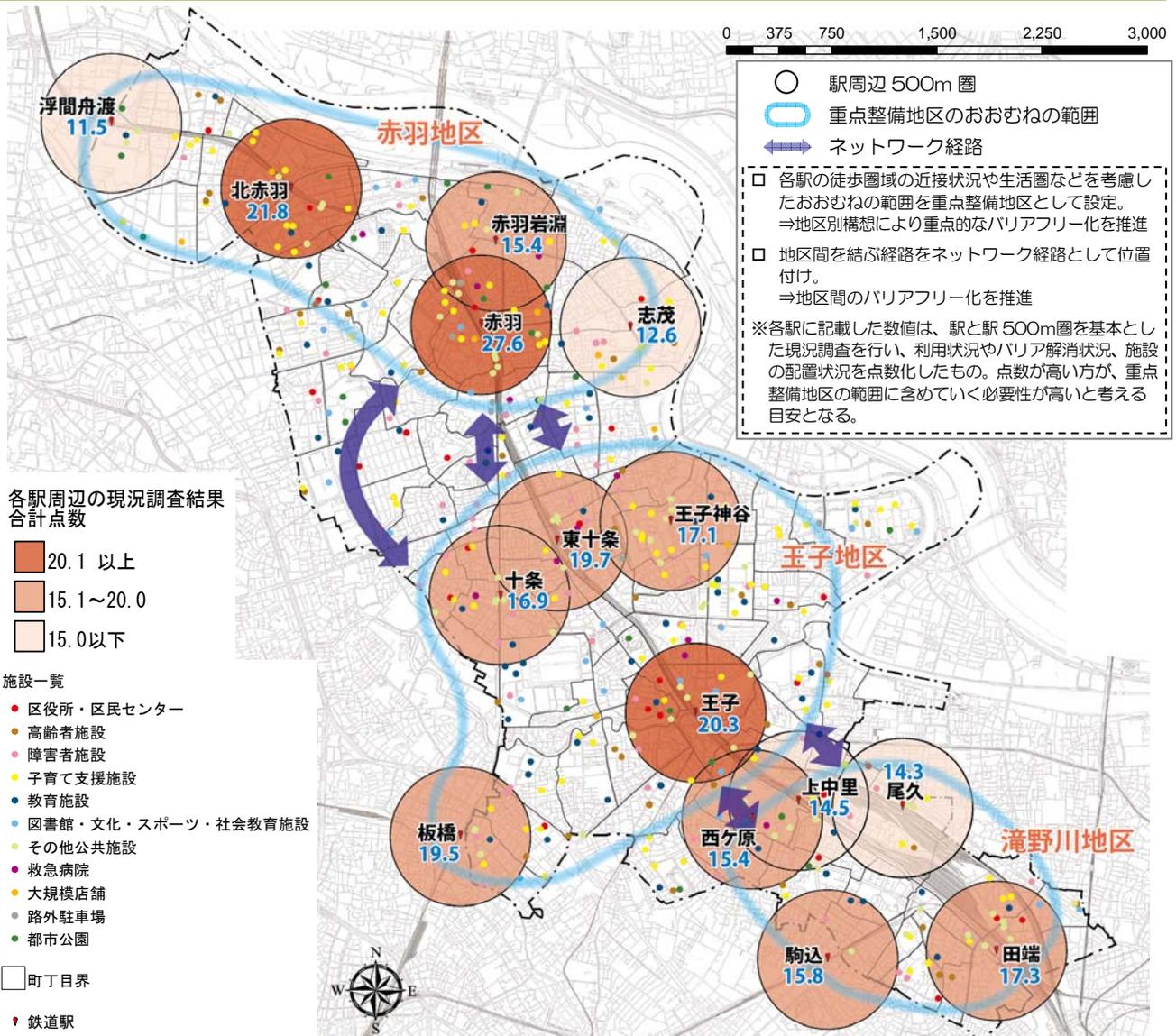
3. 地区別構想策定の進め方

(1) 基本構想の推進に向けて

全体構想で整理した各駅周辺の現況調査結果を踏まえ、地区別構想の策定及び特定事業計画の作成は、下記のスケジュールで進める。

表 1-1 基本構想推進スケジュール

年度	作成内容		
平成 27 年度	全体構想		
平成 28 年度	地区別構想①【赤羽地区】		並行して こころの バリアフリー の取組などを 実施
平成 29 年度	地区別構想②【滝野川地区】	特定事業計画①【赤羽地区】	
平成 30 年度	地区別構想③【王子地区】	特定事業計画②【滝野川地区】	
平成 31 年度		特定事業計画③【王子地区】	
平成 32 年度	中間評価		



(2) 推進体制

全体構想策定時に設置された北区バリアフリー基本構想策定協議会、同区民部会に加え、特定事業の検討にあたり事業者部会を設けて地区別構想の検討を行っている。

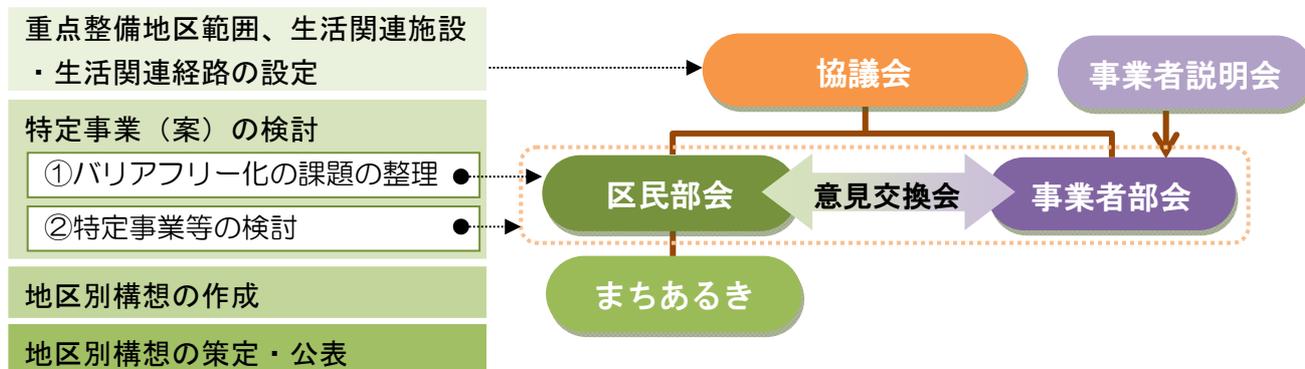


図 1-2 地区別構想策定における推進体制

(3) 検討組織や区民参加による活動等の目的と構成

地区別構想を検討するにあたり、各組織や区民参加による活動の目的と構成は以下の通りである。

協議会	北区バリアフリー基本構想【地区別構想】を検討し、内容について承認を行う。	学識経験者・高齢者・障害者・その他区民・施設管理者・行政関係者等
区民部会	こころのバリアフリー*に関する意見交換やバリアフリー化の課題の整理を行う。	学識経験者・高齢者・障害者・その他区民
まちあるき点検	生活関連施設・経路を視察し、バリアフリー上の具体的な課題を把握する。	学識経験者・高齢者・障害者・その他区民 視察施設の管理者（現地協力）
事業者部会・説明会	特定事業の設定に関する説明を行い、具体的な事業の設定に向けて検討する。	生活関連施設及び生活関連経路の管理者等の事業者

図 1-3 地区別構想策定における検討組織の目的と構成

(4) 地区別構想【赤羽地区】策定フロー

赤羽地区の地区別構想は、下記のフローに従って検討を行った。

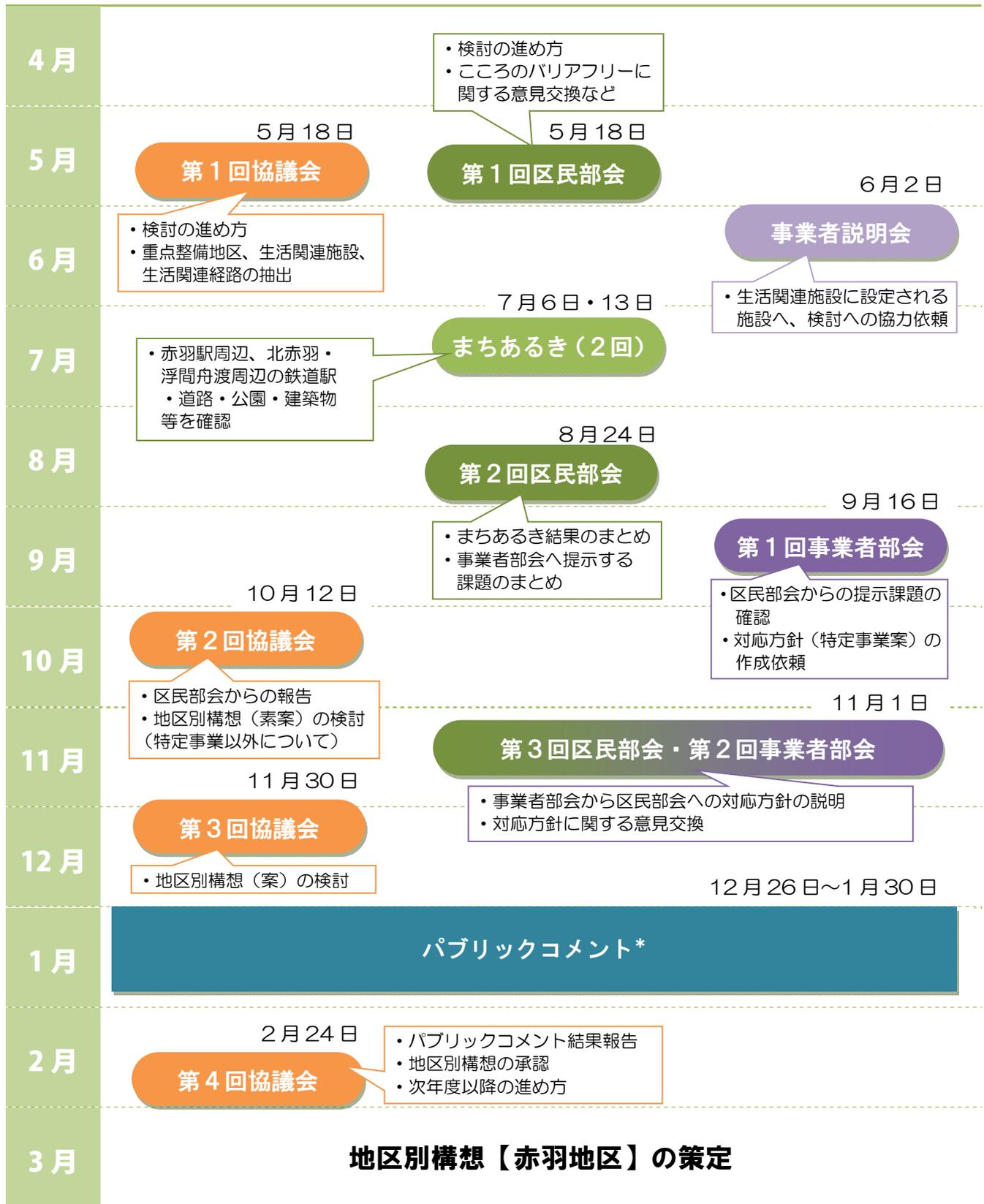


図 1-4 地区別構想【赤羽地区】策定フロー (平成 28 年度)

第2章 地区別構想の基本方針

1. 地区別構想で定める事項

本地区別構想はバリアフリー法に基づく法定の基本構想であり、下記の事項を定めることとする。

- (1) 重点整備地区における移動等円滑化*に関する基本的な方針
- (2) 重点整備地区の位置及び区域
- (3) 生活関連施設*及び生活関連経路*並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- (4) 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- (5) その他の必要な事項

2. 基本構想の基本理念と基本方針

全体構想では、基本構想の基本理念を以下の通り定めている。

「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区
～だれもが健やかに安心して生活・移動できるユニバーサル社会*を目指して～

各施設設置管理者*にとっては利用者に対する安全や安心への思い、移動に制約のある当事者にとっては自由に移動できることへの思い、行政にとっては多様な利害を調整しながらよりよい地域社会を作っていくことへの思い、それぞれの立場は異なっても、バリアフリー法の趣旨をともに実現しようという、大きな思いは共通である。

これらの「思い」に互いに「気づき」、基本構想策定の場で共有し、互いに理解・尊重しながら、それぞれの経験や知識、技術を活かし、利用者のだれにとっても公平なバリアフリーのまちづくりを実現（カタチに）することで、基本構想の目的を達成することを目指す。

これを踏まえ、基本構想の基本方針として、以下の7項目を設定している。

- (1) だれもが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想づくりを目指します
- (2) おおむね10年後（平成37年度）を目標とします
- (3) 区全域におけるバリアフリー推進の考え方を示します
- (4) まちづくりを進めるうえで効果の高い地区を重点整備地区に定めます
- (5) 重点整備地区（地区別構想）では実現性の高い具体的な特定事業を定めます
- (6) こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します
- (7) 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け利用者の参加による推進方法を示します

(5) の重点整備地区（地区別構想）に関する方針では、地区の課題を抽出し、実現性の高い具体的な特定事業を設定すること、施設設置管理者などが主体的かつ連携して事業を設定できるような検討の枠組みを設けることを定めており、これに基づいて地区別構想を策定する。

3. 地区別構想の位置づけ

本地区別構想はバリアフリー法に基づく法定の基本構想として、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針*に基づくとともに、北区が定める「北区基本構想」・「北区基本計画 2015」、「北区人口ビジョン」・「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「北区都市計画マスタープラン 2010」、「北区地域保健福祉計画」などの各関連計画と整合を図りながら、「全体構想」で定めたバリアフリー推進に関する考え方を受けて策定する。

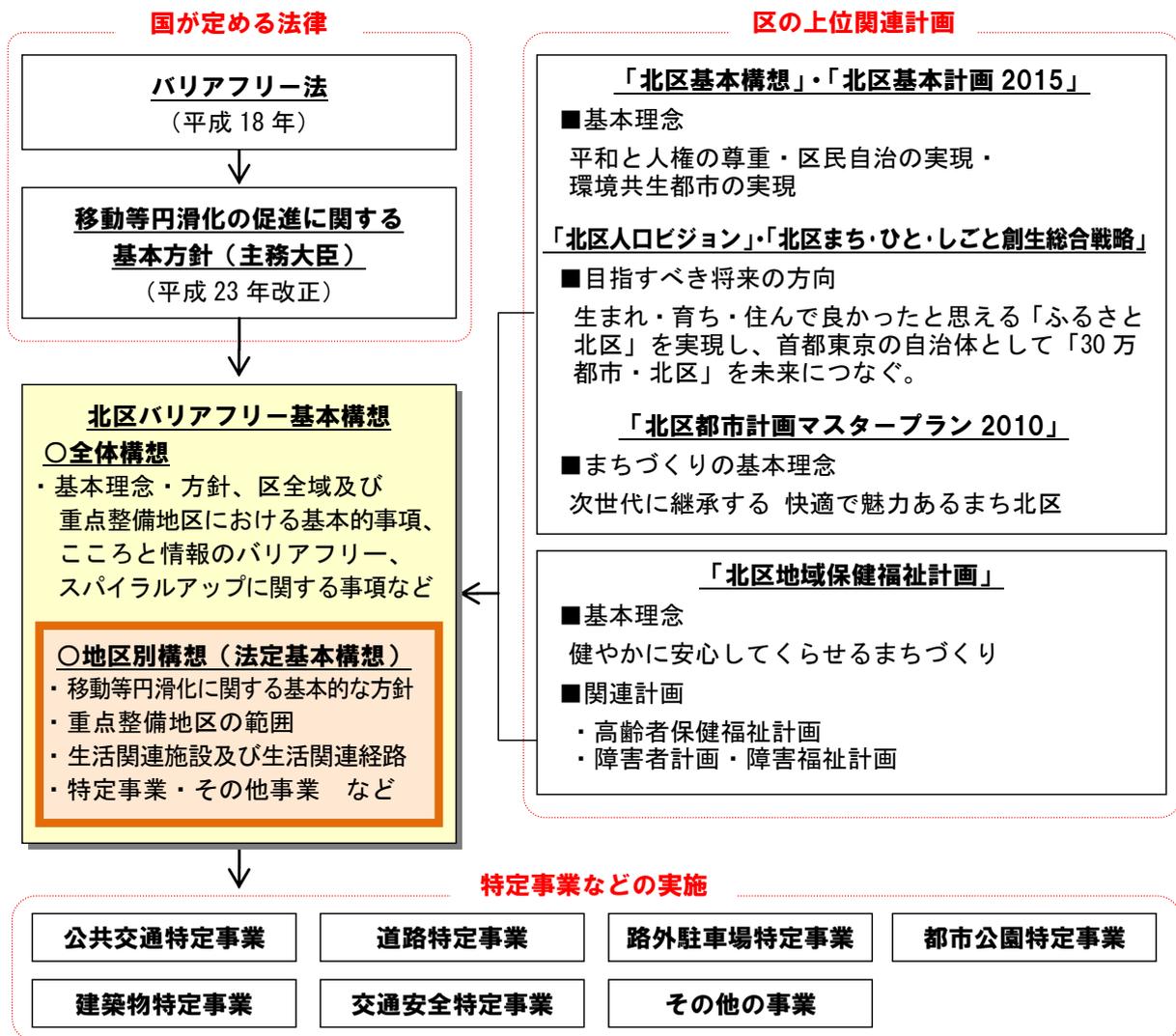


図 2-1 地区別構想の位置づけ

第3章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定

1. 重点整備地区の区域の設定

全体構想において、重点整備地区設定の考え方として、下記の考え方を示している。

- (1) 浮間舟渡駅、北赤羽駅、赤羽駅、赤羽岩淵駅、志茂駅の5つの鉄道駅を含む範囲を赤羽地区とする（すべての駅周辺を重点整備地区の対象とする）。
- (2) 重点整備地区は、駅からの徒歩圏内（駅を中心としておおむね500mから1km以内の範囲）を基本とし、400ha未満の区域とする。
- (3) 重点整備地区の範囲が隣接区に接する場合は、隣接区と協力し、事業を一体的に推進していく。
- (4) 重点整備地区の境界は、できる限り北区の区域内の町丁目境、道路、河川、鉄道などの施設、都市計画道路などによって、明確に表示して定める。
- (5) 重点整備地区は、各駅周辺の現況調査結果を踏まえ、効果的なまちづくりを推進する観点にも留意し総合的な観点から設定する。
- (6) 生活関連施設・経路は、地区別構想において利用状況などを踏まえて設定する。

これを受け、区民が日常的に利用する施設が地区全域に分布していることを考慮し、北区内の環状7号線以北全域を重点整備地区【赤羽地区】とすることとした。さらに、地区の特性を踏まえてさらに3つの地区に分割し、生活関連施設及び生活関連経路を設定した。

赤羽地区における重点整備地区の位置及び区域を図3-1に示す。

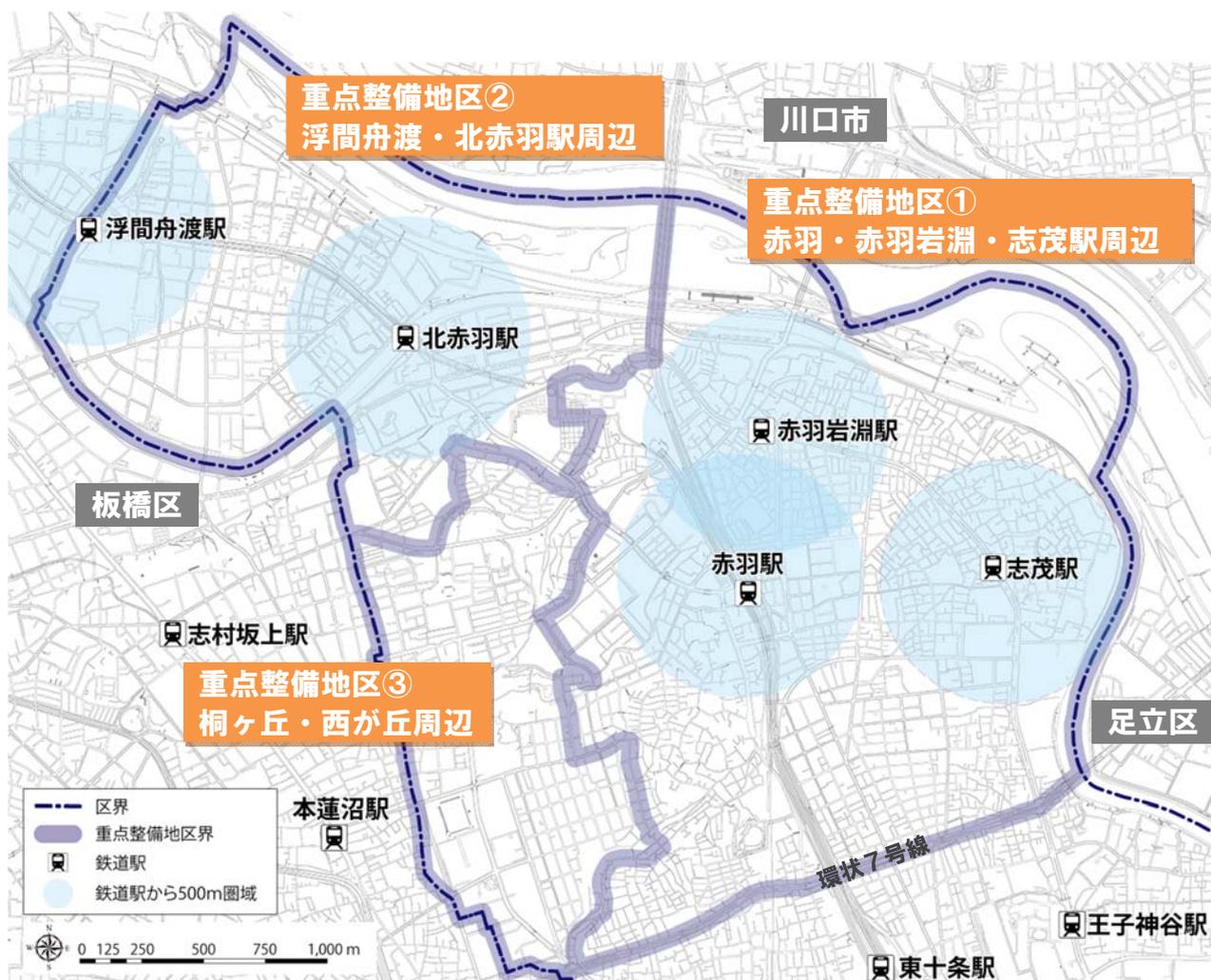


図 3-1 赤羽地区における重点整備地区

2. 生活関連施設及び生活関連経路の設定の考え方

(1) 生活関連施設の考え方

生活関連施設は、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」とバリアフリー法で定義されている。

法の趣旨及び協議会や区民等の意見、地区の特性を踏まえ、鉄道駅をはじめ、日常生活または社会生活において利用する公共施設（高齢者、障害者、子育て支援施設等を含む）、医療施設、金融機関等、商業施設、宿泊施設、路外駐車場*、都市公園等 568 施設を生活関連施設に設定した。

なお、指定した生活関連施設のうち、広域かつ不特定多数の利用が見込まれる 134 施設を【主要な生活関連施設】とし、各施設設置管理者による特定事業の実施にあたっては、今後具体的な内容を協議し、実施可能な項目について特定事業に位置づけ、バリアフリー化を推進していく。

生活関連施設の考え方及び赤羽地区における施設数を表 3-1、表 3-2 に示す。

表 3-1 生活関連施設設定の考え方

	生活関連施設	主要な生活関連施設
考え方	高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設	生活関連施設のうち、広域かつ不特定多数の利用が見込まれる施設
推進方法	法や条例に基づき基準への適合に努める（全生活関連施設が努力義務の対象）とともに、各自が可能な取組を講じていただけるように多様な機会を通じて働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

表 3-2 生活関連施設の分類及び施設数

分類	生活関連施設	主要な生活関連施設	赤羽地区施設数
鉄道駅	鉄道駅	同左	5 (5)
区役所・区民センター	区役所、区民事務所、分室、地域振興室、区民センター、会館、ふれあい館	同左	15 (15)
高齢者施設	高齢者あんしんセンター、高齢者在宅サービスセンター、老人いきいの家、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイホーム、シルバー人材センター	高齢者あんしんセンター 福祉避難所指定施設	14 (8)
障害者施設	障害者福祉センター、療育医療センター、就労支援センター、授産場、グループホーム、福祉園、福祉作業所、デイサービス	障害者福祉センター、療育医療センター、就労支援センター 福祉避難所指定施設	21 (3)
子育て支援施設	子ども発達支援センター、子ども家庭支援センター、子ども交流館、幼稚園、保育園、児童館、児童室、子どもセンター、学童クラブ、育成室、児童養護施設	子ども発達支援センター、子ども家庭支援センター、子ども交流館	48 (1)
教育施設等	特別支援学校*、大学・短期大学、小学校、中学校、高等学校	同左	25 (25)
文化・スポーツ・社会教育施設	図書館、文化センター、スポーツセンター、博物館、資料館、展示室	図書館、文化センター、スポーツセンター、博物館	14 (6)
その他公共施設等	警察署、税務署、健康増進センター、健康支援センター、年金事務所、児童・教育相談所、エコ広場館、ハローワーク、職業能力開発センター、防災センター、避難所（教育施設以外）、セレモニーホール、交番・地域安全センター、銭湯、駐輪場、公衆トイレ	警察署、税務署、健康増進センター、健康支援センター、避難所（教育施設以外）	45 (6)
医療施設	病院、診療所、歯科診療所、調剤薬局	病床数 10 床以上の病院・診療所	229 (9)
金融機関等	郵便局、銀行、コンビニエンスストア	郵便局（ゆうゆう窓口）、銀行（支店）	84 (12)
商業施設	店舗面積が 500 m ² 以上の小売店舗	店舗面積が 1,000 m ² 以上の大規模小売店舗	20 (14)
宿泊施設	客室数 50 以上のホテル・旅館	同左	5 (5)
路外駐車場	駐車のために供する部分の面積が 500 m ² 以上で、かつ駐車料金を徴収する路外駐車場	同左	4 (4)
都市公園等	都市公園・緑地、いっとき集合場所	1ha 以上の都市公園・緑地、いっとき集合場所	39 (21)

※オレンジ色の字で記載した施設は赤羽地区にはない施設

() 内は主要な生活関連施設数

民間の生活関連施設のうち病床数 10 床未満の診療所、歯科診療所、調剤薬局、小規模な金融機関、コンビニエンスストアについては特定事業を検討する対象施設としては含めていないが、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者の生活に密着した施設であることから、出入口等のバリアフリー化など可能な取組を講じていただけるよう働きかけるとともに、こころと情報のバリアフリーの推進について啓発に努める。

(2) 生活関連経路の考え方

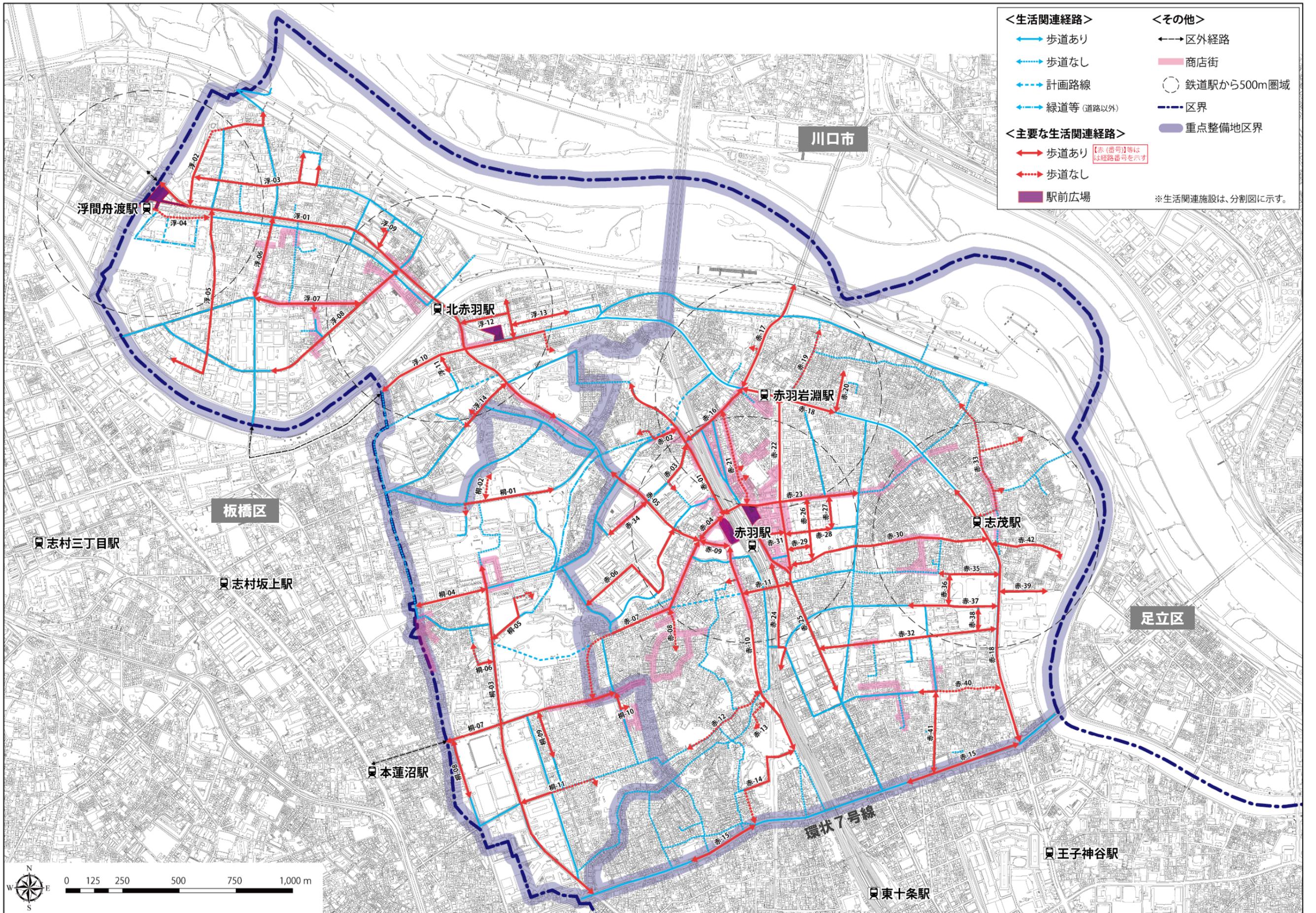
生活関連経路は、「生活関連施設相互間の経路」とバリアフリー法で定義されている。鉄道駅から生活関連施設までの経路ならびに生活関連施設相互を結ぶ経路を生活関連経路として設定する。また、地区の連続性や隣接区からの移動を考慮し、歩行者ネットワークを形成する主要な動線も必要に応じ生活関連経路に設定し、バリアフリー化を推進していく。

特に、主要な生活関連施設相互間を結ぶ経路は【主要な生活関連経路】として、積極的に実施可能な項目について特定事業に位置づけ、鉄道駅等を中心とした連続的な歩行空間のバリアフリー化を推進する。

表 3-3 生活関連経路設定の考え方

	生活関連経路	主要な生活関連経路
考え方	生活関連施設相互間を結ぶ経路、又は歩行者ネットワークを形成する主要な動線や商店街	生活関連経路のうち、主要な生活関連施設相互間を結ぶ経路
推進方法	新設や大規模改修時には基準への適合に努める（全生活関連経路が努力義務の対象）とともに、配慮事項を踏まえた適切な維持管理等が継続的に図られるよう道路管理者へ働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

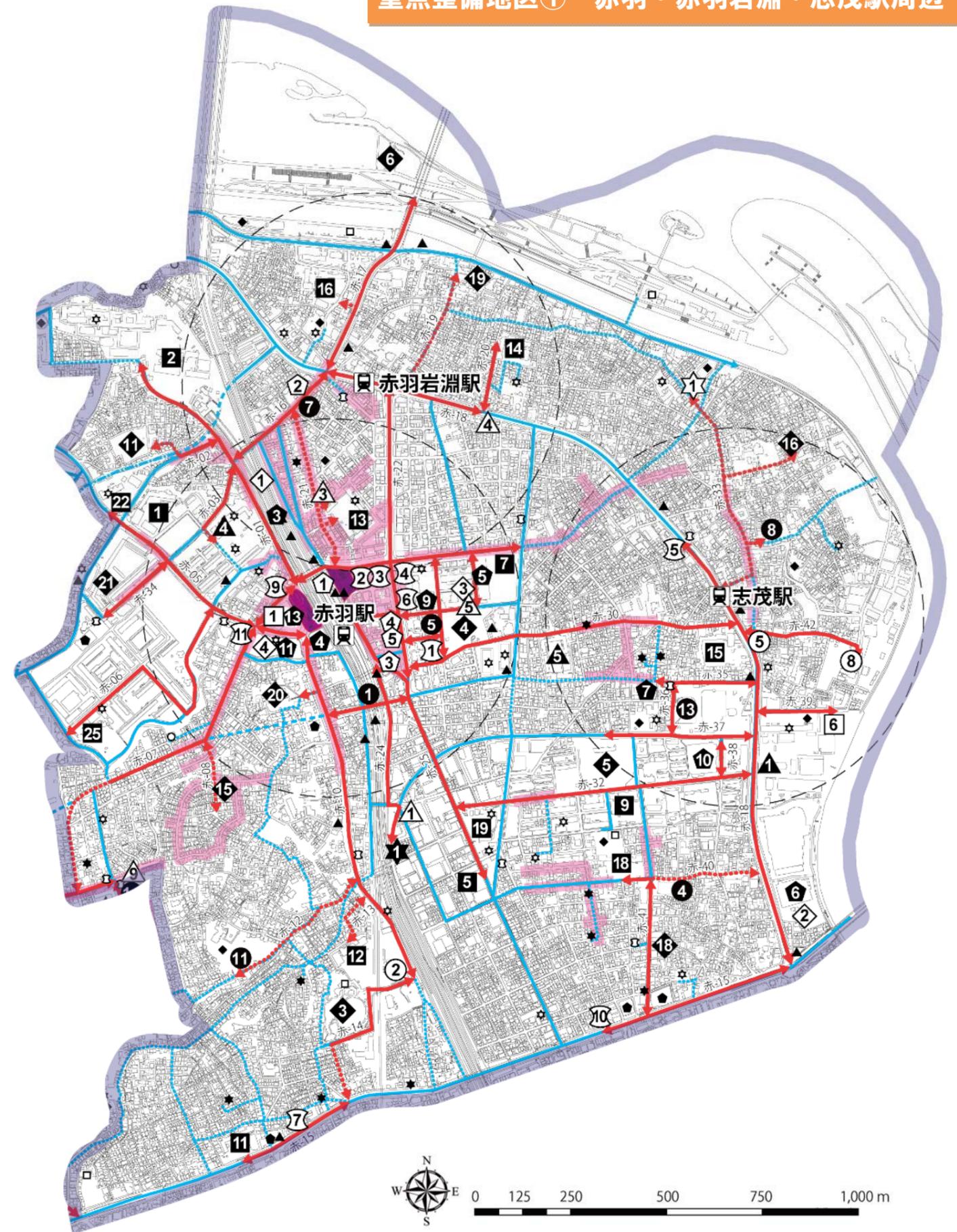
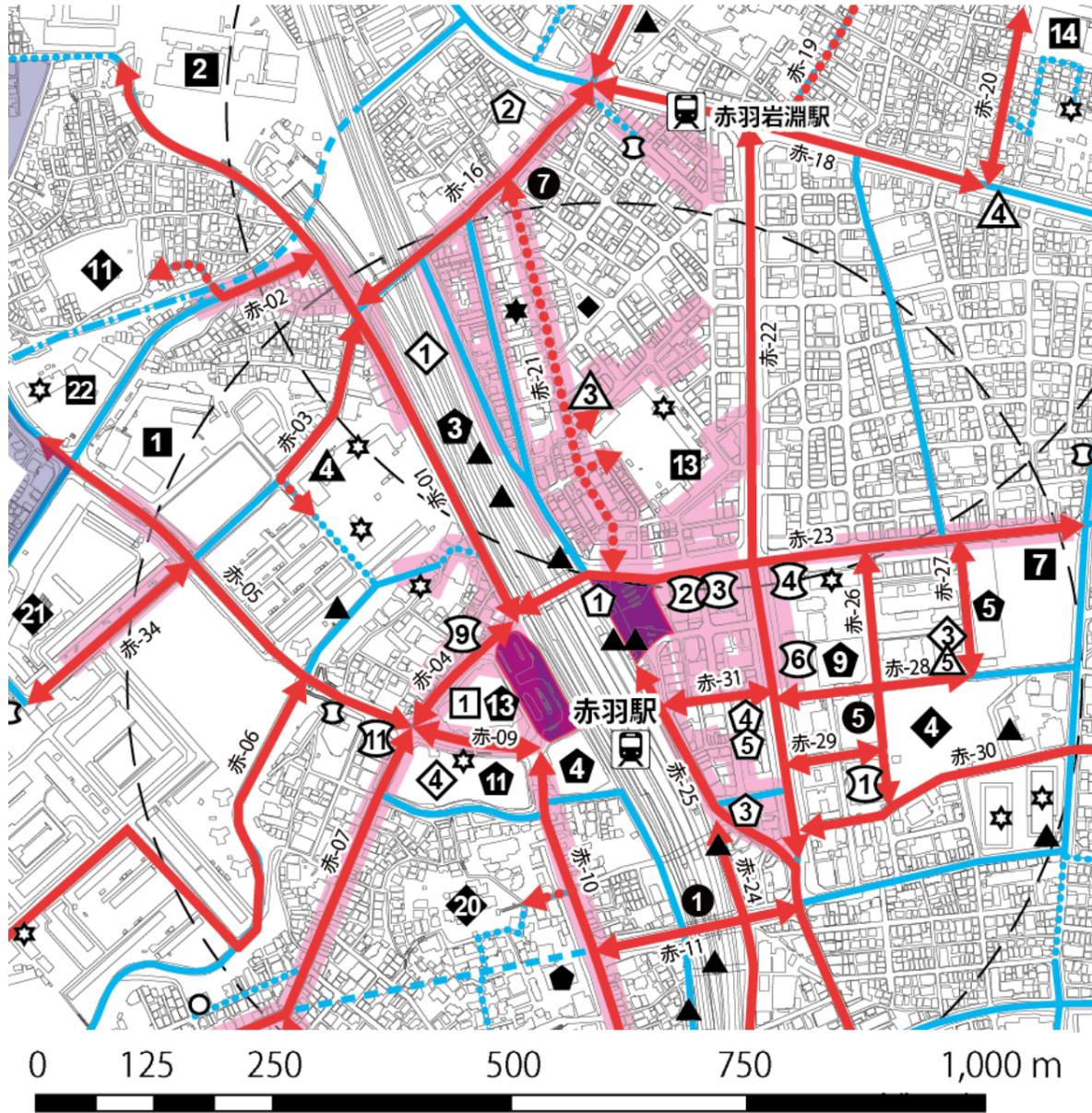
赤羽地区の生活関連施設・生活関連経路及び主要な生活関連施設の一覧を次に示す。



【赤羽地区】生活関連施設・生活関連経路(重点整備地区別)

重点整備地区① 赤羽・赤羽岩淵・志茂駅周辺

赤羽駅周辺(拡大)

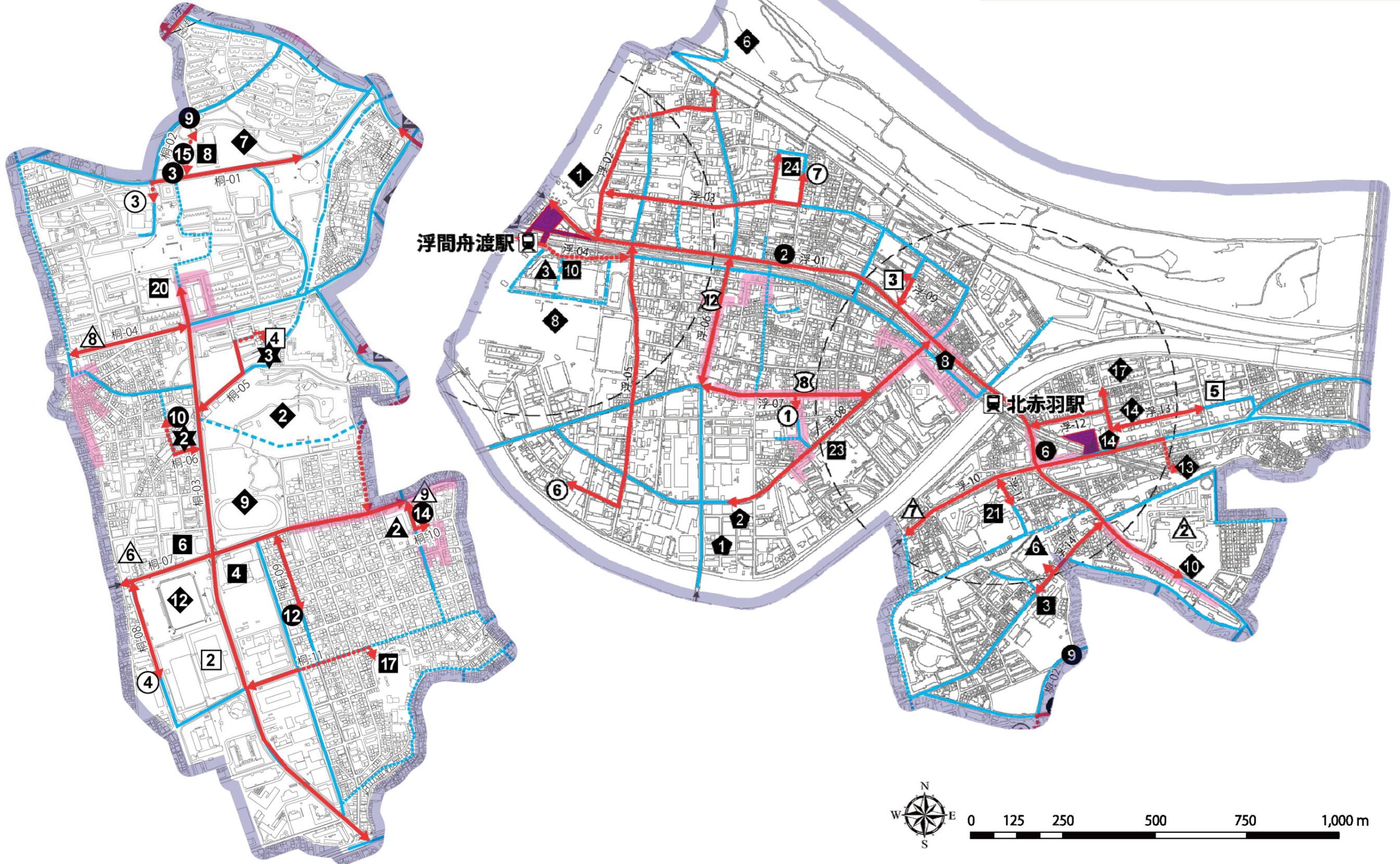


<生活関連施設>		
🚉 鉄道駅	🏫 教育施設等	🏪 商業施設
🏢 区役所・区民センター	🏟️ 文化・スポーツ・社会教育施設	🏠 宿泊施設
👴 高齢者施設	🏢 其他公共施設等	🚗 路外駐車場
🌟 障害者施設	🏥 医療施設	🌳 都市公園等
👶 子育て支援施設	🏦 金融機関等	
<生活関連経路>		
➡️ 歩道あり	➡️ 歩道あり [赤(番号)]等は経路番号を示す	➡️ 区外経路
➡️ 歩道なし	➡️ 歩道なし	🛍️ 商店街
➡️ 計画路線	🟡 駅前広場	📍 鉄道駅から500m圏域
➡️ 緑道等(道路以外)		🟡 重点整備地区界
<small>※番号があるものは別紙に施設名称を整理(主要な生活関連施設)。 ※診療所・歯科診療所・薬局・コンビニは施設数が多いため図示していない。</small>		

【赤羽地区】生活関連施設・生活関連経路(重点整備地区別)

重点整備地区③ 桐ヶ丘・西が丘周辺

重点整備地区② 浮間舟渡・北赤羽駅周辺



【赤羽地区】主要な生活関連施設 一覧

区役所・区民センター

- 赤** 赤羽区民事務所・シルバー人材センター・赤羽しごとコーナー
- 浮** 浮間分室・浮間区民センター・浮間地域振興室・浮間ふれあい館
- 桐** 桐ヶ丘分室
- 赤** 神谷分室・神谷区民センター(神谷ふれあい館)・神谷こどもセンター・神谷地域振興室・神谷図書館
- 赤** 赤羽会館・赤羽地域振興室・赤羽健康支援センター・赤羽図書館・赤羽高齢者あんしんセンター
- 浮** 赤羽北区民センター(赤羽北ふれあい館)・赤羽北地域振興室・赤羽北高齢者あんしんセンター
- 赤** 赤羽ふれあい館・ネスト赤羽
- 赤** 志茂東ふれあい館・志茂地域振興室
- 桐** 桐ヶ丘ふれあい館
- 桐** 島下ふれあい館
- 赤** 稲付ふれあい館
- 桐** 西が丘ふれあい館
- 赤** 元気ぷらざ・元気ぷらざ温水プール
- 桐** 赤羽西地域振興室
- 桐** 桐ヶ丘地域振興室・桐ヶ丘授産場

高齢者施設

- 浮** 浮間さくら荘高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム浮間さくら荘・高齢者在宅サービスセンター浮間さくら荘
- 赤** 清水坂あじさい荘高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘・高齢者在宅サービスセンター清水坂あじさい荘
- 桐** 桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘・高齢者在宅サービスセンター桐ヶ丘やまぶき荘
- 桐** 西が丘園高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム西が丘園
- 赤** みずべの苑高齢者あんしんセンター
- 浮** 特別養護老人ホームうきま幸朋苑・キッズタウンうきま保育園
- 浮** 介護老人保健施設太陽の都
- 赤** 特別養護老人ホームみずべの苑

障害者施設

- 赤** 就労支援センター北
- 桐** 若葉福祉園
- 桐** 赤羽西福祉工房

子育て支援施設

- 赤** 志茂子ども交流館

教育施設

- 赤** 東洋大学赤羽台キャンパス (平成29年4月開設予定)
- 赤** 星美学園
- 浮** 桐ヶ丘高校
- 桐** 赤羽商業高校
- 赤** 成立学園
- 桐** 稲付中学校
- 赤** 赤羽岩淵中学校
- 桐** 桐ヶ丘中学校
- 赤** 神谷中学校
- 浮** 浮間中学校
- 赤** 王子第三小学校
- 赤** 西が丘小学校
- 赤** 赤羽小学校
- 赤** 岩淵小学校
- 赤** なでしこ小学校 (改築中)
- 赤** 第四岩淵小学校
- 桐** 梅木小学校
- 赤** 神谷小学校
- 赤** 稲田小学校
- 桐** 桐ヶ丘郷小学校
- 浮** 袋小学校
- 赤** 八幡小学校
- 赤** 浮間小学校
- 浮** 西浮間小学校
- 赤** 赤羽台西小学校

文化・スポーツ・社会教育施設

- 赤** 赤羽文化センター
- 桐** 国立スポーツ科学センター
- 浮** 浮間図書館
- 桐** 赤羽西図書館・赤羽西福祉作業所
- 浮** 赤羽北図書館
- 赤** 赤羽体育館 (平成29年開設予定)

その他公共施設等

- 赤** 赤羽警察署
- 桐** 避難所 (旧第三岩淵小学校)
- 浮** 避難所 (旧西浮間小学校)
- 赤** 避難所 (旧赤羽台東小学校)
- 赤** 避難所 (旧赤羽中学校)
- 浮** 旧北園小学校 (平成29年高齢者・保育複合施設開設予定)

医療施設

- 赤** 赤羽中央総合病院
- 浮** 東京北医療センター
- 赤** 赤羽東口病院
- 赤** 赤羽岩淵病院
- 赤** 赤羽病院
- 桐** 赤羽リハビリテーション病院
- 浮** 浮間中央病院
- 桐** 大橋病院
- 桐** 岩江クリニック

金融機関 (銀行・郵便局)

- 赤** 赤羽郵便局
- 赤** 三菱東京UFJ銀行赤羽駅前支店
- 赤** みずほ銀行赤羽支店
- 赤** 三井住友銀行赤羽支店
- 赤** 東京シティ信用金庫赤羽支店
- 赤** 城北信用金庫赤羽支店
- 赤** 城北信用金庫十条支店
- 浮** 城北信用金庫浮間支店
- 赤** 城北信用金庫赤羽西口支店
- 赤** 瀧野川信用金庫東十条支店
- 赤** 瀧野川信用金庫赤羽支店
- 浮** 瀧野川信用金庫浮間支店

商業施設

- 浮** 島忠ホームズ北赤羽店
- 浮** オーケー北赤羽店
- 赤** ビーンズ赤羽
- 赤** 赤羽パルロードIアピレ
- 赤** ダイエー赤羽店
- 赤** ニトリ赤羽店
- 赤** スーパーバリュー志茂店
- 浮** ライフ北赤羽店
- 赤** 西友赤羽店
- 赤** イオン赤羽北本通り店
- 赤** パルロードIII (イトーヨーカドー赤羽店)
- 浮** マルエツ浮間舟渡店
- 赤** パルロードIIビビオ
- 浮** ライフアクトピア北赤羽店

宿泊施設

- 赤** ホテルメッツ赤羽
- 赤** 東横イン赤羽駅東口一番街
- 赤** ホテルミッドイン・赤羽駅前
- 赤** 赤羽プラザホテル
- 赤** ダイワロイネットホテル 東京赤羽

路外駐車場

- 赤** ビーンズ赤羽駐車場
- 赤** 株式会社ニトリ赤羽店
- 赤** タイムズダイエー赤羽店駐車場
- 赤** 赤羽駅西口駐車場

都市公園等

- 浮** 都立浮間公園
- 桐** 赤羽自然観察公園
- 赤** 清水坂公園
- 赤** 赤羽公園
- 赤** 北運動公園
- 赤** 新荒川大橋緑地・荒川赤羽桜堤緑地・荒川赤羽緑地・荒川岩淵関緑地
- 桐** 桐ヶ丘中央公園
- 浮** 新河岸東公園
- 桐** 赤羽スポーツの森公園
- 浮** 赤羽台さくら並木公園
- 赤** 赤羽台公園・赤羽緑道公園
- 桐** 国立西が丘サッカー場
- 浮** 赤羽北一丁目児童遊園
- 浮** 赤羽北二丁目児童遊園
- 赤** 鶴ヶ丘児童遊園
- 赤** 志茂四わかば児童遊園
- 浮** 都営住宅前広場
- 赤** 柏木神社
- 赤** 八雲神社
- 赤** 静勝寺境内
- 赤** 赤羽台のもり公園 (開設予定)

赤：重点整備地区① 赤羽・赤羽岩淵・志茂駅周辺
浮：重点整備地区② 浮間舟渡・北赤羽駅周辺
桐：重点整備地区③ 桐ヶ丘・西が丘周辺

※平成29年3月現在 (予定を含む)

第4章 赤羽地区の現状と課題

1. まちあるき点検の実施

赤羽地区の特定事業等を検討するにあたり、主要な生活関連施設・生活関連経路を対象にまちあるき点検を実施し、現状と課題の把握を行った。

まちあるき点検の実施概要と主な意見を以下に示す。

(1) 実施概要

まちあるき点検は区民部会委員及びその紹介者、公募区民を中心に、下記の通り2回実施した。

表4-1 まちあるき点検実施概要

地区	赤羽・赤羽岩淵・志茂駅周辺	赤羽・浮間舟渡・北赤羽駅周辺
日程	7月6日(水) 13:15~17:30	7月13日(水) 13:15~17:30
会場	赤羽文化センター 第1視聴覚室	赤羽文化センター 第1視聴覚室
出席者	47名(事務局含む)	39名(事務局含む)
点検施設	JR赤羽駅(駅前広場含む) 東京メトロ赤羽岩淵駅 東京メトロ志茂駅 赤羽区民事務所 赤羽ふれあい館 元気ぴらざ 赤羽文化センター 赤羽郵便局 赤羽中央総合病院 イオン北本通り店 イトーヨーカドー赤羽店 赤羽交差点	赤羽緑道公園、赤羽台公園 三菱東京UFJ銀行赤羽駅前支店 JR浮間舟渡駅(駅前広場含む) JR北赤羽駅(駅前広場含む) 赤羽北区民センター 浮間図書館 ライフ北赤羽店 ライフアクトピア北赤羽店 マルエツ浮間舟渡店 都立浮間公園

(2) 実施状況

現地点検及び会議室での意見交換を通じて、課題の抽出、整理を行った。



図4-1 まちあるき点検実施状況

(3) 主な意見

まちあるき点検における主な意見を以下に示す。

表4-2 まちあるき点検における主な意見 (◎：良かった点 △：課題として指摘された点)

対象施設	意見内容	写真
鉄道駅	◎エレベーターのボタンが大きくて良い。(JR 赤羽駅) ◎案内がわかりやすい。(東京メトロの鉄道駅) △券売機のタッチパネルが見えづらく車いすでは操作が難しい。(JR 赤羽駅、北赤羽駅、浮間舟渡駅、東京メトロ赤羽岩淵駅) 写真1 △ホームドア*がほしい。(JR の鉄道駅)	
公共施設	◎視覚障害者誘導用ブロック*が受付とエレベーターまで連続して設置されている。(赤羽ふれあい館、赤羽区民センター) 写真2 ◎一般トイレ内に親子トイレやおむつ交換台がある。(赤羽文化センター、元気ぷらざ) △出入口の視覚障害者誘導用ブロック上に駐輪があり危険である。(赤羽文化センター) △多機能トイレ*のドアは自動式かストッパー付きとしてほしい。(赤羽文化センター、赤羽区民事務所) △出入口などに音声案内があるとよい。(赤羽ふれあい館)	
商業施設 病院 銀行など	◎店舗の出入口や通路が広い。 写真3 ◎商品案内がわかりやすい。 ◎係員がいるので、何かあれば手伝ってもらえそうである。 △ガラスや鏡のところでは弱視の人などがぶつかる危険がある。 △筆談用具*が用意されていない。	
駅前広場	◎バスの運転手が「どちらへ行かれますか？」と声掛けしてくれる。(JR 赤羽駅西口駅前広場) ◎バス停に屋根が設置されている。(JR 赤羽駅西口駅前広場) △バス停の乗り場について、行先がわかりにくいので、大きな数字や文字、情報ボードがほしい。(JR 赤羽駅東口駅前広場) △タクシー乗降場は段差が高いのですりつけた方がよい。(JR 浮間舟渡駅前広場) 写真4 △障害者用乗降場や駐車スペースがあるとよい。(JR 浮間舟渡駅前広場)	
道路	△視覚障害者誘導用ブロックが古い規格で認識しづらかったり、インターロッキングの色との識別が難しい箇所がある。 △舗装がガタガタしているところがある。 △歩道の勾配(車道や横断歩道に向けて)が大きいところが多い。 △放置自転車が多数。 △植栽帯の木や看板、商品などが歩道を狭めている箇所がある。 △音響式信号機*や残り時間表示式信号機を設置してほしい。 △横断歩道にエスコートゾーン*を設置してほしい。 写真5	

写真1：鉄道駅の券売機

写真2：受付まで連続した視覚障害者誘導用ブロック

写真3：店舗内の広い通路

写真4：段差のあるタクシー乗り場

写真5：エスコートゾーンのないスクランブル交差点

対象施設	意見内容	写真
公園	<p>△トイレが暗く、維持管理の状態が悪い。(赤羽台公園、浮間公園)</p> <p>△アーチ状の車いすゲートはバイク等の侵入を防いでいるが、車いす使用者や介助者、ベビーカー利用者にとっては通りにくい。(赤羽台公園、赤羽緑道公園) 写真6</p> <p>△ベンチなどが少ない。(赤羽台公園)</p>	
その他	<p>△施設整備をする際には障害当事者の意見を聞く場を設けてほしい。</p> <p>△施設で働く人に障害に対する理解を持ってもらうことが当事者の快適な施設利用につながる。</p>	

2. 赤羽地区の課題のまとめ

赤羽地区は、交通バリアフリー法*（旧法）に基づく基本構想を策定していないため、駅周辺における重点的、一体的なバリアの解消の取組が十分なされていない地区である。

とくに赤羽駅周辺は、駅利用者数が王子駅に次いで多く、駅 500m 圏の施設数は区内の全ての駅周辺で最も多いなど、区内外から高齢者・障害者等を含む不特定多数の利用が特に見込まれるエリアであり、赤羽地区の 3 つの重点整備地区の中でも特に重点的な取組が求められる。

赤羽地区における特定事業別の主な課題を下記に示す。

（1）公共交通特定事業

鉄道駅について、特に、出入口が複数あり乗換利用も多い JR 赤羽駅では、バリアフリールート*の増設や案内のわかりやすさの向上が重要となる。JR 北赤羽駅周辺は、駅が川をまたいでおり、バリアフリールートの迂回距離が長いことから 2 ルート目の必要性が高い。JR 駅に共通して、ホームドア整備による安全性の確保が求められる。東京メトロ各駅はホームドアの整備や案内サイン*の更新が進んでおり、基本的なバリアフリー化が完了していることから、区民意見を踏まえた利便性の向上が望まれる。

バスについては、特に駅前広場など主要なバス停留所において、案内の充実や、道路管理者との連携による連続的な上屋の設置等による移動しやすさの向上が求められる。

まちあるき点検では停留所での乗務員から利用者への声かけに感謝する意見が多く、引き続き多様な障害等への理解や適切な対応について研修等をすすめるなど、こころのバリアフリーの推進が重要となる。

（2）道路特定事業

赤羽・北赤羽駅周辺では主要な生活関連経路を中心に歩道が設置された道路が多いものの、視覚障害者誘導用ブロックの敷設は駅周辺の一部に限られている。また、敷設されていても古い規格であったり輝度比が確保されていないなど、利用しにくい部分も多い。主要な生活関連施設間においては JIS 規格に適合した連続的でわかりやすい視覚障害者誘導用ブロックの設置が求められる。

歩道が狭い道路では、車両乗り入れ部や横断歩道接続部での勾配が大きい箇所があり、可能な限り平坦部を確保するよう努める必要がある。

赤羽駅から北赤羽駅にかけては高低差が大きく、車いす使用者等では坂道の移動が困難と考えられる区間が生じている。特に利用者が多い区間では、エレベーターの設置などによる高低差の解消を検討することが望ましい。

交通量の多い箇所では、歩行者や車いす使用者と自転車が行きかうことによる衝突の危険性が高く、自転車走行空間の整備等による安全性の向上が課題となる。

(3) 公園特定事業

出入口において古い規格の車両侵入防止柵を採用している公園が多く、車いすやベビーカー使用者の出入りに支障が生じている。多機能トイレについては、維持管理や扉の開閉のしやすさに課題がある施設が見受けられ、改善が求められる。

大規模な公園では、総合的な案内やバリアフリー情報の提供、人的支援の充実が必要である。

(4) 建築物・路外駐車場特定事業

赤羽地区の主要な生活関連施設は、病院、銀行、商業施設、宿泊施設など民間の施設が多いことが特徴であり、それぞれの施設設置管理者が現在の施設の状況や利用者の特性にあわせて可能な対応を推進することが望まれる。

大きな施設では、エレベーターや車いす使用者用トイレなどの基本的なバリアフリー化は行われていることが多いが、建設当時の基準による整備であり、使い勝手が悪くなっている部分については改修等の時期をとらえて改善する必要がある。また、商品や看板等により通路が狭まっており移動に支障が出ているなど、運営面での配慮が求められる。

公共施設では、これまで特定の利用者を想定していた学校についても、広く区民に利用される機会が増えていること、避難所となっていることから基本的なバリアフリー化を推進する必要性が高いとの意見が多い。公共施設統廃合等の状況を踏まえつつ、段差の解消、エレベーターやトイレの設置などを順次進めていくことが求められる。

こころのバリアフリーについて、親切、丁寧な対応を受けられる施設が多いとの区民意見があるが、さらに多様な利用者への理解や適切な対応について研修等をすすめ、人的対応の質の向上を図ることが求められる。

(5) 交通安全特定事業

主要な交差点におけるバリアフリー対応信号機及びエスコートゾーンの設置が十分に進んでおらず、整備の推進が求められる。

特に、駅前などの混雑する交差点や複雑な形状の交差点には、道路管理者と連携し、歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンを設置することが重要である。

(6) その他の事業

赤羽地区の駅前広場は、整備後期間が経過しているものが多く、特に赤羽駅の東西駅前広場では、歩行動線上の勾配が大きい、視覚障害者誘導用ブロックの規格が不適切である、総合的な案内が不足しているなど、多くの問題が発生している。大規模改修にあわせて区民意見を取り入れ、基準に適合させるだけでなく、交通結節点としての利便性を向上させるバリアフリー整備が求められる。

その他の駅前広場においても、駅出入口からバス停留所や道路、主要な生活関連施設に向けた連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置や平坦な歩行空間の確保などが求められる。

第5章 移動等円滑化に関する事項

1. 移動等円滑化に関する主な基準等

バリアフリー法では、各施設設置管理者はバリアフリー法に基づく各移動等円滑化基準*やガイドライン*、東京都福祉のまちづくり条例*の記載事項の内容に基づき、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、特定事業等の実施にあたっては、これらの基準等を踏まえ、実現可能な取組を進めていくことが基本となる。

表5-1 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成18年12月
	公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成18年12月
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年12月
駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成25年6月
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成25年6月
	道 路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成24年7月 (平成27年7月追補)
条例等	公共交通・道路・公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 平成26年9月
	道 路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	公 園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	建 築 物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 平成18年12月
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	駐 車 場	駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	(財)東京都道路整備保全公社 平成19年2月
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成25年8月
ト イ レ	生活者の視点に立ったトイレ整備の指針 —とうきょうトイレ、その方向性—	東京都福祉のまちづくり 推進協議会 平成18年7月	

2. 移動等円滑化に向けた特定事業別の対応の考え方

『「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区』の実現のためには、利用者の気づきや提案を特定事業の内容に広く反映させることが重要である。

そこで、先に示した移動等円滑化に関する基準等の内容を踏まえつつ、全体構想に定めた“特定事業設定に関する留意事項”やまちあるき点検等での意見をもとに、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が移動・利用しやすい施設整備に向けて対応を進めていく際の共通の考え方を配慮事項として整理し、特定事業を検討する各施設設置管理者と共有した。

(1) 公共交通の共通の配慮事項

① 旅客施設（鉄道駅）

項目	共通の配慮事項
通路	<ul style="list-style-type: none"> ➤ エレベーター利用により大きな迂回が生じる駅では、2ルート目のバリアフリールート確保や上下方向へのエスカレーター設置に努める。 ➤ 主要な動線や設備（トイレ、券売機、精算機、インターホンなど）には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。
上下移動	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。 ➤ エレベーターは、車いすが複数乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。
ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 転落を防止するためのホームドアや可動式ホーム柵*、または内方線付点状ブロックを設置する。 ➤ ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。 ➤ 乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。 ➤ 排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合は1%を標準とする。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置など）。 ➤ オストメイト*対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。 ➤ 利用者が多い施設では、一般トイレの多機能化やベビーカーで入れる便所の確保などにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする。 ➤ 自動水洗の導入やJIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ➤ 多機能トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。 ➤ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ➤ 多機能トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。
券売機等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車いすでも近づきやすい蹴込みや見やすい（反射しない）タッチパネルなど、車いす使用者が1人でも利用しやすい券売機等を設置する。

項目	共通の配慮事項
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バリアフリー経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラム*などを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ▶ 駅出入口や改札付近、ホームなどで音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。 ▶ 可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。 ▶ 改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置を示す音声付触知案内図*を視覚障害者が容易に認識できる位置に設置する。 ▶ 駅構内や周辺のバリアフリーに関する案内を紙で配布するなど、多様な利用者を想定した情報提供の充実を図る。 ▶ 改札周辺やホーム等にインターホンを設置する場合は、モニターを設けるなど聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。 ▶ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。 ▶ 駅や車両利用のマナー・ルール、エレベーターや多機能トイレは、移動や施設の利用に制約がある人が優先して使えるよう、利用者への周知・啓発を行う。

<参 考>

■ ホームドア



■ 内方線付点状ブロック



■ 電光掲示やモニターによる情報提供



■ バリアフリールートなどがわかりやすい案内板



② 路線バス・コミュニティバス

項目	共通の配慮事項
車両	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車両のノンステップ化や車いす使用者やベビーカー利用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
バス乗降場・停留所	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バス停にベンチや屋根を設置するなど、十分な待合スペースを確保する。(道路管理者との連携) ▶ バス停を設置する歩道は、バスが正着(停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者との連携)
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バス乗降場や停留所における案内を充実する(わかりやすい路線図、ノンステップバス*運行の表示、多言語表記など)。 ▶ バス接近表示システムの導入(音声案内・電光表示)を促進する。 ▶ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バス停への正着やニーリング(車両を傾けて段差を緩和する)を徹底する。 ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。 ▶ バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

<参考>

■ ノンステップバス



■ バリアフリー化されたバス停留所



出典：公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編(平成25年6月)

③ タクシー

項目	共通の配慮事項
車両	➤ 車いす利用者等も利用できる福祉タクシー*（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入を促進する。
案内設備・情報のバリアフリー	➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。
人的対応・こころのバリアフリー	➤ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

■福祉タクシー・ユニバーサルデザインタクシー

福祉タクシーは、障害者等の運送を目的とした予約制のタクシーである。ユニバーサルデザインタクシーは、健常者や高齢者、車いす利用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両であり、予約だけでなく街中で呼び止めても利用できるタクシーである。



出典：川崎タクシーグループホームページ

ユニバーサルデザインタクシー

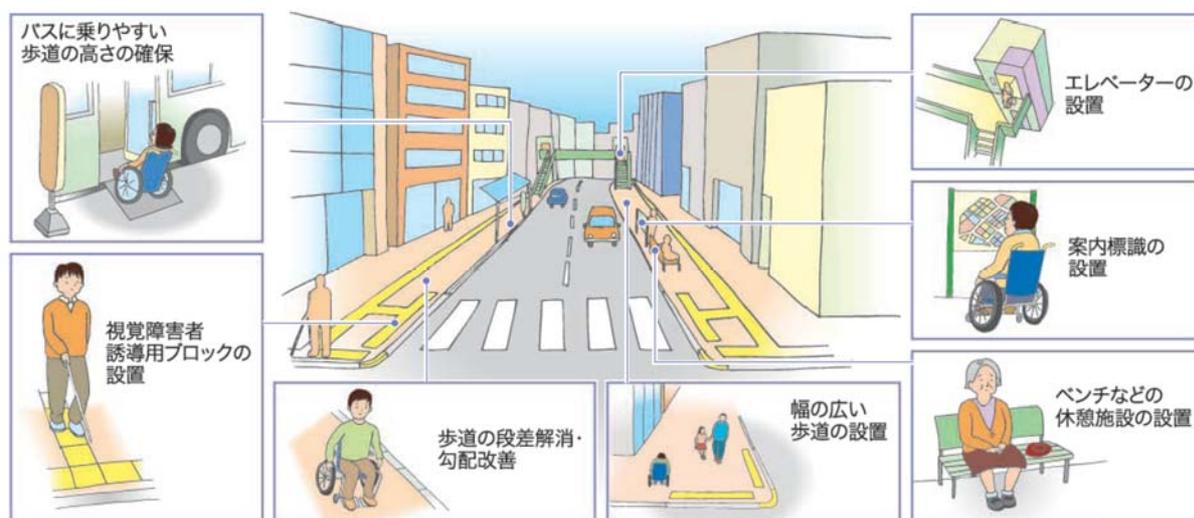
(2) 道路の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
歩道等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 歩道の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員*が確保された歩行空間を整備する。 ▶ 横断歩道接続部の勾配を解消し(5~8%以下)、車いす使用者が安全に滞留できるスペースを整備する。 ▶ 地形などにより高低差が伴う場合には、垂直方向の移動などによる負担を少なくするよう、エレベーターなどの整備も含めて検討する。 ▶ 歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。 ▶ 歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰の確保やベンチ等の休憩施設の設置に努める。 ▶ 歩道の安全性を高めるため、自転車走行空間整備を推進する。 ▶ 駅前広場では、駅出入口から各乗降場等への連続した屋根を設置し、わかりやすい位置に乗り場や行き先のわかる総合案内板等を設置する。
バス乗降場・停留所	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バス停にベンチや屋根を設置し、十分な待合スペースを確保する。(バス事業者との連携) ▶ バス停を設置する歩道は、バスが正着(停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(バス事業者との連携)
タクシー乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ▶ タクシー乗降場を設置する歩道は、車いすでも座席の直近まで接近できるように、歩車道境界の段差を少なくする(2cmを標準)。
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。 ▶ 沿道の生活関連施設の利用状況やニーズを考慮し、必要に応じて施設入口へ連続的に誘導するブロックを設置する。(施設管理者と連携)
歩道のない道路	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。 ▶ 路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。(交通管理者と連携) ▶ 歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。 ▶ バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。(バス事業者と連携)
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 長く続く坂道では、車いすなどが一時停止できる平坦部や手すり、ベンチの設置などに配慮する。 ▶ 電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活関連経路上の主要な箇所(駅周辺、主要交差点、主要な生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した見やすく近づきやすい案内表示の設置に努める(必要に応じて点字表示・音声案内など)。 ▶ エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすいものを設置する。 ▶ 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する。

項目	共通の配慮事項
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。 ➢ 工事中なども多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。 ➢ 自転車通行環境整備*と通行ルールの啓発を推進し、歩行者の安全性を向上させる。(交通管理者と連携) ➢ 駅周辺の放置自転車対策を積極的に行い、歩行環境を向上させる。

< 参 考 >

■道路のバリアフリー化のイメージ



■バリアフリー化された歩道



■路側帯のカラー舗装

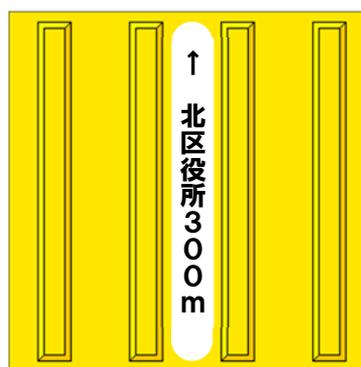
出典：国土交通省資料



■長く続く坂道への手すりの設置



■視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導



(3) 建築物・路外駐車場の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
出入口・敷地内通路 (屋外)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者と連携) ➤ 主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー利用者等に配慮した幅を確保する(80 cm以上)。
建物内通路	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120 cm以上)。 ➤ 主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。
上下移動	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。 ➤ 2階以上の施設には、エレベーターを設置する。 ➤ エレベーターは、車いすが複数乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置など)。 ➤ オストメイト対応設備*や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。 ➤ 利用者が多い施設では、一般トイレの多機能化やベビーカーで入れる便所の確保などにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする。 ➤ 自動水洗の導入やJIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ➤ 多機能トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者等に配慮し、低い位置に設置する。 ➤ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ➤ 多機能トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設内の配置図やバリアフリー化された経路、非常口、施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ➤ パンフレットやWEB*などを使った案内など多様な方法で、施設の利用やバリアフリーなどに関する情報を提供する。 ➤ 施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。 ➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。
駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の出入口付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設(幅350 cm以上)を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。 ➤ 利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。

項目	共通の配慮事項
その他設備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 受付・窓口や記入台は、車いす使用者が利用しやすい構造のものを1つ以上設置する（座位用、膝が入る構造）。 ➢ 貸出し用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。 ➢ 授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。 ➢ 商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮する。 ➢ 区民事務所や病院などの順番待ちが生じる施設では、電光表示や呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。
人的対応・ こころの バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、受付・窓口からは職員・従業員等が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。 ➢ 多様な利用者への適切な対応について職員・従業員等の教育を実施し、職員・従業員等による案内やサポートなどの対応を充実する。 ➢ 施設利用のマナー・ルール、エレベーターや多機能トイレは、移動や施設の利用に制約がある人が優先して使えるよう、利用者への周知・啓発を行う。

< 参 考 >

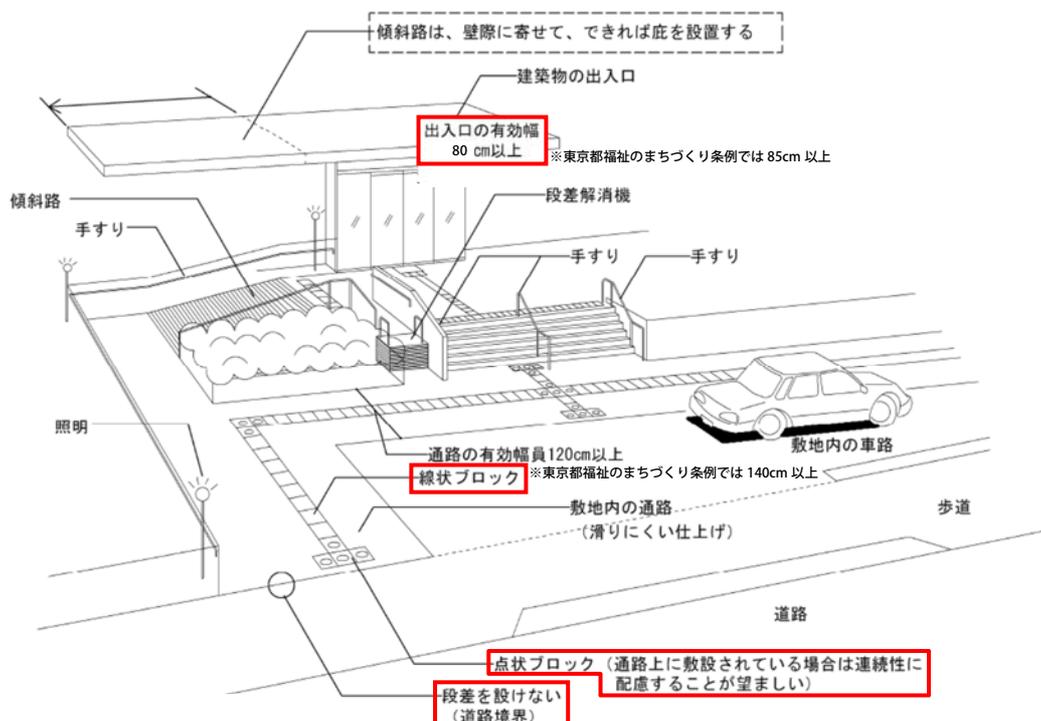
■建築物のバリアフリー化

（東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル、

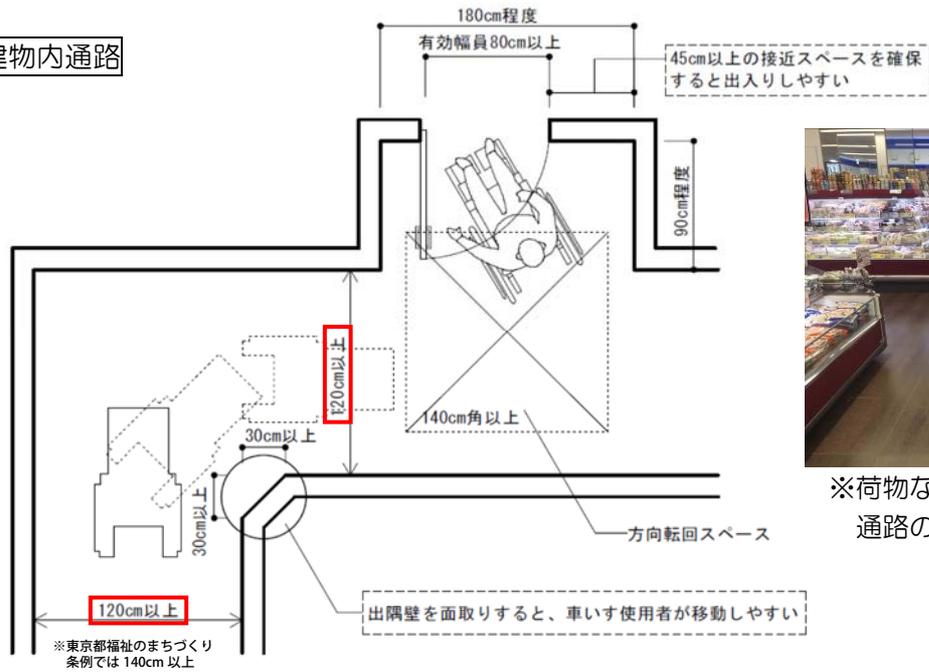
高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成ほか）

 赤枠で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準です。

出入口・敷地内通路（屋外）

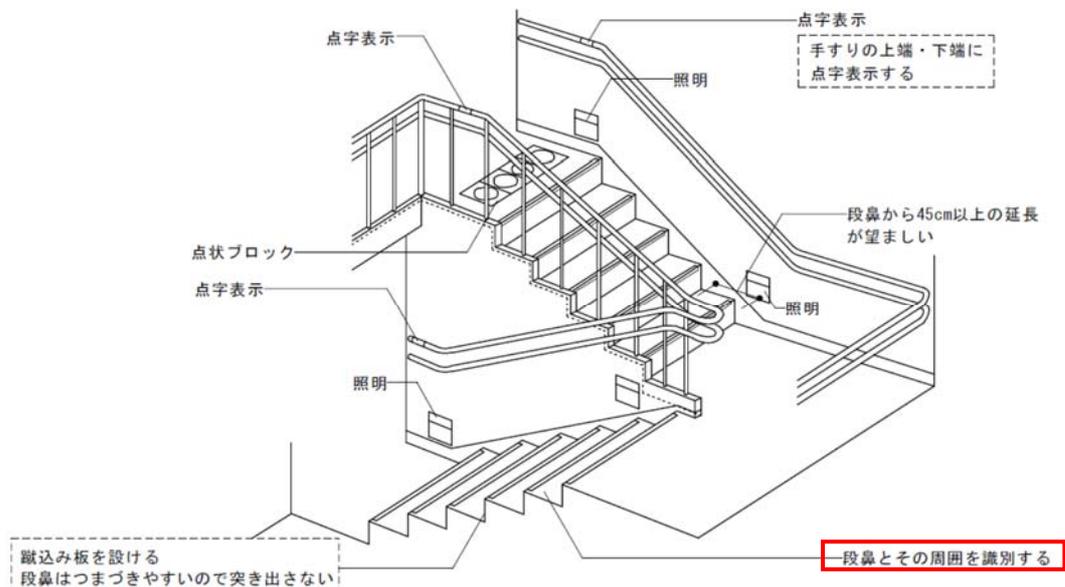
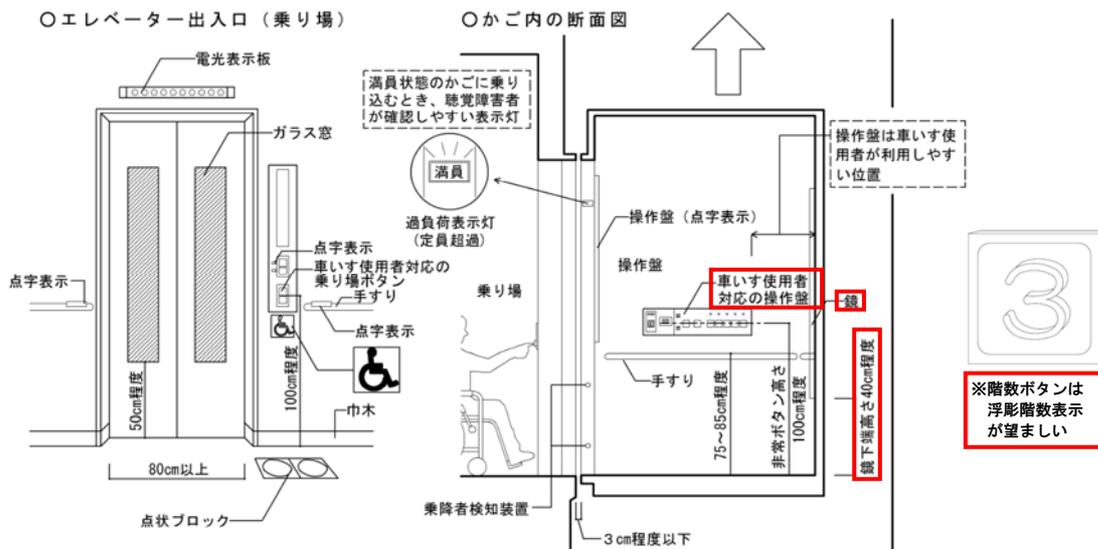


建物内通路

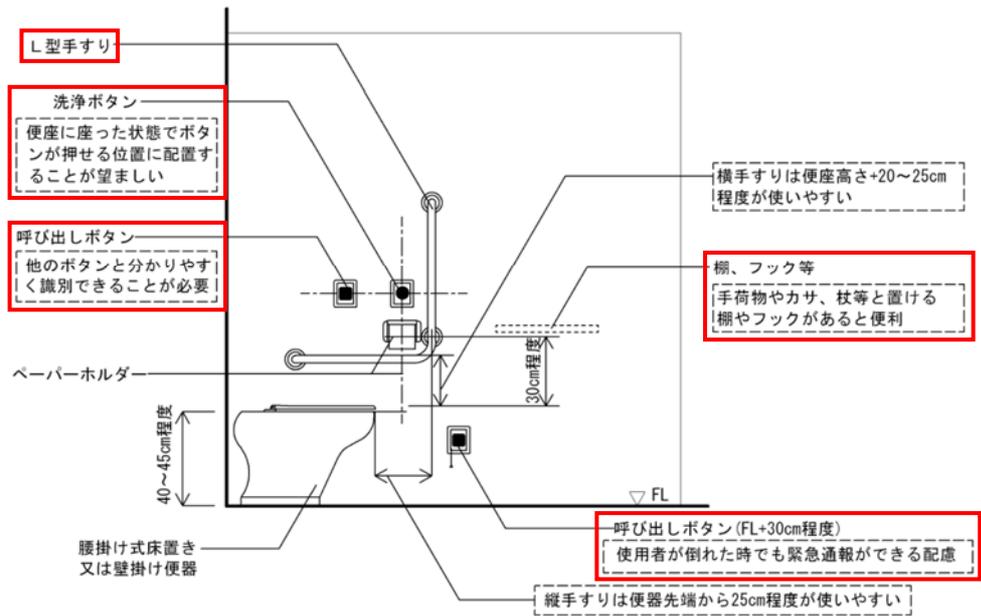
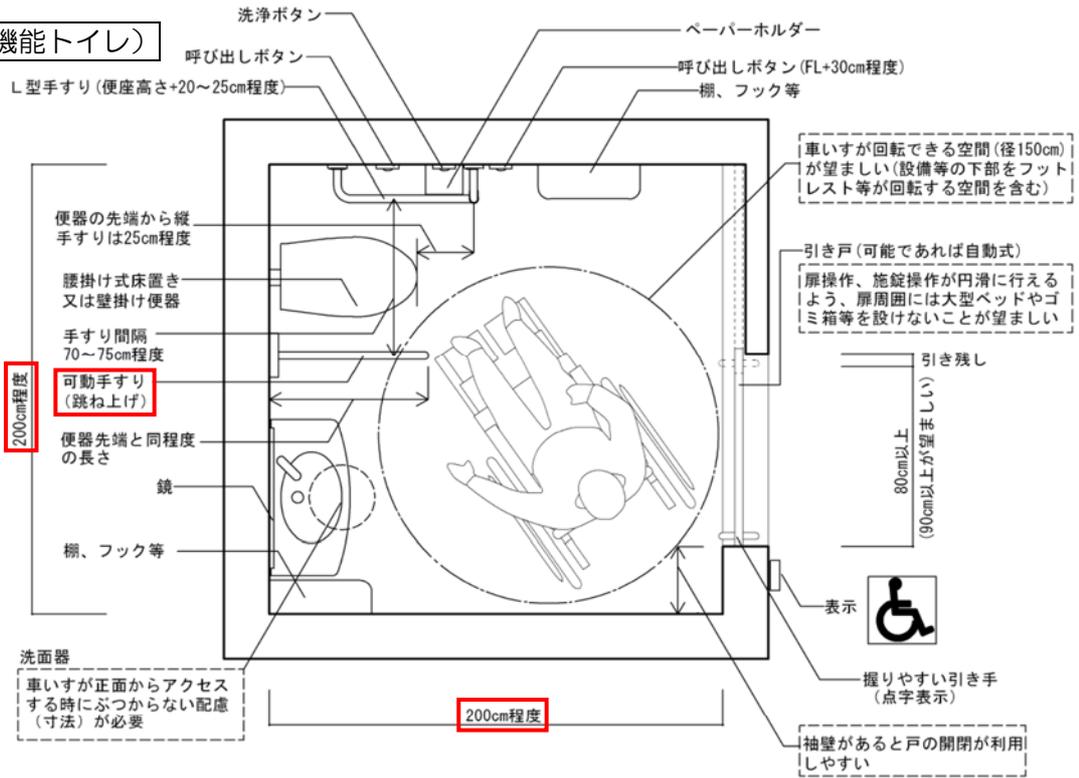


※荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする

上下移動



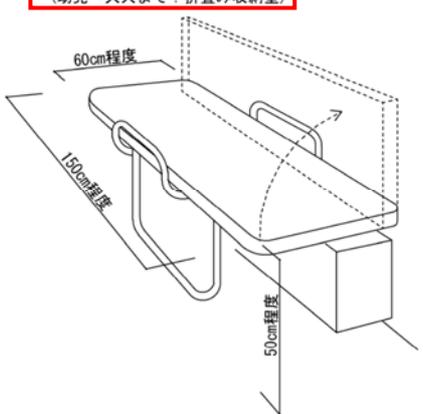
トイレ (多機能トイレ)



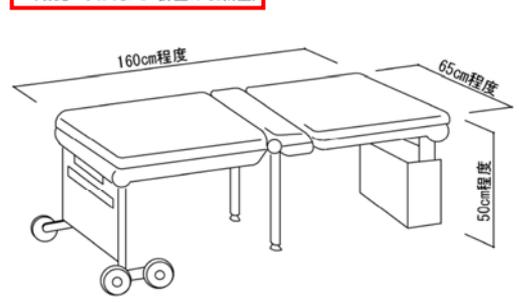
汚物流し (オストメイトに配慮した設備)



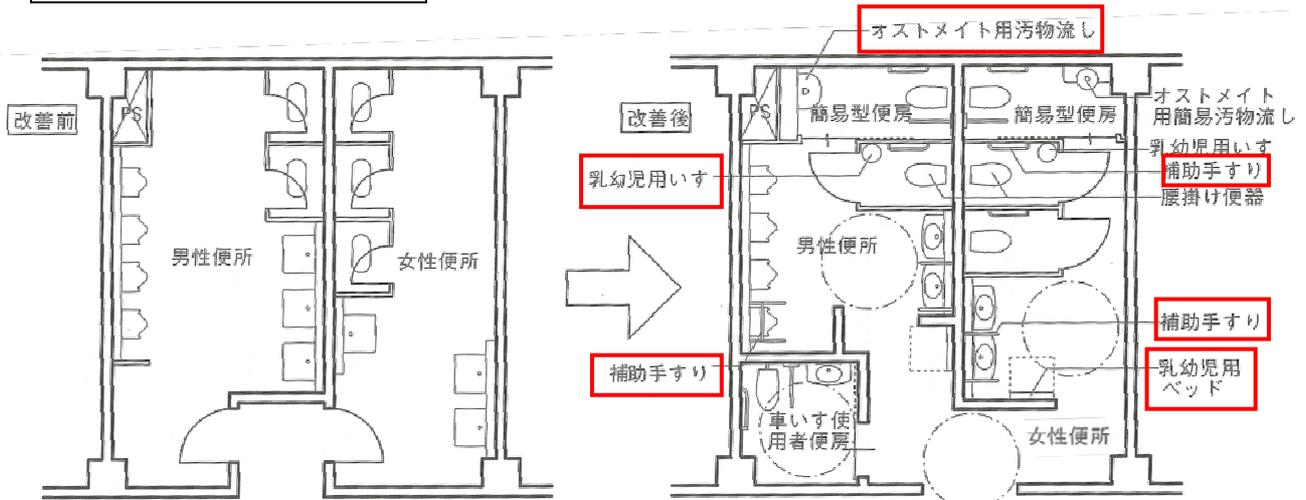
大型ベッド1 (幼児~大人まで: 折畳み収納型)



大型ベッド2 (幼児~大人まで: 折畳み収納型)



トイレ（一般トイレの改善例）



廊下
・高齢者・障害者等に対応する便房がない場合

- ・車いす使用者用便房を設置する
- ・簡易型機能を備えた専用便房を設置する
- ・和便器を腰掛便器に改善する
- ・小便器を床置き式ストール又は低受け口の壁掛け式に改善する
- ・オストメイト用設備を設置する
- ・補助手すりや乳幼児設備を設置する

案内（案内板）



点字等による案内板（図面は、晴眼者にも使えるように、彩色され、墨字の表記もされている。風除室内に設置され、視覚障害者誘導用ブロックにより誘導している。）



音声案内機能付きの点字等による案内板（晴眼者も使えるように大きめの墨字を併記するとともに、音声による案内、インターホンも設置している）

案内（トイレ触知案内図）



機能をわかりやすく示し、点字表示
・色使いにも配慮された案内表示

筆談用具

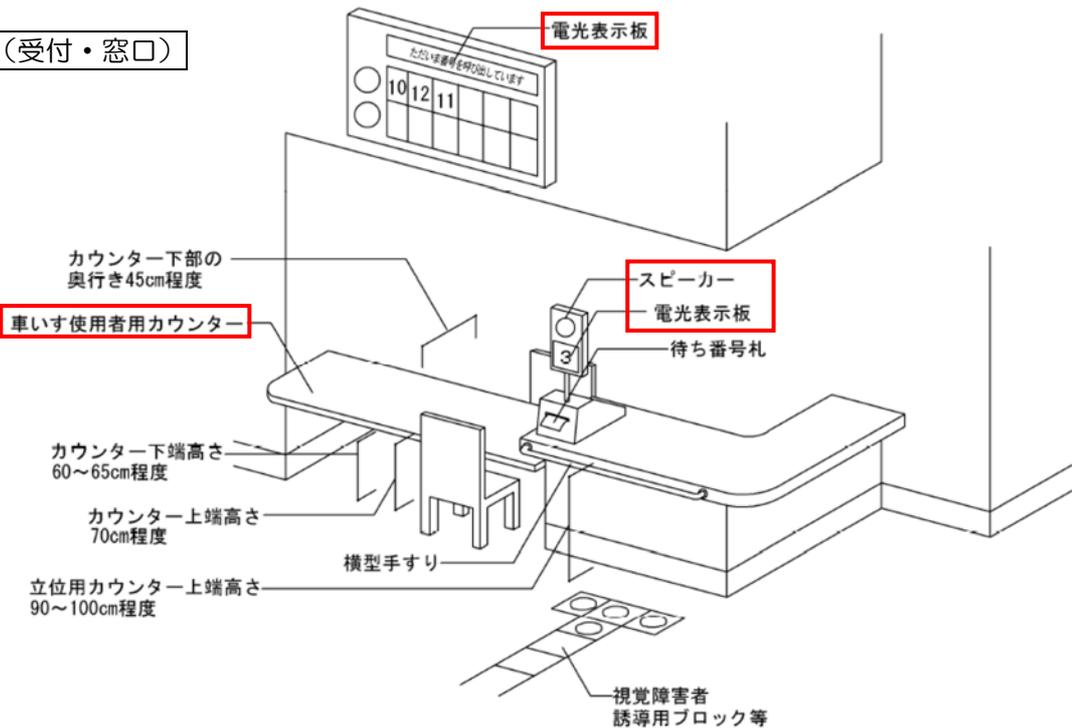


筆談ボード：書いて消せる白板



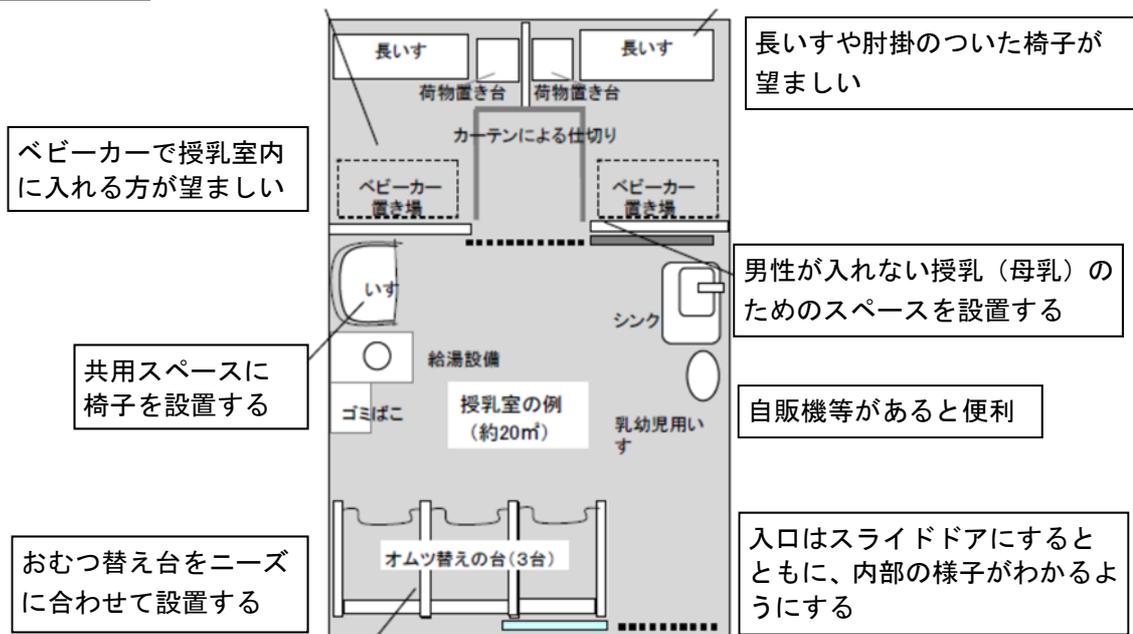
耳マーク

その他設備（受付・窓口）

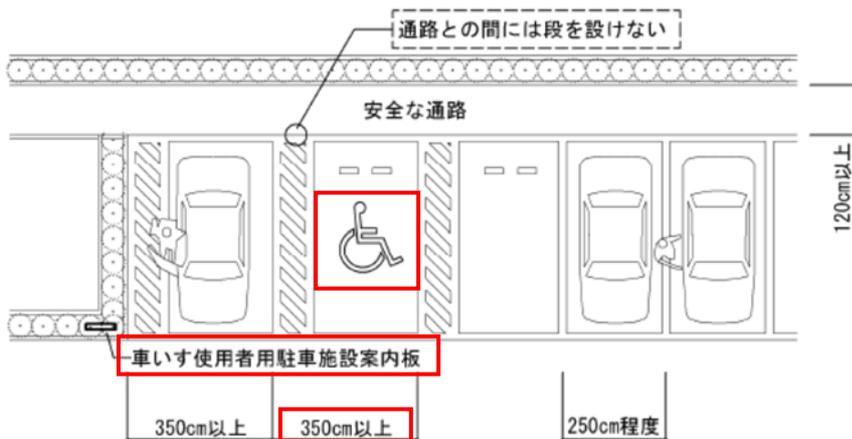


その他設備（授乳室）

様々な機能がある授乳室の例（3.5m×5m）



駐車場



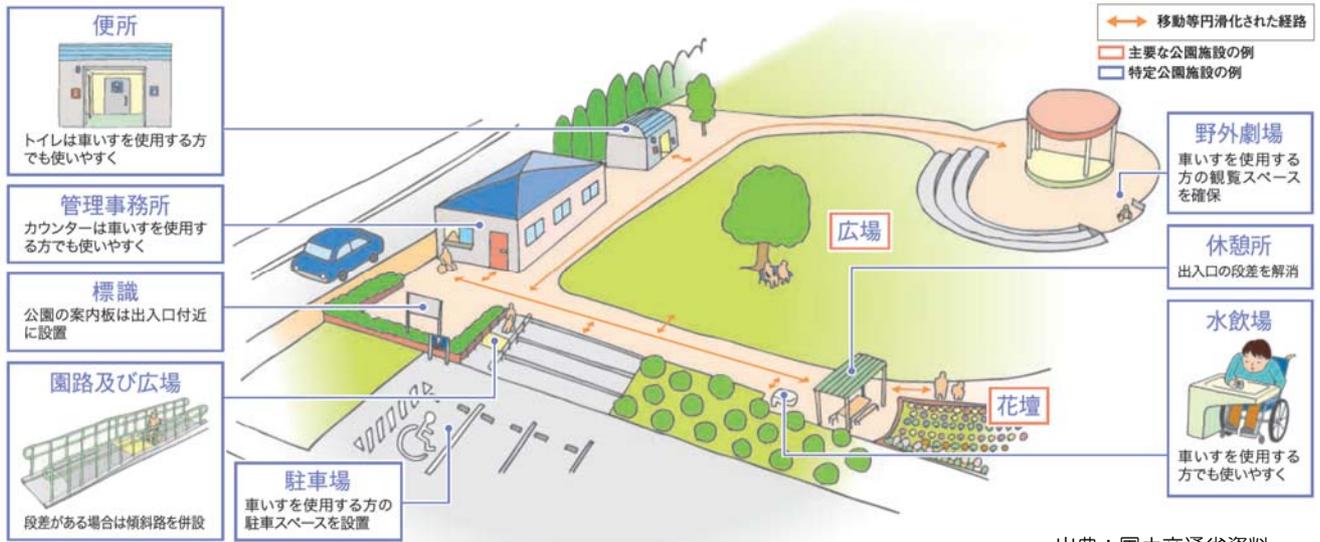
マナーアップポスター（出典：東京都）

(4) 都市公園の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 敷地境界の段差を解消し、十分な幅員を確保する（90 cm以上）。 ➤ 二輪車進入禁止柵を設ける場合は、車いす使用者やベビーカー利用者に配慮した構造とする。
園路	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。 ➤ 主要な園路には段差や急な勾配を設けない。 ➤ 主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な幅員を確保する（120 cm以上）。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置など）。 ➤ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。 ➤ 利用者が多い施設では、一般トイレの多機能化やベビーカーで入れる便房の確保などにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする。 ➤ 自動水洗の導入やJIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ➤ 多機能トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。 ➤ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ➤ 多機能トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する（必要に応じて点字・音声案内、パンフレットの設置など）。 ➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。（管理事務所）
休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日陰となる場所やベンチ等の休憩施設を設置する。 ➤ 車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などは適切な維持管理によりいつでも安心して使えるように配慮する。 ➤ 多機能トイレの時間規制について、利用者のニーズを踏まえた運用方法を検討する。 ➤ 利用者などの駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

<参 考>

■都市公園のバリアフリー化のイメージ



出典：国土交通省資料

(5) 信号機等の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
信号機等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活関連経路上の信号機は、音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機を設置する。 ▶ 音響式信号機の設置に際しては、視覚障害者の利用を想定し、わかりやすく安全な位置への押ボタンの設置に配慮する。 ▶ 多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。 ▶ 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活関連経路上の交差点には、横断歩道の設置を進める。 ▶ 駅前などの混雑する交差点や複雑な形状の交差点には、歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンを設置する。
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 歩道のない道路では、路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（道路管理者と連携）
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（道路管理者と連携）

< 参 考 >

■ 視覚障害者用付加装置付信号（音響式信号機）



出典：警視庁資料

■ 経過時間表示式信号機*



出典：警視庁資料

■ エスコートゾーン



第6章 赤羽地区における特定事業等

特定事業とは、生活関連施設・生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、建築物・路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、交通安全特定事業などがある。基本構想に定めた特定事業は、施設設置管理者による特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。

特定事業等の設定にあたっては、まちあるき点検等による利用者からの指摘事項を受け、各施設設置管理者が対応方策を検討した。あわせて、前章に記載した移動等円滑化に向けた対応の考え方に基づき、各施設設置管理者が配慮事項への適合状況についてセルフチェックを行い、適合していない項目や継続的に実施する項目について対応方針を検討し、実施可能な事業を整理した。

第6章 目次

1. 公共交通特定事業	38
(1) 鉄道	38
(2) バス	44
2. 道路特定事業	46
(1) 国道・都道	46
(2) 区道	53
3. 建築物・路外駐車場特定事業	85
(1) 区役所・区民センター	85
(2) 高齢者施設	109
(3) 障害者施設	116
(4) 子育て支援施設	119
(5) 教育施設	120
(6) 文化・スポーツ・社会教育施設	137
(7) その他公共施設等	142
(8) 医療施設	146
(9) 金融機関（銀行・郵便局）	152
(10) 商業施設	162
(11) 宿泊施設	171
(12) 路外駐車場	174
4. 都市公園特定事業	176
5. 交通安全特定事業	188
6. その他の事業	189
(1) タクシー	189
(2) 駅前広場	191

1. 公共交通特定事業

(1) 鉄道

① JR 浮間舟渡駅

1. 施設の概要

施設名：JR 浮間舟渡駅
 事業主体：東日本旅客鉄道株式会社
 所在地：浮間4
 建築年：昭和60年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレなどは設置済みであり、基本的なバリアフリー化が図られている。今後も移動等円滑化基準およびバリアフリーガイドライン等に沿って、整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路（うち内）	エレベーター付近への幅広改札の設置、または幅広改札の位置のわかりやすい表示			■
	トイレ利用者への衝突の注意喚起等の検討	■		
上下移動	階段への両側に2段手すりの設置、段鼻の色の強調			■
ホーム	可動式ホーム柵または内方線付点状ブロックの設置	■	継続 ■	■
券売機等	車いす使用者に配慮した券売機等の設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	音声案内や音声付触知案内図の設置		■	■
	ホーム上へのエスカレーターの有無、方向を示すわかりやすい案内表示の設置	■		
	筆談用具の設置及び案内の表示	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポート、声かけなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	駅や車両利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

事業の具体化や実施時期の決定に向けて、社内調整を進める必要がある。また、整備にあたっては引き続き区と協議のうえ推進していく。

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

② JR 北赤羽駅

1. 施設の概要

施設名：JR 北赤羽駅
 事業主体：東日本旅客鉄道株式会社
 所在地：赤羽北 2
 建築年：昭和 60 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーター（浮間口）や多機能トイレは設置済みであり、基本的なバリアフリー化は図られている。今後も移動等円滑化基準およびバリアフリーガイドライン等に沿って整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路	2ルート目のバリアフリールート確保の検討（赤羽口へのエレベーターの設置等）	■	■	■
ホーム	可動式ホーム柵または内方線付点状ブロックの設置	■	■	■
	濡れても滑りにくい床材への改善（ベンチの足元部）		■	■
券売機等	車いす使用者に配慮した券売機等の設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■		
	（ホーム）情報を受け取りやすい位置や高さに留意した表示装置への改善			■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	（浮間口）遠隔化された改札口で聴覚障害者等が駅係員とコミュニケーション可能となるような対応の検討	■	■	■
	職員による案内やサポート、声かけなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	駅や車両利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

事業の具体化や実施時期の決定に向けて、社内調整を進める必要がある。また、整備にあたっては引き続き区と協議のうえ推進していく。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

③ JR 赤羽駅

1. 施設の概要

施設名：JR 赤羽駅
 事業主体：東日本旅客鉄道株式会社
 所在地：赤羽 1
 建築年：明治 18 年開業（平成 10 年改修）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーター（南口）や多機能トイレは設置済みであり、基本的なバリアフリー化は図られている。京浜東北線へのホームドア整備に向けて工事中で平成 29 年 3 月使用開始予定となっている。今後も移動等円滑化基準およびバリアフリーガイドライン等に沿って整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
券売機等	車いす使用者に配慮した券売機等の設置			■
	車いす使用者やベビーカー利用者に配慮した設置間隔への改善及び両端の券売機への優先利用の案内表示の設置			■
改札	（南改札口）幅広改札口の設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	音声案内や音声付触知案内図の設置		■	■
	わかりやすい案内表示の設置 （エレベーターの設置箇所や行き先の明確化、バリアフリー経路の明示、ピクトグラムを活用等）	■		
	（南改札口）点字運賃表や点字案内図の設置位置の改善		■	■
	（南改札口）エレベーターの音声案内の改善	■		
	筆談用具の設置及び案内の表示	■	継続 ■	■
人的対応・ こころのバリアフリー	職員による案内やサポート、声かけなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	駅や車両利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

事業の具体化や実施時期の決定に向けて、社内調整を進める必要がある。また、整備にあたっては引き続き区と協議のうえ推進していく。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

④ 東京メトロ赤羽岩淵駅

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ赤羽岩淵駅
 事業主体：東京地下鉄株式会社
 所在地：赤羽 1-52-8
 建築年：平成3年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

1ルートへのエレベーター及び多機能トイレの設置についてはすでに整備が完了している。今後は長期的にバリアフリー経路の複数ルートの確保などについて検討し、バリアフリー化を推進していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路	別出入口へのエレベーターの増設 (複数ルート目の確保)			■
	(ラチ外) スロープ勾配の緩和			■
トイレ	フラッシュライト等の設置	■	■	■
券売機等	車いす使用者が利用しやすい券売機・精算機への改善			■
案内設備・情報の バリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■	■	■
	音声案内の設置			■
	バリアフリー化されていない経路(出入口)への わかりやすい案内の表示	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	職員研修の実施及び案内や情報提供、サポート等の対応 の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

エレベーターの増設等複数ルート目の確保にあたっては、用地買収を含めた長期的な検討が必要。

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑤ 東京メトロ志茂駅

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ志茂駅
 事業主体：東京地下鉄株式会社
 所在地：志茂 2-1-18
 建築年：平成 3 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

1ルートへのエレベーター及び多機能トイレの設置についてはすでに整備が完了している。今後は長期的にバリアフリー経路の複数ルートの確保などについて検討し、バリアフリー化を推進していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路	別出入口へのエレベーターの増設 (複数ルート目の確保)			■
	視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS 規格化)			■
トイレ	フラッシュライト等の設置	■	■	■
	多機能トイレの改修 (仕様の統一など)			■
	一般トイレの洗面台手すりの安全対策			■
	一般トイレ内の段差の解消			■
	一般トイレの JIS 規格に適合したボタン配置への変更			■
	一般トイレの便房への手すり設置及び案内表示			■
券売機等	車いす使用者が利用しやすい券売機・精算機への改善			■
	券売機前の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の改善	■		
改札	有人改札口への視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■	■	■

案内設備・情報の バリアフリー (つづき)	音声案内の設置			■
	運賃表の表示の改善			■
	壁面のトイレ案内の表示内容改善	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	職員研修の実施及び案内や情報提供、サポート等の対応 の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(2) バス

① 路線バス（都営バス）

1. 概要

対 象：路線バス（都営バス）
事業主体：東京都交通局

2. 現状と移動等円滑化の今後の方針

都営バスでは、全車をノンステップ化するなど、積極的にバリアフリー化を推進している。今後も、停留所や車両の利便性・快適性を向上させるとともに、路線や運行の情報をよりわかりやすく提供することで、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指す。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
車両	より利用しやすい車両への代替	■	順次 ■	■
バス乗降場・停留所	ベンチ・上屋の設置や待合スペースの確保（道路管理者と連携）	■	順次 ■	■
	正着しやすい構造への改良、視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	■	順次 ■	■
案内設備・情報のバリアフリー	バス乗降場や停留所における案内の充実	■	順次 ■	■
	バス接近表示システムの導入の促進	■	順次 ■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	バス停への正着や二ーリングの徹底	■	継続 ■	■
	乗務員研修の実施及び乗務員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

② 路線バス（国際興業バス）

1. 概要

対象：路線バス（国際興業バス）

事業主体：国際興業株式会社

2. 現状と移動等円滑化の今後の方針

区内を運行する車両は全車バリアフリー対応車両となっている。停留所や案内設備について、改良が行われている箇所もあるが、引き続き取組を推進する。あわせて、乗務員研修や利用者への啓発を引き続き実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
バス乗降場・停留所	ベンチ・上屋の設置や待合スペースの確保（道路管理者と連携）	■	順次 ■	■
	正着しやすい構造への改良、視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	■	順次 ■	■
案内設備・情報のバリアフリー	バス乗降場や停留所における案内の充実	■	順次 ■	■
	バス接近表示システムの導入の促進	■	順次 ■	■
	【坂下乗場停留所】わかりやすい行先案内設置	■	必要性を含め検討 ■ ■ ■	
	【赤羽駅東口バス乗降場】2～4番乗場へのアクセス*表示の検討（道路管理者と連携）	■	実施に向け検討 ■ ■ ■	
	【赤羽駅東口バス乗降場】バス運行情報を表示・検索できる電光掲示板の設置（道路管理者等と連携）	■	実施に向け検討 ■ ■ ■	
人的対応・こころのバリアフリー	バス停への正着や二ーリングの徹底	■	継続 ■	■
	乗務員研修の実施及び乗務員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発	■	継続 ■	■
	バス停付近への駐車対策の検討（警察と連携）	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

停留所のバリアフリー対応は道路構造が深く関係すると共に、道路状況（駐車車両等）に影響を受けるため、道路管理者・交通管理者との連携が不可欠である。バス車両もバリアフリー対応の深度化に伴い大型化しており、従前の構造では停留所への正着が出来ないケースも発生しているため、道路管理者と連携して改善に努める必要がある。

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

2. 道路特定事業

(1) 国道・都道

国道・都道共通

事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■	順次 ■	■
バス乗降場 ・停留所 (路線バス運行区 間がある場合)	バス停へのベンチや屋根の設置及び待合スペースの確保 (バス事業者との連携)	■	順次 ■	■
	バスが正着しやすい構造への改良及び視覚障害者誘導用 ブロックの設置(バス事業者との連携)	■	順次 ■	■
案内設備・情報の バリアフリー	多様な利用者に配慮した公共サイン等の設置や改修 (北区都市計画課ほか)	■	継続 ■	■
	視覚障害者誘導用ブロックを活用した 案内誘導の仕組みや表示方法等の検討	■	継続 ■	■
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、 植栽の枝などの適切な維持管理への配慮	■	継続 ■	■
	工事中のバリアフリー対策・安全確保への配慮	■	継続 ■	■
指導・啓発	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、 商品陳列等の不法占用物への指導	■	継続 ■	■
	自転車通行ルールの啓発及び放置自転車対策	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-01

1. 経路の概要

経路名：赤-01 都道 445 号

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道有効幅員がやや狭く、視覚障害者誘導用ブロックが一部設置されていない路線である。今後は維持管理に留意しつつ「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの整備 (JIS 規格適合・輝度比の確保)	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-02

1. 経路の概要

経路名：赤-02 都道 445 号

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道有効幅員が狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない路線である。また、西方向へ長い登り坂となっている。今後は安全対策や維持管理に留意しつつ「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	坂道における安全対策や滞留スペースへの配慮、勾配に関する案内設置等（区と連携）	■	■	■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの整備（JIS 規格適合・輝度比の確保）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-09

1. 経路の概要

経路名：赤-09 都道 460 号（赤羽駅周辺）

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的に歩道幅員が確保されており、イトーヨーカドー側には視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されている。今後は維持管理に留意しつつ「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修（JIS 規格適合・輝度比の確保）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-10

1. 経路の概要

経路名：赤-10 都道 460 号（南北方向）

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

都市計画道路の整備工事が進行中である。各種工事を進めていく中で安全かつ様々な利用者の利便性を損なうことのないよう努めている。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	平坦かつ十分な有効幅員を確保した歩行空間の整備 （未買収地を除く）	■		
	自転車走行空間の整備	■		
視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの整備 （JIS 規格適合・輝度比の確保）	工事に合わせて配慮 ■		
歩道のない道路	交通安全対策（路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など）	工事に合わせて配慮 ■		
安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が 歩行者の通行の妨げとならないよう配慮	工事に合わせて配慮 ■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

事業区間：北区赤羽西一丁目～東十条六丁目（730m）

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-11

1. 経路の概要

経路名：赤-11 都道 460 号（東西方向）

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的に歩道有効幅員が確保されており、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない路線である。今後は維持管理に留意しつつ「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの整備 （JIS 規格適合・輝度比の確保）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-15

1. 経路の概要

経路名：赤-15 都道 318 号（環状七号線）

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的に歩道有効幅員が確保されており、交差点部に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている（一部連続設置）。無電柱化事業の計画路線となっており、整備にあたりバリアフリー化に配慮する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	平坦かつ十分な有効幅員を確保した歩行空間の整備		■	
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修（JIS 規格適合・輝度比の確保）	■		
安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないよう配慮		■	

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-16

1. 経路の概要

経路名：赤-16 都道 445 号

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道有効幅員がやや狭く、視覚障害者誘導用ブロックが一部設置されていない路線である。今後は維持管理に留意しつつ「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	横断歩道接続部の勾配改善（赤羽交差点付近）	■	■	■
	道路との境界部にある溝の解消（施設管理者と連携）（赤羽ふれあい館前）	■	■	■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修（JIS 規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法）（赤羽岩淵駅バス停を含む）	■	■	
安全対策	交差点の安全対策の検討（埼京線沿いの道路との交差点）	■	■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-17

1. 経路の概要

経路名：赤-17 国道 122 号

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

維持管理に留意しつつ「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	平坦かつ十分な有効幅員を確保した歩行空間の整備	■		
	横断歩道接続部の勾配改善	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置 (JIS 規格適合・輝度比の確保)	■		
安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないよう配慮	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

事業区間：北区赤羽二丁目～岩淵町（300m）

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-18

1. 経路の概要

経路名：赤-18 国道 122 号

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

都市計画道路の整備工事が進行中である。各種工事を進めていく中で安全かつ様々な利用者の利便性を損なうことないよう努めている。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	平坦かつ十分な有効幅員を確保した歩行空間の整備	■		
バス乗降場・停留所	正着しやすい構造及び視覚障害者誘導用ブロックの設置 ベンチや屋根、待合スペースの確保 (バス事業者との連携)	■		■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置 (JIS 規格適合・輝度比の確保) (赤羽交差点付近及び北本通りへの設置を含む)	■		
安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないよう配慮			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

事業区間：北区赤羽二丁目～岩淵町（300m）

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-01

1. 経路の概要

経路名：浮-01 都道 447 号

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的に歩道有効幅員が確保されており、交差点部等に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている（一部連続設置）。今後は維持管理に留意しつつ「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	横断歩道接続部の勾配改善（浮間公園正面入口前）	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修 （JIS 規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法・浮間舟渡・北赤羽駅周辺との連続性の確保）	■	■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-10

1. 経路の概要

経路名：浮-10 都道 311 号

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的に歩道有効幅員が確保されており、交差点部等に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている（一部連続設置）。今後は維持管理に留意しつつ「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
バス停留所	ベンチの設置や案内看板の改善 （占用協議による連携・調整）（北赤羽駅入口バス停）	■	■	■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修 （JIS 規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法）		■	

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

桐-03

1. 経路の概要

経路名：桐-03 都道 455 号

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的に歩道有効幅員が確保されており、一部に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。無電柱化事業の計画路線となっており、整備にあたりバリアフリー化に配慮する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	平坦かつ十分な有効幅員を確保した歩行空間の整備		■	
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS 規格適合・輝度比の確保)	■		
安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないよう配慮		■	

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

桐-04

1. 経路の概要

経路名：桐-04 都道 445 号

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

当該区間は、一部未買収地が残るものの、道路の直線化整備の目途が立ったため、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて車道及び歩道の暫定整備を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	平坦かつ十分な有効幅員を確保した歩行空間の整備 (未買収地を除く)	■		
	自転車走行空間の整備			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS 規格適合・輝度比の確保)	必要に応じて検討 ■		
歩道のない道路	歩道整備（南側区間）及び交通安全対策 (交通管理者と連携)	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

事業区間：桐ヶ丘一丁目地内から赤羽西六丁目地内まで（160m）

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(2) 区道

区道共通

事業内容・実施時期				
項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	北区自転車ネットワーク計画（策定予定）に基づく自転車走行空間整備の推進	■	■	
案内設備・情報の バリアフリー	視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等の検討	■	継続 ■	■
	多様な利用者に配慮した公共サイン等の設置や改修（北区都市計画課ほか）	■	継続 ■	■
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理への配慮	■	継続 ■	■
	工事中のバリアフリー対策・安全確保への配慮	■	継続 ■	■
指導・啓発	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導	■	継続 ■	■
	自転車通行ルールの啓発及び駅周辺（放置自転車整理区域）の放置自転車対策	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-01

1. 経路の概要

経路名：赤-01 北 1984 号・北 1288 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員はおおむね確保されているが、一部視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
バス乗降場 ・停留所	バス停へのベンチや屋根の設置及び待合スペースの確保（バス事業者との連携）	■	■	■
	バスが正着しやすい構造への改良及び視覚障害者誘導用ブロックの設置（バス事業者との連携）			■
視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修（JIS 規格適合・輝度比の確保・バス停への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-02

1. 経路の概要

経路名：赤-02 北 1558 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道がない経路である。配慮事項を踏まえ、必要に応じて経路の実情に合った交通安全対策を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	経路の実情に合った交通安全対策（交通管理者と連携）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-03

1. 経路の概要

経路名：赤-03 北 2034 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員がやや狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえ路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消	■		
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-04

1. 経路の概要

経路名：赤-04 北 1278 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員がやや狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえ路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-05

1. 経路の概要

経路名：赤-05 北 2006 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が確保され、視覚障害者誘導用ブロックが部分設置されている経路であるが、赤羽台団地方面は階段による移動が必要である。UR都市機構の「赤羽台団地建替え事業」で実施する赤羽台トンネルの赤羽側及びトンネル上部の整備に合わせて対応を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消	■		
	エレベーターの設置（赤羽台トンネルの赤羽駅側）	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修 （JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）	■		
安全対策	スロープ及び手すりの設置 （赤羽台トンネルの赤羽駅側）	■		
案内設備・情報のバリアフリー	エレベーター等のわかりやすいピクトグラム表示の設置	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

エレベーター整備後は北区が管理する予定。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-06

1. 経路の概要

経路名：赤-06 北 1548 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

団地内の経路であり、西側の一部区間を除き歩道幅員が非常に狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。UR都市機構の「赤羽台団地建替え事業」に合わせて歩道部の整備も進めていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消	■		
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修（JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-07

1. 経路の概要

経路名：赤-07 北 1278 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

駅付近の歩道幅員はおおむね確保されているが、一部視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については都市計画道路整備に合わせて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
バス乗降場 ・停留所 (設置された場合)	バス停へのベンチや屋根の設置及び待合スペースの確保 (バス事業者との連携)	■	■	■
	バスが正着しやすい構造への改良及び視覚障害者誘導用ブロックの設置 (バス事業者との連携)			■
視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修 (JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導)			■
歩道のない道路	コミュニティ道路整備等の検討 (都市計画道路補助 243 号線の部分)			■
安全対策	車いすなどが一時停止できる平坦部や手すり、ベンチの設置等			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

都市計画道路（区画街路3号線、補助86号線、補助243号線）の事業区間。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-08

1. 経路の概要

経路名：赤-08 北 1518 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道のない経路である。必要に応じて維持管理や指導・啓発を実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
	なし			

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-10

1. 経路の概要

経路名：赤-10 北 1523 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道のない経路である。必要に応じて維持管理や指導・啓発を実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
	なし			

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

都市計画道路（補助 83 号線、補助 73 号線）の事業区間。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-12

1. 経路の概要

経路名：赤-12 北 1505 号・北 1023 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道がない経路である。配慮事項を踏まえ、必要に応じて経路の実情に合った交通安全対策を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	経路の実情に合った交通安全対策（交通管理者と連携）	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-13

1. 経路の概要

経路名：赤-12 北 1512 号・北 1513 号・認定外赤西 2 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道がない経路である。配慮事項を踏まえ、必要に応じて経路の実情に合った交通安全対策や案内表示の設置等を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	経路の実情に合った交通安全対策（交通管理者との連携）	■	継続 ■	■
歩道のない道路	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
案内設備・情報のバリアフリー	清水坂公園へ誘導する案内表示の設置	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-14

1. 経路の概要

経路名：赤-14 北 1467 号・北 2010 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

ガード下は両側歩道、清水坂公園付近は片側歩道、公園から環状七号線へは歩道のない経路となっている。歩道部には階段があるが、ガード下からアクセスする清水坂公園内のスロープで坂の上に登ることが可能である。配慮事項を踏まえ路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修（JIS 規格適合・輝度比の確保・バス停への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-17

1. 経路の概要

経路名：赤-17 北 1617 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道のない経路である。必要に応じて維持管理や指導・啓発を実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-19

1. 経路の概要

経路名：赤-19 北 1064 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道のない経路である。必要に応じて維持管理や指導・啓発を実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-20

1. 経路の概要

経路名：赤-20 北 1063 号・北 1628 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道のない経路である。必要に応じて維持管理や指導・啓発を実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-21

1. 経路の概要

経路名：赤-21 北 1236号・北 1238号・北 1240号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道のない経路であり、商店街はインターロッキングブロック舗装がされている。必要に応じて維持管理や指導・啓発を実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-22

1. 経路の概要

経路名：赤-22 北 1283号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が確保され、視覚障害者誘導用ブロックが部分設置されている経路である。配慮事項を踏まえ路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消	■		
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
バス乗降場 ・停留所	バスが正着しやすい構造への改良及び視覚障害者誘導用ブロックの設置（バス事業者との連携）	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修（JIS規格適合・輝度比の確保・適切な設置・バス停及び生活関連施設への誘導）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-23

1. 経路の概要

経路名：赤-23 北 1284 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が確保され、視覚障害者誘導用ブロックが連続設置または部分設置されている経路である。東側はLaLa ガーデンとして天蓋アーケードや駐輪場が整備されており、12 時～20 時は歩行者天国となっている。指摘箇所の軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消 (路面補修整備予定箇所)	■		
	高架下や西口駅前広場付近の勾配や段差の改善			■
視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修 (JIS 規格適合・輝度比の確保・適切な設置) (連続設置については長期的に検討)	■		■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-24

1. 経路の概要

経路名：赤-24 北 1048 号・北 1053 号・北 1307 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員がおおむね確保され、JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックが部分設置されている経路である。配慮事項を踏まえ路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつきの解消			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-25

1. 経路の概要

経路名：赤-25 北 1272 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

経路北側は歩道幅員が確保され、視覚障害者誘導用ブロックが部分設置されている。南側は歩道幅員が狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。配慮事項を踏まえ路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消	■		
バス乗降場 ・停留所	バス停へのベンチや屋根の設置及び待合スペースの確保 (バス事業者との連携)	■	■	■
	バスが正着しやすい構造への改良及び 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (バス事業者との連携)	■		
視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修 (JIS 規格適合・輝度比の確保・バス停及び生活関連 施設への誘導)	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-26

1. 経路の概要

経路名：赤-26 北 1225 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が狭く、一部視覚障害者誘導用ブロックが部分設置されている経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修や沿道施設の再整備などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
	赤羽公園西側への歩道設置			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修（JIS規格適合・輝度比の確保・バス停及び生活関連施設への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-27

1. 経路の概要

経路名：赤-27 北 1953 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道がない経路である。配慮事項を踏まえ、外側線の設置等の交通安全対策を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	外側線の設置など、経路の実情に合った交通安全対策（交通管理者との連携）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

路線の大部分で、ダイエーの歩道状空地が歩行者空間となっている。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-28

1. 経路の概要

経路名：赤-28 北 1224 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が非常に狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である（赤羽会館前を除く）。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	横断歩道部の勾配の解消			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修 (JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導) (破損個所は短期的に改修する)	■		■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

一部区間は沿道施設の歩道状空地により歩行者空間としての幅員が確保されている。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-29

1. 経路の概要

経路名：赤-29 北 1227 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消 (破損個所は短期的に改修する)	■		■
	側溝の蓋（グレーチング）などの 目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置 (JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導)			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-30

1. 経路の概要

経路名：赤-30 北 1053 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が非常に狭く（一部片側のみ）、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消（破損個所は短期的に改修する）			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-31

1. 経路の概要

経路名：赤-31 北 1223 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が非常に狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消（破損個所は短期的に改修する）			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-32

1. 経路の概要

経路名：赤-32 北 1282 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員がやや狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）		■	

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-33

1. 経路の概要

経路名：赤-33 北 1058 号・北 1059 号・北 1634 号・北 1660 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道がない経路である。配慮事項を踏まえ、必要に応じて経路の実情に合った交通安全対策等を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	経路の実情に合った交通安全対策（交通管理者との連携）	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-34

1. 経路の概要

経路名：赤-34 北 1053 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が非常に狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえ、路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	横断歩道部の勾配の解消			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置 (JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導)			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

経路に隣接して、(仮称)赤羽台のもり公園の整備が予定されている。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-35

1. 経路の概要

経路名：赤-35 北 1056 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

都市計画道路(補助 86 号線)の事業区間。歩道幅員が確保され、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえ、路面補修や都市計画道路の整備などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
	なし			

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

都市計画道路整備の状況を踏まえた検討が必要。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-36

1. 経路の概要

経路名：赤-36 北 2017 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

準歩道として外側線内がインターロッキング舗装されている。必要に応じて維持管理や指導・啓発を実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

元気プラザ周辺の歩道状空地（道路区域外）にマンホールによる歩道のがたつきがある（2か所）。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-37

1. 経路の概要

経路名：赤-37 北 2018 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員がやや狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえ、路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-38

1. 経路の概要

経路名：赤-38 北 1722 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員がやや狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。必要に応じて維持管理や指導・啓発を実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-39

1. 経路の概要

経路名：赤-39 北 1056 号・北 1661 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員はおおむね確保されているが、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置 (JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導)	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

経路に隣接して、赤羽体育館の整備が実施されている。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-40

1. 経路の概要

経路名：赤-40 北 1072 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

一部を除き歩道のない経路であり、一部区間で外側線やガードレール設置などの交通安全対策が実施されている。配慮事項を踏まえ、路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修 (JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導)			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-41

1. 経路の概要

経路名：赤-41 北 1050 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員がやや狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえ、路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置 (JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導)			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

赤-42

1. 経路の概要

経路名：赤-42 北 1056 号・北 1285 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道のない経路である。必要に応じて維持管理や指導・啓発を実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
	なし			

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-01

1. 経路の概要

経路名：浮-01 北 1922 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員は確保されているが、一部視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。また、勾配が急な区間があり、一部手すりの設置がされている。配慮事項を踏まえ、路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消	■		
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
バス乗降場 ・停留所	バス停へのベンチや屋根の設置及び待合スペースの確保（バス事業者との連携）	■	■	■
	バスが正着しやすい構造への改良及び視覚障害者誘導用ブロックの設置（バス事業者との連携）	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修（JIS 規格適合・輝度比の確保・バス停及び生活関連施設への誘導）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-02

1. 経路の概要

経路名：浮-02 北 1099 号・北 1293 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員がやや狭い箇所があり（一部ガードレールによる準歩道）、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-03

1. 経路の概要

経路名：浮-03 北 1071 号・北 1094 号・北 1095 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道がやや狭く（西浮間小学校付近を除く）、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。都立浮間公園付近の区間はコミュニティ道路化されている。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修（JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-04

1. 経路の概要

経路名：浮-04 北 1109 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道がない経路である。配慮事項を踏まえ、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道のない道路	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
安全対策	経路の実情に合った交通安全対策（交通管理者との連携）	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-05

1. 経路の概要

経路名：浮-05 北 1101 号・北 1113 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

北側区間は歩道幅員が確保されている。南側区間は幅員がやや狭く、片側歩道となっており、一部ガードレールや路肩のカラー化などの交通安全対策を実施している。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置 （JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）			■
安全対策	経路の実情に合った交通安全対策（交通管理者との連携）	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

一部宅地内の歩道状空地。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-06

1. 経路の概要

経路名：浮-06 北 1292 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員がやや狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえ、路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修 （JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-07

1. 経路の概要

経路名：浮-07 北 1082 号・北 1290 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-08

1. 経路の概要

経路名：浮-08 北 1066 号・北 1290 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員はおおむね確保されているが、ガード下などの一部で非常に狭い箇所がある。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-09

1. 経路の概要

経路名：浮-09 北 1073 号・北 1077 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員はおおむね確保されており（植栽ます部でやや狭い）、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえ、路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置 (JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導)			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-10

1. 経路の概要

経路名：浮-10 北 1599 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道がない経路である。配慮事項を踏まえ、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	経路の実情に合った交通安全対策 (交通管理者との連携)	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-11

1. 経路の概要

経路名：浮-11 北 1028 号・北 1592 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

非常に狭い片側歩道となっており、歩道のない側は外側線が整備されている。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-12

1. 経路の概要

経路名：浮-12 北 1598 号・北 1604 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員はやや狭く（一部ガードレールによる準歩道）、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえ、路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-13

1. 経路の概要

経路名：浮-13 北 1603 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が非常に狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえ、路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修 (JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導)			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

浮-14

1. 経路の概要

経路名：浮-14 北 1288 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員がやや狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえ、路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修 (JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導)			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

桐-01

1. 経路の概要

経路名：桐-01 北 1070 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員がやや狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
バス乗降場 ・停留所	バス停へのベンチや屋根の設置及び待合スペースの確保（バス事業者との連携）	■	■	■
	バスが正着しやすい構造への改良及び視覚障害者誘導用ブロックの設置（バス事業者との連携）			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保・バス停及び生活関連施設への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

桐-02

1. 経路の概要

経路名：桐-02 私道

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道のない私道であり、必要に応じて維持管理や指導・啓発の実施を要請する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
	なし			

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

桐-05

1. 経路の概要

経路名：桐-05 北 1530 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が確保され、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

桐-06

1. 経路の概要

経路名：桐-06 北 1119 号・北 1536 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道がない（一部設置区間も区道区域外）経路である。配慮事項を踏まえ、必要に応じて経路の実情に合った交通安全対策を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	経路の実情に合った交通安全対策（交通管理者との連携）	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

桐-07

1. 経路の概要

経路名：桐-07 北 1278 号・北 1280 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

一部区間で歩道幅員が狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修や都市計画道路整備事業などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
バス乗降場 ・停留所	バス停へのベンチや屋根の設置及び待合スペースの確保（バス事業者との連携）	■	■	■
	バスが正着しやすい構造への改良及び視覚障害者誘導用ブロックの設置（バス事業者との連携）			■
視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保・バス停及び生活関連施設への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

桐-08

1. 経路の概要

経路名：桐-08 北 1531 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が確保され、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえ路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消	■		
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

桐-09

1. 経路の概要

経路名：桐-09 北 1276 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道幅員が狭く、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない経路である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

桐－10

1. 経路の概要

経路名：桐－10 北 1019 号・北 1503 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

一部歩道が設置されているが、幅員が狭く波打ち歩道となっており、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。歩道のない区間は、路肩のカラー化を実施している。配慮事項を踏まえ路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置 (JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導)			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

桐－11

1. 経路の概要

経路名：桐－11 北 1484 号・北 1496 号

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

西側区間は歩道幅員が確保されているが視覚障害者誘導用ブロックが設置されておらず、東側は歩道のない経路（外側線表示）である。配慮事項を踏まえた軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の勾配の解消			■
	側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	■		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの設置 (JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導)			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

3. 建築物・路外駐車場特定事業

(1) 区役所・区民センター

① 赤 赤羽区民事務所・シルバー人材センター・赤羽しごとコーナー

1. 施設の概要

施設名：赤羽区民事務所・シルバー人材センター・赤羽しごとコーナー

事業主体：北区 区民部 戸籍住民課

所在地：赤羽 1-67-62

建築年：平成 13 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

本施設は、平成 29 年 2 月 13 日に赤羽エコー広場館との機能交換により新規オープンする。同年 4 月 1 日以降は、指定管理となる。基本的なバリアフリー化は図られており、今後は区民意見や配慮事項を踏まえて可能な改善を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	主要な通路での十分な幅員の確保（120cm以上）	■	■	■
トイレ	多機能トイレの自動扉への改修	■	■	■
	JIS 規格に適合したボタン配置への変更	■	■	■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置		■	
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■	■	■
	音声案内や触知案内図の設置		■	
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

東日本旅客鉄道株式会社から土地を借用しているため、その仕様は北区単独で変更できず、東日本旅客鉄道株式会社の同意が必要である。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

② 浮 浮間分室・浮間区民センター・浮間地域振興室・浮間ふれあい館

1. 施設の概要

施設名：浮間分室・浮間区民センター・浮間地域振興室・浮間ふれあい館
 事業主体：北区 地域振興課
 所在地：赤羽 1-67-62
 建築年：昭和51年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや車いす使用者用トイレなど、基本的なバリアフリー化は行われているが、建築時の基準によるものであり、一部対応が不十分な箇所も見受けられる。改修の機会をとらえて、移動円滑化基準への適合、案内や人的対応の充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）			■
上下移動	階段手すりの改修（1段⇒2段）			■
	エレベーターのボタン改修（浮彫表示）及び音声案内設置			■
トイレ	多機能トイレへのオストメイト対応設備、大型ベッド設置			■
	一般トイレへの乳幼児用設備の設置			■
	自動水洗の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	点字案内の設置（施設案内・エレベーター）			■
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車施設へのマーク表示		■	
その他設備	ベビーカーの貸出及び案内の掲示			■

その他設備 (つづき)	電光表示や呼出受信機の導入			■
人的対応・ こころの バリアフリー	職員によるこころのバリアフリーに関する情報交換	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール、 エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

③ 桐 桐ヶ丘分室

1. 施設の概要

施設名：桐ヶ丘分室
 事業主体：北区 区民部 戸籍住民課
 所在地：桐ヶ丘 2-7-27
 建築年：平成 13 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

バリアフリーを考慮した建物ではないのが現状である。今後、施設は廃止の予定であるため、案内や人的対応の充実などソフト事業を中心に推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・ こころの バリアフリー	こころのバリアフリーに関する情報共有及び 職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

**④ 赤 神谷分室・神谷区民センター(神谷ふれあい館)・神谷こどもセンター・
神谷地域振興室・神谷図書館**

1. 施設の概要

施設名：神谷分室・神谷区民センター(神谷ふれあい館)・神谷こどもセンター・
神谷地域振興室・神谷図書館

事業主体：北区 地域振興課

所在地：神谷 3-35-17

建築年：平成6年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的には移動円滑化基準に適合しているが、配慮事項を踏まえ、案内や人的対応の充実などソフト事業を中心に推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	階段手すりの改修（1段⇒2段）			■
トイレ	多機能トイレへのオストメイト対応設備設置、 可動式手すりへの変更			■
	一般トイレへのオストメイト対応設備設置			■
	JIS規格に適合したボタン配置への変更			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	点字案内、音声案内の設置			■
	パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	施設内への視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
その他設備	ベビーカーの貸出及び案内の掲示			■
	授乳室やおむつ交換台の設置			■
	電光表示や呼出受信機の導入			■

人的対応・ こころの バリアフリー	職員によるこころのバリアフリーに関する情報交換	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール、 エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑤ 赤 赤羽会館・赤羽地域振興室・赤羽健康支援センター・赤羽図書館・赤羽高齢者あんしんセンター

1. 施設の概要

施設名：赤羽会館・赤羽地域振興室・赤羽健康支援センター・赤羽図書館・赤羽高齢者あんしんセンター
 事業主体：赤羽会館管理事務所
 所在地：赤羽南 1-13-1
 建築年：昭和 57 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的には移動円滑化基準に適合しているが、配慮事項を踏まえ、案内や人的対応の充実などソフト事業を中心に推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）			■
小ホール出入口	小ホール出入口の段差対策	■		
上下移動	階段手すりの改修（両側設置、1 段⇒2 段）			■
	エレベーターの交換によるバリアフリー対応			■
トイレ	多機能トイレの機能分散			■
	一般トイレの低い位置への荷物台の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■		
	WEB 等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■		
	音声案内、触知案内図の設置			■
	筆談用具の設置及び耳マーク等の案内表示の設置	■		
人的対応・こころのバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について職員研修の実施	■		
	施設利用のマナー・ルール、エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑥ 浮 赤羽北区民センター（赤羽北ふれあい館）・赤羽北地域振興室・赤羽北高齢者あんしんセンター

1. 施設の概要

施設名：赤羽北区民センター(赤羽北ふれあい館)・赤羽北地域振興室・赤羽北高齢者あんしんセンター
 事業主体：北区 地域振興課
 所在地：赤羽北 2-25-8-201
 建築年：平成 14 年

2. 施設の現状と移動円滑化の今後の方針

基本的には移動円滑化基準に適合しているが、配慮事項を踏まえて、案内や人的対応の充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	北赤羽駅から正面出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）			■
	濡れても滑りにくい床材への改善			■
建物内通路	Bホールドアの段差解消			■
居室	第1和室内の段差解消			■
上下移動	階段手すりの改修（1段→2段）			■
トイレ	多機能トイレへの大型ベッド設置		■	
	3階多機能トイレの配置検討			■
	一般トイレへのオストメイト設置			■
	JIS規格に適合したボタン配置への変更			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	大きくわかりやすい案内表示の設置（3階部屋名等）		■	
	1階触知案内図の高さ改善		■	

案内設備・情報の バリアフリー (つづき)	点字案内の設置 (一般トイレ内・施設案内図・エレベーター)		■	
	パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	非常口の案内の変更 (内照式、フラッシュライト等の設置)			■
	エスカレーターの出入口付近への点字・音声案内の設置			■
その他設備	車いす使用者に配慮した受付の運用	■	継続 ■	■
	ベビーカーの貸出及び案内の掲示			■
	授乳室の設置			■
人的対応・ こころの バリアフリー	職員によるこころのバリアフリーに関する情報交換	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール、 エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑦ 赤 赤羽ふれあい館・ネスト赤羽

1. 施設の概要

施設名：赤羽ふれあい館・ネスト赤羽

事業主体：NPO法人コミュニティビジネスサポートセンター

所在地：赤羽 1-59-9

建築年：昭和 53 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

当施設は昭和 53 年に建設した建物を平成 17 年に改修して開設した施設で、現在のバリアフリー基準に適合していないところや劣化しているところがある。今後、建替えや大規模改修の具体的な計画はないため、指摘箇所の比較的容易な改善については短期的に対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）			■
	正面出入口の段差解消	■		
	道路との境界部にある溝の解消	■		
建物内通路	主要な通路の幅員確保	■	継続 ■	■
集会室	集会室入口の戸の改修		■	
上下移動	階段への 2 段手すりの連続設置			■
	階段手前の点状ブロックの改修（段から 30 cm）		■	
	大型エレベーターの設置可能性検討			■
トイレ	多機能トイレへのオストメイト対応設備等の設置			■
	一般トイレへの幼児用設備等の設置			■
	低い位置への荷物台の設置		■	
	フラッシュライト等の設置			■

トイレ (つづき)	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
	一般トイレへの視覚障害者誘導用ブロックの設置 (男女トイレの区別)		■	
案内設備・情報の バリアフリー	施設内のわかりやすい案内表示の設置		■	
	WEB等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	音声案内等の設置			■
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車場の設置			■
	駐輪が出入口や通路などを遮らないような配慮	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを 遮らないような配慮	■	継続 ■	■
その他設備	車いす使用者が利用しやすい記入台等の設置	■		
	貸出用ベビーカーの設置及び案内の表示	■		
	授乳室の設置			■
	車いす使用者の利用に配慮した自動販売機の導入	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	こころのバリアフリーに関する情報共有及び 職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール、 多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

複合施設のため、各施設管理者間の協議が必要であったり、歩道から視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合は道路管理者や下水道等のマンホール管理者との協議・連携が必要となる。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑧ 赤 志茂東ふれあい館・志茂地域振興室

1. 施設の概要

施設名：志茂東ふれあい館・志茂地域振興室
 事業主体：北区地域振興課区民施設係 指定管理者：自主管理組合
 所在地：志茂 4-44-1
 建築年：平成8年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成30年3月に閉館予定であり遊休施設となる。それまでの期間は運用面にて対応の向上を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）			■
	自動ドアの設置			■
上下移動	階段手すりの改修（1段⇒2段）			■
	エレベーターのボタンの改修（浮彫表示）			■
トイレ	多機能トイレへのオストメイト対応設備、大型ベッド設置			■
	ベビーカーで入れる便所の確保			■
	JIS規格に適合したボタン配置への変更			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	点字案内の設置（施設案内図・エレベーター）			■
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設へのマークの表示			■
その他設備	ベビーカーの貸出及び案内の掲示			■

人的対応・ こころの バリアフリー	職員によるこころのバリアフリーに関する情報交換	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール、 エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑨ 桐 桐ヶ丘ふれあい館

1. 施設の概要

施設名：桐ヶ丘ふれあい館

事業主体：北区 地域振興課 指定管理者：自主管理組合

所在地：桐ヶ丘2-7-43

建築年：昭和53年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

都市公園内の建築物である。施設全体としてバリアフリー対応にはなっていない。桐ヶ丘団地再生計画に伴い桐ヶ丘地区に新たに区民センターを整備する予定である。当面は案内や人的対応の充実などのソフト事業を中心に推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）			■
	自動ドア設置			■
上下移動	階段手すりの改修（1段→2段）			■
	エレベーターの設置			■
トイレ	多機能トイレの設置			■
	ベビーカーで入れる便所の確保			■
	自動水栓及びJIS規格に適合したボタン配置への変更			■
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	案内図の設置			■
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	点字案内の設置		■	

駐車場・駐輪場	駐車場の設置			■
その他設備	車いす使用者が利用しやすい記入台の設置			■
	車いす・ベビーカーの貸出及び案内の掲示			■
	授乳室やおむつ交換台の設置			■
人的対応・ こころの バリアフリー	職員によるこころのバリアフリーに関する情報交換	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑩ 桐 島下ふれあい館

1. 施設の概要

施設名：島下ふれあい館

事業主体：北区地域振興課 指定管理者：自主管理組合

所在地：赤羽 1-59-9

建築年：昭和 48 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

建物が古くバリアフリー対応とはなっていない。大規模改修等で改善を図る必要があるが、当面は案内や人的対応の充実などソフト事業を中心とした推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）			■
	自動ドア設置			■
上下移動	エレベーターの設置			■
トイレ	多機能トイレの設置			■
	ベビーカーで入れる便所の確保			■
	自動水栓及び JIS 規格に適合したボタン配置への変更			■
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	案内図の設置			■
	パンフレットや WEB 等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	点字案内の設置		■	
駐車場・駐輪場	駐車場の設置			■

その他設備	車いす使用者が利用しやすい記入台の設置			■
	車いす・ベビーカーの貸出及び案内の掲示			■
	授乳室やおむつ交換台の設置			■
人的対応・ こころの バリアフリー	職員によるこころのバリアフリーに関する情報交換	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑪ 赤 稲付ふれあい館

1. 施設の概要

施設名：稲付ふれあい館
 事業主体：北区地域振興課 指定管理者：自主管理組合
 所在地：赤羽西3-19-5
 建築年：昭和48年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

都市公園内の建築物であり、現在、公園の整備中である。建物が古くバリアフリー対応とはなっていない。大規模改修等で改善を図る必要があるが、当面は案内や人的対応の充実などのソフト事業を中心に推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）			■
	自動ドア設置			■
上下移動	階段手すりの改修（1段→2段）			■
	エレベーターの設置			■
トイレ	多機能トイレの設置			■
	ベビーカーで入れる便所の確保			■
	自動水栓及びJIS規格に適合したボタン配置への変更			■
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	案内図の設置			■
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	点字案内の設置		■	
駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設の設置及び案内の掲示、利用者への啓発			■

その他設備	車いす・ベビーカーの貸出及び案内の掲示			■
	授乳室やおむつ交換台の設置			■
人的対応・ こころの バリアフリー	職員によるこころのバリアフリーに関する情報交換	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑫ 桐 西が丘ふれあい館

1. 施設の概要

施設名：西が丘ふれあい館
 事業主体：北区 地域振興課 指定管理者：自主管理組合
 所在地：西が丘 1-47-15
 建築年：平成元年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的には移動等円滑化基準に適合しており、改修を伴う事業は長期的に検討する。今後、案内や人的対応の充実などソフト事業を中心に推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	多機能トイレへのオストメイト対応設備、大型ベッド設置			■
	ベビーカーで入れる便房の確保			■
	自動水栓及び JIS 規格に適合したボタン配置への変更			■
	フラッシュライト等の設置			■
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットや WEB 等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設の設置及び案内の掲示、利用者への啓発			■
	車いす利用者が利用しやすい記入台の設置			■
その他設備	ベビーカーの貸出及び案内の掲示			■
	授乳室やおむつ交換台の設置			■
	職員によるこころのバリアフリーに関する情報交換	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	施設利用のマナー・ルール、エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑬ 赤 元気ぶらざ・元気ぶらざ温水プール

1. 施設の概要

施設名：元気ぶらざ・元気ぶらざ温水プール
 事業主体：北区 地域振興課 指定管理者：フクシエンタープライズ
 所在地：志茂 1-2-22
 建築年：平成 10 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的には移動等円滑化基準に適合しているが、配慮事項等を踏まえ必要な改善を図っていくとともに、案内や人的対応を充実させていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	風除室足ふきマットが視覚障害者誘導用ブロックを覆わないよう配慮	■	継続 ■	■
敷地内通路	視覚障害者誘導用ブロックの配置改善			■
	駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
建物内通路	視覚障害者誘導用ブロック又は売店の配置改善			■
	手すり端部の安全対策		■	
上下移動	階段下部の手すり増設（両側 2 段手すり）	■		
	階段部の点状ブロックの改修（段から 30 cm）	■		
	看板が通路や手すりを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
	階段手すりの改修（1 段⇒2 段）			■
トイレ	多機能トイレへのオストメイト対応設備、大型ベッド設置			■
	一般トイレへのオストメイト対応設備設置			■
	JIS 規格に適合したボタン配置への変更			■
	フラッシュライト等の設置			■

トイレ (つづき)	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置			■
	多機能トイレの低い位置への非常呼び出しボタンの設置		■	
案内設備・情報の バリアフリー	点字案内の設置			■
	パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示の設置		■	
	各部屋やトイレ出入口の手すりへの点字案内の設置	■		
	歩道等からわかりやすい位置への案内看板の設置			■
更衣室	障害者用更衣室の緊急用ブザー表示の改善	■		
	障害者用更衣室への視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
その他設備	ベビーカーの貸出及び案内の掲示			■
	授乳室の設置			■
人的対応・ こころの バリアフリー	職員によるこころのバリアフリーに関する情報交換及び 案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール、 エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

14 桐 赤羽西地域振興室

1. 施設の概要

施設名：赤羽西地域振興室

事業主体：北区 地域振興課 指定管理者：フクシエンタープライズ

所在地：西が丘1-5-2

建築年：昭和55年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

1階に地域振興室事務室と活動コーナーがあり、2階が会議室となっているが、エレベーター等によるバリアフリー化は図られていない。大規模改修等で改善を図る必要があるが、当面は案内や人的対応の充実などのソフト事業を中心に推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	道路と敷地間の段差解消及び連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
上下移動	階段への手すり設置			■
	エレベーターの設置検討			■
トイレ	トイレのバリアフリー対応			■
案内設備・情報のバリアフリー	WEB等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	音声案内や触知案内図等の設置			■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	道路と敷地間の段差解消及び連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
その他設備	車いす使用者が利用しやすい記入台の設置			■
	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置			■
人的対応・こころのバリアフリー	道路と敷地間の段差解消及び連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
	多様な利用者への適切な対応について職員研修等の実施	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

施設自体も老朽化しており、施設の利用の現状からみても直近に大がかりな事業実施は困難と考える。今後の地域振興室の配置のあり方なども含め、具体的な施設の内容・機能・あり方を検討する必要がある。

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

15 桐 桐ヶ丘地域振興室・桐ヶ丘授産場

1. 施設の概要

施設名：桐ヶ丘地域振興室・桐ヶ丘授産場
 事業主体：北区 地域振興課 指定管理者：フクシエンタープライズ
 所在地：桐ヶ丘2-7-22
 建築年：昭和46年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

古い建物であり、バリアフリー対応とはなっていないため利用者に不便が生じている現状がある。今後、経営改革プラン2015にある「授産所の在り方検討」に伴う制度の見直しや、東京都都市整備局が実施する都営桐ヶ丘団地（第6期）建替計画（桐ヶ丘地域振興室は区民センターへ移行予定）の動向を踏まえて対応を進めていく。長期的な計画として、建て替えに際しては、移動等円滑化基準や配慮事項に適合した施設の整備を目指す。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）			■
	自動ドアの設置			■
上下移動	エレベーターの設置			■
トイレ	多機能トイレの設置			■
	ベビーカーで入れる便所の確保			■
	自動水栓及びJIS規格に適合したボタン配置への変更			■
	低い位置への荷物台の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	案内の設置	■		
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	点字案内の設置			■

駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設の設置及び案内の表示、利用者への啓発			■
その他設備	車いす使用者が利用しやすい記入台の設置			■
	貸出し用の車いすやベビーカー等の設置及び案内の表示			■
	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置			■
人的対応・ こころの バリアフリー	職員によるこころのバリアフリーに関する情報交換	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■
	エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

地域振興室：現時点で車椅子の利用者はいないが、利用を阻害している面もあると考えられる。2階入口のため、手すりを利用して、ゆっくり上がる方も多い。

授産所：トイレ、通路ともに、車椅子の利用者が利用できない状況のため、利用申込があっても断っている状況である。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(2) 高齢者施設

① 浮 浮間さくら荘高齢者あんしんセンター・浮間さくら荘・ 高齢者在宅サービスセンター浮間さくら荘

1. 施設の概要

施設名：浮間さくら荘高齢者あんしんセンター
 事業主体：社会福祉法人 東京都福祉事業協会
 所在地：浮間 3-11-26
 建築年：平成元年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

高齢者施設として基本的なバリアフリー化は図られている。浮間さくら荘が旧北園小学校跡地へ移転し、赤羽北さくら荘として新規開設することに伴い、本高齢者あんしんセンターについても存続を含めて検討中であるため、事業の位置づけは行わない。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
	なし			

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

② 赤 清水坂あじさい荘高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘・ 高齢者在宅サービスセンター清水坂あじさい荘

1. 施設の概要

施設名：清水坂あじさい荘高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘
 ・高齢者在宅サービスセンター清水坂あじさい荘
 事業主体：社会福祉法人 北区社会福祉事業団(指定管理者)
 所在地：中十条 4-16-32
 建築年：平成 10 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

高齢者利用施設として基本的なバリアフリー化は図られている。主として特定利用者のための施設であるが、今後とも誰にも利用しやすいようバリアフリー化に積極的に努める。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・ こころの バリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

③ 桐 桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘・
高齢者在宅サービスセンター桐ヶ丘やまぶき荘

1. 施設の概要

施設名：桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘
・高齢者在宅サービスセンター桐ヶ丘やまぶき荘

事業主体：社会福祉法人東京聖労院(指定管理者)

所在地：桐ヶ丘 1-16-26

建築年：平成 13 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現状では、高齢者対応の施設として、概ねバリアフリー化された設計建築がなされている。今後、配慮事項を踏まえた対応について、区の所管と相談しながら検討を進める。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	低い位置への荷物台の設置	実施に向け検討		
		■	■	■
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEBによる施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	音声案内や触知案内図の設置	■	■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員研修の実施及び職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

指定管理者としては独自に工事等は出来ないため、改修を伴う事業は費用も含めて区の所管と相談しながら進めていく必要がある。

ソフト面に関しては、指定管理者として区の方針に添った施設運営に留意する。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

④ 桐 西が丘園高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホーム西が丘園

1. 施設の概要

施設名：西が丘園高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホームウエルガーデン西が丘園
 事業主体：社会福祉法人ウエルガーデン
 所在地：西が丘3-16-27
 建築年：平成10年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

高齢者福祉施設として、館内全域への手摺や車椅子衝突除け、段差などのない平坦な廊下、トイレ内の緊急コールボタンの設置などバリアフリーを意識した作りになっているが、点字案内や視覚障害者誘導用ブロックはほとんどなく、すべての障害に対応出来てはいないのが現状である。今後は、要望や気づきに応じて、西が丘園を利用者する全ての方々に不自由なく安全に過ごしていただく為の改善に向けて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEB等によるバリアフリー関連情報等の提供		■	
	触知案内図や音声案内の整備	■	■	■
	貸出し用の車いすの案内の表示	■		
	筆談用具の設置を示す案内の表示（耳マークなど）	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員研修や対応マニュアルの検討	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

職員研修やマニュアルの検討の中でバリアフリーの設備が障害者への特別扱いではなく、全ての人の施設利用を円滑にすることが目的であることを理解してもらうよう指導していく。

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑤ 赤 みずべの苑高齢者あんしんセンター

1. 施設の概要

施設名：みずべの苑高齢者あんしんセンター

事業主体：社会福祉法人 うらら

所在地：志茂 3-13-5 信濃ビル 1 階

建築年：昭和 62 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー化は図られており、配慮事項を踏まえたハード整備は大規模な改修等に合わせて実施する。当面は人的対応等のソフト事業を中心に推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	段差の解消及び歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
トイレ	荷物掛けフックの設置	■		
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	大きくわかりやすい案内表示の設置			■
	パンフレットやWEBによる施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	音声案内や触知案内図の設置			■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないような配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール、エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

当該施設は 4 階建のビルの 1 階にあり、当法人はこのビルの 1 階～3 階を賃貸借契約にて借用しているため、事業の実施にあたってはオーナーとの調整が必要になる場合がある。バリアフリー化するにあたり、現行利用可能な補助金や設備等の最新情報を提供していただきたい。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑥ 浮 特別養護老人ホームうきま幸朋苑・キッズタウンうきま保育園

1. 施設の概要

施設名：特別養護老人ホームうきま幸朋苑・キッズタウンうきま保育園
 ・就労継続支援事業 A 型（ブレッド&バター）

事業主体：社会福祉法人こうほうえん

所在地：浮間 5-13-1

建築年：平成 19 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道から施設敷地の出入り、建物内の構造は全てバリアフリー仕様になっている。現時点では特定の入所者の利用を想定した整備となっているが、福祉避難所に指定されていることも踏まえ、多様な利用者を想定した改善に向け、必要に応じて対応を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	視覚障害者対応のバリアフリー化検討（音声案内・トイレのボタン位置の統一・視覚障害者誘導用ブロック等）	■	■	■
トイレ	オストメイトの設置	■	■	■
	フラッシュライト等の設置	■	■	■
案内設備・情報のバリアフリー	受付等への筆談用具の設置及び耳マーク等の案内表示の設置	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑦ 浮 介護老人保健施設太陽の都

1. 施設の概要

施設名：介護老人保健施設太陽の都

事業主体：医療法人社団 博栄会

所在地：浮間 2-1-13

建築年：平成 10 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

高齢者向け施設として必要なバリアフリー化が図られており、引き続き人的対応の充実に努める。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・ こころの バリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑧ 赤 特別養護老人ホームみずべの苑

1. 施設の概要

施設名：特別養護老人ホームみずべの苑
 事業主体：社会福祉法人 うらら
 所在地：志茂 3-6-13
 建築年：平成 13 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 13 年事業開始の施設であり、基本的なバリアフリー化は図られている。今後、大規模修繕を検討・実施するなかで配慮事項を踏まえた改善についてあわせて検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	フラッシュライト等の設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	大きくわかりやすい案内表示の設置			■
	WEB による施設のバリアフリー関連情報の提供	■	継続 ■	■
	音声案内や触知案内図の設置			■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設の設置及び案内の表示、利用者への啓発			■
その他設備	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置			■
	聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法の検討			■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

バリアフリー化するにあたり、現行利用可能な補助金や設備等の最新情報を提供していただきたい。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(3) 障害者施設

★ 赤 就労支援センター北

1. 施設の概要

施設名：就労支援センター北
 事業主体：特定非営利活動法人わくわくかん
 所在地：赤羽南 2-6-6
 建築年：平成 9 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

施設が地下 1 階にあり、バリアフリー化されていないが、賃貸物件であるため改善は困難である。視覚障害者、聴覚障害者への対応等について可能な範囲で改善を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路(屋外)	段差の解消、及び歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置の検討	■		
トイレ	荷物台や荷物掛けの設置の検討	■		
	フラッシュライト等の設置の検討	■		
	非常呼び出しボタンの設置の検討	■		
案内設備・情報のバリアフリー	触知案内図の設置の検討	■		
人的対応・こころのバリアフリー	視覚障害者の連続的な誘導への配慮	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

施設の主な対象者が精神障害者であるため、今まで大きな問題は生じていない。検討予定の事業に関しては、事業の実施の可否も含めて検討する。精神障害者で車いす使用者の方のご相談に対しては、赤羽会館内の障害相談係の場を借りて対応する。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

★ 桐 若葉福祉園

1. 施設の概要

施設名：若葉福祉園

事業主体：障害者福祉センター・社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

所在地：赤羽西 6-9-2

建築年：平成5年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレなど基本的なバリアフリー化は実施されているが、経年劣化しているところも見受けられるため、区と相談しながら改善に向けて検討する。当面は人的支援などのソフト対策の充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・ こころの バリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

★ 桐 赤羽西福祉工房

1. 施設の概要

施設名：赤羽西福祉工房

事業主体：障害者福祉センター・社会福祉法人 北区社会福祉事業団

所在地：赤羽西 5-7-1

建築年：平成7年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

肢体不自由者が入所・活動する施設であり、エレベーターや多機能トイレなど基本的なバリアフリー化は図られているが、今後視覚障害、聴覚障害等の重複障害の方が利用することを想定し、必要な対策を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	■	■	■
トイレ	自動水洗及び JIS 規格に適合したボタン配置への変更	■	■	■
	フラッシュライト等の設置	■	■	■
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員研修及び職員による案内やサポート等の対応の充実	■	継続	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(4) 子育て支援施設

☆赤 志茂子ども交流館

1. 施設の概要

施設名：志茂子ども交流館
 事業主体：北区 子ども未来課
 所在地：志茂5-18-3
 建築年：平成21年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

円滑な移動のためのバリアフリー化は施設建設時から対応は図られているが、視覚障害、聴覚障害者の利用のための配慮が足りない面も見受けられる。また、多数の区民の利用はあるが、施設の性格上不特定の方の利用は想定していないこともあり、今後はすべての区民が利用しやすい施設とするために、施設の改修時をとらえて一層のバリアフリー化を進めていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	改修に合わせたさらなるバリアフリー対応 (JIS規格に合わせたボタン配置、低い位置への荷物台の設置、フラッシュライトの設置など)			■
案内設備・ 情報の バリアフリー	施設の案内表示、触知案内図や音声案内の整備			■
	パンフレットやWEB等による バリアフリー関連情報等の提供	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(5) 教育施設

1 赤 東洋大学赤羽台キャンパス

1. 施設の概要

施設名：東洋大学赤羽台キャンパス（平成29年4月開設予定）

事業主体：学校法人 東洋大学

所在地：赤羽台1-7-11

建築年：平成29年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

新築建物として、バリアフリー新法、東京都建築物バリアフリー条例に基づき計画を行っている。配慮事項等を踏まえた未対応事項は、今後実施に向けて検討を行い改善を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	フラッシュライト等の設置		■	■
	改修に合わせたバリアフリー対応（JIS規格に合わせたボタン配置、低い位置への荷物台の設置、非常呼び出しボタンの設置など）	■	■	■
案内設備・情報のバリアフリー	大きくわかりやすい案内表示の設置	■	■	■
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報等の提供	■		
	筆談用具の設置及び案内の表示	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール、エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

2 赤 星美学園

1. 施設の概要

施設名：星美学園

事業主体：学校法人星美学園

所在地：赤羽台4-2-14

建築年：本館昭和27年、短大昭和61年、中高昭和49年、小学校昭和59年、幼稚園昭和62年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

学園内は建築年が古い施設が多く、抜本的なバリアフリー化は困難であるため、当面は人的対応の充実を図るとともに、可能な対応を行っていく。建て替えの際に基準等を踏まえた改善を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	主要な通路の幅員確保 (物を移動し120cm以上を確保)	■		
	主要な通路への可動式スロープの設置	■		
	受付前の段差解消			■
上下移動	階段の滑り止めの色の改善			■
トイレ	車いす使用者用トイレの改修(多機能化)			■
	改修に合わせたバリアフリー対応(JIS規格に合わせたボタン配置、低い位置への荷物台の設置、フラッシュライト、非常呼び出しボタンの設置など)			■
案内設備・ 情報の バリアフリー	施設案内板の設置(正門)及び貸出用設備の案内の掲示	■		
	パンフレットによる 施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	触知案内図や音声案内の整備			■
	筆談用具の設置(正門・学校受付)	■		
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車施設の設置及び 案内表示・利用者への啓発	■		
	駐輪が出入口や通路などを遮らないような配慮	■	継続 ■	■
その他設備	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置			■

人的対応・ こころの バリアフリー	職員による案内やサポートの充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等の啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

3 浮 桐ヶ丘高校

1. 施設の概要

施設名：桐ヶ丘高校
 事業主体：東京都教育委員会
 所在地：赤羽北 3-5-22
 建築年：昭和 47 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

本校施設は耐震化工事等を経てはいるが躯体は昭和 47 年度設立のままであり、老朽化している部分がある。校舎棟にはエレベーター、スロープ等があるがその他にはない。今後は、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
その他設備	車いす使用者が利用しやすい受付や記入台の設置	■		
案内設備・情報の バリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

4 桐 赤羽商業高校

1. 施設の概要

施設名：赤羽商業高校
事業主体：東京都教育委員会
所在地：西が丘3-14-20
建築年：平成3年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

実施する予定の事業はない。今後は、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

5 赤 成立学園

1. 施設の概要

施設名：成立学園
事業主体：学校法人成立学園
所在地：東十条6-9-13
建築年：昭和38年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレなど基本的なバリアフリー化は図られており、今後事業実施の予定はない。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・ こころの バリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

6 桐 稲付中学校

1. 施設の概要

施設名：稲付中学校

事業主体：稲付中学校、北区教育振興部学校改築施設管理課

所在地：赤羽西 6-1-4

建築年：平成 31 年（予定）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在旧校舎の解体を行っており、平成 31 年 4 月の新校舎開設を予定している。新校舎では、移動等円滑化基準に基づきエレベーターやトイレなどのバリアフリー化が図られる。今後は、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	段差の解消、及び歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	■		
建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないよう配慮（120cm以上）	■		
	段差部分へのスロープの設置	■		
上下運動	エレベーターの設置	■		
トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置	■		
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車施設の設置及び案内の表示、利用者への啓発	■		
	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックを遮らないよう配慮	■		
人的対応・こころのバリアフリー	施設利用のマナー・ルール、エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

現在、仮校舎として旧第三岩淵小学校を使用している（改築工事期間中）。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

7 赤 赤羽岩淵中学校

1. 施設の概要

施設名：赤羽岩淵中学校
 事業主体：赤羽岩淵中学校
 所在地：赤羽 2-6-18
 建築年：平成 26 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 26 年に新校舎となり、エレベーターや多機能トイレなど基本的なバリアフリー化が図られている。今後は、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころのバリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

8 桐 桐ヶ丘中学校

1. 施設の概要

施設名：桐ヶ丘中学校
 事業主体：桐ヶ丘中学校
 所在地：桐ヶ丘 2-6-11
 建築年：平成 22 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

統合新校のためバリアフリー設計になっている。車いす使用の生徒が在籍していたため、介助用リフト(エレベーター)や多目的トイレが各フロアに配置されている。今後は、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころのバリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

9 赤 神谷中学校

1. 施設の概要

施設名：神谷中学校
 事業主体：神谷中学校
 所在地：神谷 2-46-13
 建築年：昭和 44 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化しており、バリアフリー対応とはなっておらず、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころのバリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

10 浮 浮間中学校

1. 施設の概要

施設名：浮間中学校
 事業主体：浮間中学校、北区教育振興部学校改築施設管理課
 所在地：浮間 4-29-32
 建築年：平成 32 年（予定）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

本校は、新校舎への改築計画が決まっており、平成 32 年 4 月開校（予定）の新校舎は、全館バリアフリーの設計になっている。現校舎、仮校舎は既存の施設で移動等の円滑化を図るとともに、今後は、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	段差の解消、及び歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	■		
建物内通路	主要な通路は物や設備などで狭くならないよう配慮（120cm以上） 段差部分へのスロープの設置	■		
	駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックを遮らないよう配慮	■		
上下運動	エレベーターの設置	■		

トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置	■		
案内設備・情報の バリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車施設の設置及び案内の表示、利用者への啓発	■		
	駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックを遮らないよう配慮	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	施設利用のマナー・ルール、エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

現校舎は平成 29 年 7 月まで使用し、その後、平成 32 年 3 月まで旧西浮間小学校を仮校舎として使用する。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

11 赤 王子第三小学校

1. 施設の概要

施設名：王子第三小学校

事業主体：王子第三小学校

所在地：上十条 5-2-3

建築年：昭和 34 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎はバリアフリー対応となっていないが、社会教育の開放施設である体育館は、エレベーターや多機能トイレ等が設置されている。今後は、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報の バリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

12 赤 西が丘小学校

1. 施設の概要

施設名：西が丘小学校
事業主体：西が丘小学校
所在地：十条仲原 4-5-17
建築年：昭和 41 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎はバリアフリー対応とはなっておらず、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

13 赤 赤羽小学校

1. 施設の概要

施設名：赤羽小学校
事業主体：赤羽小学校
所在地：赤羽 1-24-6
建築年：昭和 36 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターやトイレなどの部分的なバリアフリー化は図られている。その他の設備については、今後、改築・改修工事の機会にバリアフリー化の対応を検討するとともに実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころのバリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

14 赤 岩淵小学校

1. 施設の概要

施設名：岩淵小学校
事業主体：岩淵小学校
所在地：岩淵町 6-6
建築年：昭和 41 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化しており、バリアフリー対応とはなっておらず、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころのバリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

15 赤 なでしこ小学校

1. 施設の概要

施設名：なでしこ小学校

事業主体：なでしこ小学校、北区教育振興部学校改築施設管理課

所在地：志茂 1-34-17

建築年：平成 30 年（予定）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在新校舎を建築中であり、平成 30 年 4 月の開設を予定している。新校舎では、移動等円滑化基準に基づきエレベーターやトイレなどのバリアフリー化が図られる。今後は、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	段差の解消、及び歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	■		
建物内通路	主要な通路は物や設備などで狭くならないよう配慮（120cm以上）	■		
	段差部分へのスロープの設置	■		
上下運動	エレベーターの設置	■		
トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置	■		
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車施設の設置及び案内の表示、利用者への啓発	■		
	駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックを遮らないよう配慮	■		
人的対応・こころのバリアフリー	施設利用のマナー・ルール、エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

現在は仮校舎として旧赤羽中学校を使用している。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

16 赤 第四岩淵小学校

1. 施設の概要

施設名：第四岩淵小学校
事業主体：第四岩淵小学校
所在地：赤羽 3-24-23
建築年：昭和 40 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的にバリアフリー対応となっていないが、現在実施しているリフレッシュ工事の中で、多機能トイレの設置等、一部バリアフリー化が図り、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころのバリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

17 桐 梅木小学校

1. 施設の概要

施設名：梅木小学校
事業主体：梅木小学校
所在地：西が丘 2-21-15
建築年：昭和 46 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎等はバリアフリー対応とはなっておらず、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	耳マークや筆談用具の設置を示す わかりやすい案内の表示	■		
人的対応・ こころのバリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

18 赤 神谷小学校

1. 施設の概要

施設名：神谷小学校
事業主体：神谷小学校
所在地：神谷 2-30-5
建築年：昭和 41 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎はバリアフリー対応とはなっておらず、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

19 赤 稲田小学校

1. 施設の概要

施設名：稲田小学校
事業主体：稲田小学校
所在地：赤羽南 2-23-24
建築年：昭和 34 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

多機能トイレの設置など、一部バリアフリー化が図られている。今後は、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

20 桐 桐ヶ丘郷小学校

1. 施設の概要

施設名：桐ヶ丘郷小学校
事業主体：桐ヶ丘郷小学校
所在地：桐ヶ丘 1-10-23
建築年：昭和 41 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレなど部分的なバリアフリー化が図られている。今後は、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

21 浮 袋小学校

1. 施設の概要

施設名：袋小学校
事業主体：袋小学校
所在地：赤羽北 2-15-3
建築年：昭和 50 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

正門から校舎出入口へのスロープや多機能トイレなど部分的なバリアフリー化が図られている。今後は、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

22 赤 八幡小学校

1. 施設の概要

施設名：八幡小学校
 事業主体：八幡小学校
 所在地：赤羽台3-18-5
 建築年：昭和42年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎はバリアフリー対応とはなっておらず、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころのバリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

23 赤 浮間小学校

1. 施設の概要

施設名：浮間小学校
 事業主体：浮間小学校、北区教育振興部学校改築施設管理課
 所在地：浮間3-4-27
 建築年：昭和41年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

老朽化しており、バリアフリー対応とはなっていない。費用面を鑑みながら、実施可能な対策や障害者理解（こころのバリアフリー）の推進に努めていきたい。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないよう配慮（120cm以上）	■		
	段差部分へのスロープの設置	■		
トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置	■		
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEBなどによる施設のバリアフリー情報等の提供	■	継続 ■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		

人的対応・ こころの バリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■
-------------------------	-----------------------	---	---------	---

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

24 浮 西浮間小学校

1. 施設の概要

施設名：西浮間小学校

事業主体：西浮間小学校

所在地：浮間 2-7-1

建築年：平成 21 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

段差解消、見やすい案内、多機能トイレの設置などバリアフリー整備の進んだ施設である。
バリアフリー化整備の進んだ施設であることを、児童、保護者への周知を推進するとともに、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報の バリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■	継続 ■	■
人的対応・ こころの バリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発及び バリアフリー化整備の進んだ施設であることの 児童、保護者への周知	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

25 赤 赤羽台西小学校

1. 施設の概要

施設名：赤羽台西小学校

事業主体：赤羽台西小学校

所在地：赤羽台 2-1-34

建築年：昭和 36 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎はバリアフリー対応とはなっておらず、実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報の バリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(6) 文化・スポーツ・社会教育施設

1 赤 赤羽文化センター

1. 施設の概要

施設名：赤羽文化センター

事業主体：北区 生涯学習・学校地域連携課 指定管理者：(株)旺栄

所在地：赤羽西 1-6-1-301

建築年：平成7年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

複合施設（パルロード2）の3階部分にあり、エレベーター、エスカレーター、多機能トイレ等のバリアフリー化が図られている。赤羽文化センター独自の改善に取り組むとともにみつつ、建物本体の改修・改善などはパルロード2管理組合で協議・検討し、取り組んでいく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	フロア床材の変更		■	
	学習室出入口の拡張			■
	幅員の狭い通路の拡幅			■
	各部屋出入口の段差解消			■
トイレ	多機能トイレの改修 (オストメイト対応、大型ベッド、扉の改修等)			■
	一般トイレへの機能分散			■
	自動水栓及び JIS 規格に適合したボタン配置への変更		■	
	フラッシュライト等の設置		■	
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置		■	
	一般トイレ前の段差解消			■
	一般トイレ内の通路幅の拡大			■
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置 (各室の案内図は短期的に検討)	■	■	■

案内設備・情報の バリアフリー (つづき)	パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	音声案内及び触知案内図の設置		■	
駐車場・駐輪場	駐車・駐輪利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■
	駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを 遮らないよう配慮	■	継続 ■	■
その他設備	車いす使用者が利用しやすい記入台の設置	■		
	授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置			■
人的対応・ こころの バリアフリー	職員研究の実施及び案内やサポート等の対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

2 桐 国立スポーツ科学センター

1. 施設の概要

施設名：国立スポーツ科学センター
 事業主体：独立行政法人日本スポーツ振興センター
 所在地：西が丘 3-15-1
 建築年：平成 13 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレなど基本的なバリアフリー化は図られている。2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を控え、日本パラリンピック協会等との協議を行いつつパラアスリートの利用を踏まえた施設とする。なお、国立スポーツ科学センターはトップアスリートの練習施設であり、研究施設であることから、関係者のみの利用となっている。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路(屋外)	西門から建物内まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置(正門から建物内は既設)	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

3 浮 浮間図書館

1. 施設の概要

施設名：浮間図書館
 事業主体：北区 中央図書館
 所在地：浮間 1-8-2-102（平成 32 年 4 月移転予定）
 建築年：昭和 56 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

都営住宅の1階にあり、昭和 56 年に開設した図書館である。老朽化も進んでおり、平成 32 年 4 月には、JR 浮間舟渡駅前に開設される新浮間中学校複合施設に移転を予定している。新施設では基準に適合したバリアフリー化が図られるが、必要に応じて区民意見を反映した配慮を検討していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	移動等円滑化基準に適合し、 区民意見を踏まえた新施設の開設	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

4 桐 赤羽西図書館・赤羽西福祉作業所

1. 施設の概要

施設名：赤羽西図書館・赤羽西福祉作業所
 事業主体：北区 中央図書館 ・ 社会福祉法人 北区社会福祉事業団
 所在地：赤羽西 5-7-5
 建築年：昭和 54 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和 54 年に開設した建物でエレベーターが無く、老朽化も進んでいる。1階の赤羽西福祉作業所は、平成 6 年度までは肢体不自由の車いすの利用者も多数利用していたため、段差などのバリアはほぼ問題ない。今後も配慮事項を踏まえて対応の充実を図る。3階の赤羽西図書館は、スタッフの人的支援を中心に利用しやすさの向上を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）		■	
案内設備・情報のバリアフリー	利用者のニーズに合わせた案内表示	■		
その他設備	車いす、ベビーカーの貸出及び案内の掲示		■	
	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置			■
人的対応・こころのバリアフリー	職員研修等の実施及び案内やサポートの対応の充実	■	継続 ■	■

人的対応・こころのバリアフリー (つづき)	施設利用のマナー・ルール、 多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■
--------------------------	-----------------------------------	---	---------	---

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

赤羽図書館については、スタッフの人的支援にて対応していく。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

5 浮 赤羽北図書館

1. 施設の概要

施設名：赤羽北図書館

事業主体：北区 中央図書館

所在地：赤羽北 1-18-1-111

建築年：昭和 62 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

民間マンションの 1 階にあり、出入口や通路、トイレなどの基本的なバリアフリー化はされているが、視覚障害者等の利用のための配慮が足りない面も見受けられる。当面は人的支援を中心に利用しやすさの向上を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・ こころの バリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

民間マンションの 1 階にあり、施設を改修する場合は騒音等のこともあり、管理組合との協議が必要である。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

6 赤 赤羽体育館

1. 施設の概要

施設名：赤羽体育館（平成29年開設予定）

事業主体：北区 スポーツ推進課

所在地：志茂3-46、神谷3-10

建築年：平成29年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

障害のある方もない方もスポーツが楽しめる場所となるよう、バリアフリーについて計画段階から十分に考慮して整備を進めている。施設へ至る経路についても、志茂東公園の遊歩道に視覚障害者誘導用ブロックを敷設（平成28年度）し、東京メトロ志茂駅からの国道部分についても東京都に対し敷設を要望している。引き続き利用者、指定管理者のご意見を伺いながらバリアフリーの充実を目指す。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	WEBによる施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
その他設備	貸出用車いす、ベビーカーの設置及び案内の表示	■	実施に向け検討 ■ ■	
人的対応・ こころのバリアフリー	施設運用上のバリアフリー対応、安全確保への配慮（指定管理者との連携）	■	継続 ■	■
	職員による案内やサポート等の対応の充実（指定管理者との連携）	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール、エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発（指定管理者との連携）	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(7) その他公共施設等

▲ 赤 赤羽警察署

1. 施設の概要

施設名：赤羽警察署
 事業主体：赤羽警察署
 所在地：神谷3-10-1
 建築年：平成6年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

築後22年経過し、現在のバリアフリー基準に適合していないところが見られる。ハード面の改善は予算措置が必要であり、大規模改修に合わせて実施する。当面は人的対応などソフト事業を中心とした推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路(屋外)	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置(道路管理者と連携)			■
上下移動	階段への2段手すりの設置及び段鼻の強調			■
	エレベーターの改修によるバリアフリー対応			■
トイレ	多機能トイレへの大型ベッド設置			■
	自動水洗及びJIS規格に適合したボタン配置への変更		■	
	低い位置への荷物台の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	施設案内図等の設置			■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設の設置及び案内の表示、利用者への啓発		■	
	駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮	■	継続 ■	■

その他設備	車いす使用者が利用しやすい窓口や記入台の設置			■
人的対応・ こころの バリアフリー	職員による案内やサポート等の対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

▲ 桐 避難所（旧第三岩淵小学校）

1. 施設の概要

施設名：避難所（旧第三岩淵小学校）
 事業主体：北区教育振興部学校改築施設管理課
 所在地：赤羽西 6-1-4
 建築年：昭和 38 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、稲付中学校の仮校舎として使用している。新校舎開設後は西が丘小学校として改修を進めていくが、どこまでのバリアフリー対応が実施できるかは未定である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

▲ 浮 避難所（旧西浮間小学校）

1. 施設の概要

施設名：避難所（旧西浮間小学校）
 事業主体：北区教育振興部学校改築施設管理課
 所在地：浮間 4-29-30
 建築年：昭和 33 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化しており、バリアフリー対応とはなっていない。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期

なし

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

現状は閉校管理を行っており、来年度の浮間中学校仮移転に向けて改修工事を予定している。仮校舎としての使用期間終了後の利活用は決まっていないため、積極的なバリアフリー化に対応した工事は考えていない。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

4 赤 避難所（旧赤羽台東小学校）

1. 施設の概要

施設名：避難所（旧赤羽台東小学校）
事業主体：北区教育振興部学校改築施設管理課
所在地：赤羽台1-1-13
建築年：昭和37年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

校舎は老朽化しており、バリアフリー対応とはなっていない。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
	なし			

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

現在は閉校管理を行っており、将来の利活用方針が未定のため、積極的なバリアフリー化対応工事は考えていない。

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

5 赤 避難所（旧赤羽中学校）

1. 施設の概要

施設名：避難所（旧赤羽中学校）
事業主体：北区教育振興部学校改築施設管理課
所在地：赤羽西6-1-4
建築年：昭和34年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、なでしこ小学校の仮校舎として使用している。通称B棟・C棟はバリアフリー化されている。本校舎に当たる通称A棟は旧校舎のままであり、バリアフリー化が図られていない。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
	なし			

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

既に閉校している施設であり、仮校舎以降の利活用については未定であるため、バリアフリー対応を目的とした工事を行う予定はない。

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

△ 浮 旧北園小学校

1. 施設の概要

施設名：旧北園小学校（平成 29 年高齢者・保育複合施設開設予定）
事業主体：社会福祉法人 東京都福祉事業協会
所在地：赤羽北 3-6-1
建築年：平成 29 年（開所予定）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

既存施設である特別養護老人ホーム浮間さくら荘の移転・増床に、新設の保育園を加えた複合施設であり、現在整備を進めている。平成 29 年 4 月開所予定であり、東京都建築物バリアフリー条例に適合する建築物として計画されている。今後は配慮事項を踏まえたソフト事業を中心に推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(8) 医療施設

4 赤 赤羽岩淵病院

1. 施設の概要

施設名：赤羽岩淵病院
 事業主体：医療法人社団福寿会
 所在地：赤羽 2-64-13
 建築年：昭和 60 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレなどの基本的なバリアフリー化は図られている。施設の老朽化に伴う改修工事を機に、配慮事項等を踏まえた整備を行う。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道と病院入口の間の段差解消	■		
トイレ	一般トイレの改修（機能分散、自動水洗、JIS 規格に適合したボタン配置、フラッシュライト、非常呼び出しボタン等）	■		
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■		
	パンフレットや WEB による施設のバリアフリー関連情報の提供	■		
	音声案内や触知案内図の設置	■		
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
その他設備	電光掲示や呼出受信機の導入	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

歩道との段差解消については、北本通りの整備時に協議する必要がある。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

5 赤 赤羽病院

1. 施設の概要

施設名：赤羽病院
 事業主体：医療法人社団 埴原会
 所在地：赤羽 2-2-1
 建築年：昭和 38 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターの設置はされているが、設備が古く、十分なバリアフリー対応が図られていない箇所も見受けられる。抜本的な改善は建て替え時になるが、当面は実施可能な改修を通じて安全性、利便性の向上に努めるとともに、案内や人的支援等のソフト事業の充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	出入口のスロープ改善		■	
上下移動	階段の手すり設置及び段鼻の強調		■	
	エレベーターのバリアフリー対応		■	
案内設備・情報のバリアフリー	大きくわかりやすい案内表示の設置		■	
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報等の提供		■	
	音声案内や触知案内図の設置		■	
	筆談用具の設置及び案内の表示		■	
駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設の設置及び案内表示、利用者への啓発		■	
	駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックを遮らないよう配慮		■	
その他設備	車いす使用者が利用しやすい受付や記入台の設置		■	
	電光掲示や呼出受信機の導入		■	
人的対応・こころのバリアフリー	施設出入口からの連続的な誘導への配慮		■	

人的対応・ こころの バリアフリー (つづき)	職員研修の実施及び案内やサポートなどの対応の充実		■	
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発		■	

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

△ 桐 赤羽リハビリテーション病院

1. 施設の概要

施設名：赤羽リハビリテーション病院
 事業主体：一般社団法人 巨樹の会
 所在地：赤羽西 6-37-12
 建築年：平成 24 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的に移動等円滑化基準に適合した整備がされている。今後は案内や人的対応などのソフト事業を中心に推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・ 敷地内通路 (屋外)	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（正面玄関右手）	■		
案内設備・情報の バリアフリー	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■		
	音声案内や触知案内図の設置		■	
	筆談用具の設置及び案内表示	■		
その他設備	車いす使用者に配慮した受付・窓口や記入台の設置	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

△ 浮 浮間中央病院

1. 施設の概要

施設名：浮間中央病院
 事業主体：医療法人社団博栄会
 所在地：赤羽北 2-21-19
 建築年：平成 20 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的に移動等円滑化基準に適合したバリアフリー化が図られている。今後大きな改修などは想定していないが、配慮事項を踏まえた対応について検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	フラッシュライト等の設置	■	■	■
その他設備	電光表示や呼出受信機の導入		■	
人的対応・ こころの バリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑧ 桐 大橋病院

1. 施設の概要

施設名：大橋病院
 事業主体：医療法人財団 逸生会
 所在地：桐ヶ丘 1-22-1
 建築年：昭和 47 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

耐震化に伴う建替えを検討しており、移動等円滑化基準への適合や配慮事項に留意して整備する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	建替えによるバリアフリー化された施設の整備		■	
案内設備・情報のバリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・ こころと情報の バリアフリー	職員研修の実施及び 職員による案内やサポートなどの対応の充実		■	
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

9 桐 岩江クリニック

1. 施設の概要

施設名：岩江クリニック
 事業主体：医療法人社団 岩江クリニック
 所在地：西が丘1-5-9
 建築年：昭和46年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターは設置されているが、建物は非常に老朽化している。設備面での改善は困難だが、患者様およびご家族等の視点に立った移動等円滑化に向けて、人的資源を出来る限り活用し、職員一同に「こころのバリアフリー」の認識を教育することにより、日々の現場での具体的対応に反映させていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないよう配慮	■	継続 ■	■
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■	■	■
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	■	■
	音声案内や触知案内図の設置	■	■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	職員研修の実施及び案内やサポート等の対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(9) 金融機関（銀行・郵便局）

① 赤 赤羽郵便局

1. 施設の概要

施設名：赤羽郵便局
 事業主体：日本郵便株式会社
 所在地：赤羽南 1-12-10
 建築年：昭和 40 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

建物が老朽化しているため、改修工事を順次行っている。改修に合わせて移動等円滑化基準や配慮事項を満たすよう留意するとともに、人的対応等のソフト事業についても推進していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	■		
建物内通路	主な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮（120cm以上）	■	継続 ■	■
トイレ	多機能トイレのバリアフリー対応（オストメイト対応設備、大型ベッド、ボタン位置のJIS規格適合、低い位置への荷物台など）	■		
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	大きくわかりやすい案内表示の設置	■	■	■
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
その他設備	車いす使用者が利用しやすい窓口や記入台の設置			■
人的対応・こころのバリアフリー	社員教育の実施及び案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のルール・マナー等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

③ 赤 みずほ銀行 赤羽支店

1. 施設の概要

施設名：みずほ銀行 赤羽支店
 事業主体：株式会社みずほ銀行
 所在地：赤羽 1-7-8
 建築年：昭和 44 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

当店舗ビルは築 47 年、老朽化が進んでおり建替・大規模改修の検討を要するものの、現状具体化していません。みずほ銀行では「年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、誰にでも利用しやすい銀行」を目指して 10 年前より「ハートフルプロジェクト」を推進しております。当店も平成 20 年に高齢者用多機能トイレを設置しました。また、車いすの動線確保等の配慮を心掛けております。

今後も、「ハートフルプロジェクト」の取組方針に基づき、各事業の実施に向けて実施の可否を含め検討し、可能な事業から順次実施してまいります。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	フラッシュライト等の設置	実施に向け検討		
		■	■	■
案内設備・情報の バリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■	■	■
	パンフレットや WEB 等による バリアフリー関連情報等の提供	■	継続	■
	音声案内や触知案内図の設置	■	■	■
その他設備	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用 ブロックなどを遮らないような配慮	■	継続	■
	車いす使用者が利用しやすい窓口や記入台の設置	■	■	■
	貸出し用の車いすやベビーカー等の設置、 及び案内の設置	■	■	■
人的対応・ こころの バリアフリー	多様な利用者への職員・従業員等による案内や サポートなどの対応の充実	■	継続	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

④ 赤 三井住友銀行 赤羽支店

1. 施設の概要

施設名：三井住友銀行 赤羽支店
 事業主体：株式会社三井住友銀行
 所在地：赤羽 2-1-15
 建築年：昭和 49 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

出入口や通路、案内設備などについて基本的なバリアフリー化は実施されている。今後もロビー担当者や受付担当者による人的支援を継続的に実施していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
駐車場・駐輪場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないような配慮	■	継続 ■	■
人的対応・ こころの バリアフリー	多様な利用者への従業員等による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑤ 赤 東京シティ信用金庫赤羽支店

1. 施設の概要

施設名：東京シティ信用金庫赤羽支店
 事業主体：東京シティ信用金庫
 所在地：志茂 2-33-14
 建築年：昭和 44 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

本建物は築 40 年以上経過しており、バリアフリー上多くの課題がある。今後店舗建て替えも視野に入れており、その際に対応を図っていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	店舗建て替えによる各設備等のバリアフリー化		■	
案内設備・情報の バリアフリー	受付等への筆談用具の設置及び耳マーク等の案内表示の設置	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	多様な利用者への従業員等による案内やサポートなどの対応の充実	■	■	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑥ 赤 城北信用金庫赤羽支店

1. 施設の概要

施設名：城北信用金庫赤羽支店
 事業主体：城北信用金庫
 所在地：赤羽 2-1-9
 建築年：昭和 54 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

旧耐震基準の建物であり、今後は建替え等も検討している。リニューアル実施時には移動等円滑化基準に適合させたい。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	建替え等によるバリアフリー化された施設の整備 (トイレ、案内設備など)		■	
出入口・敷地内通路(屋外)	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置(道路管理者と連携)	■		
上下移動	バリアフリー化されたエレベーターへの改修		■	
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内図の設置	■		
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設の設置及び案内の表示、利用者への啓発	■		
その他設備	座位用の記帳台の設置	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑦ 赤 城北信用金庫十条支店

1. 施設の概要

施設名：城北信用金庫十条支店
 事業主体：城北信用金庫
 所在地：十条仲原3-13-1
 建築年：昭和35年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

バリアフリー対応していない建物であり、今後の建替えにより移動等の円滑化を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	建替え等によるバリアフリー化された施設の整備 (トイレ、案内設備など)		■	
出入口・ 敷地内通路 (屋外)	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した 視覚障害者誘導用ブロックの設置(道路管理者と連携)	■		
上下移動	バリアフリー化されたエレベーターへの改修		■	
案内設備・情報の バリアフリー	わかりやすい案内図の設置	■		
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設の設置及び案内の表示、 利用者への啓発	■		
その他設備	座位用の記帳台の設置	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑧ 浮 城北信用金庫浮間支店

1. 施設の概要

施設名：城北信用金庫浮間支店
 事業主体：城北信用金庫
 所在地：浮間3-18-6
 建築年：昭和56年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

バリアフリー対応していない店舗であり、建物のリニューアル時にエレベーターの設置等の移動等円滑化を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	大規模改修等によるバリアフリー化された施設の整備		■	
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	■		
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内図の設置	■		
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続	■
駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設の設置及び案内の表示、利用者への啓発	■		
その他設備	座位用の記帳台の設置	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

⑨ 赤 城北信用金庫赤羽西口支店

1. 施設の概要

施設名：城北信用金庫赤羽西口支店
 事業主体：城北信用金庫
 所在地：赤羽西 1-40-5
 建築年：—

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

賃借店舗のため躯体に係る改修は難しいが、職員によるサポート体制の充実を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	■		
トイレ	フラッシュライト等の設置	■		
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内図の設置	■		
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続	■
その他設備	座位用の記帳台の設置	■		
	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

10 赤 瀧野川信用金庫東十条支店

1. 施設の概要

施設名：瀧野川信用金庫東十条支店
 事業主体：瀧野川信用金庫
 所在地：東十条5-5-10
 建築年：昭和48年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

店舗の出入口については、段差解消対応している。出入口の扉が手動式で重く自動ドア化したいが、建物の構造上難しいため、呼び鈴を設置し職員が対応している。配慮事項を踏まえ実施可能なバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置		■	
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内図の設置		■	
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	車いす利用者用駐車施設の設置及び案内の表示、利用者への啓発	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実（出入口扉の開閉を含む）	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

11 赤 瀧野川信用金庫赤羽支店

1. 施設の概要

施設名：瀧野川信用金庫赤羽支店
 事業主体：瀧野川信用金庫
 所在地：赤羽西 1-35-9
 建築年：平成 11 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

店舗が狭く、構造上難しい面も多いが、配慮事項を踏まえ実施可能なバリアフリー化を推進する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置		■	
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内図の設置		■	
	WEB による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

12 浮 瀧野川信用金庫浮間支店

1. 施設の概要

施設名：瀧野川信用金庫浮間支店
 事業主体：瀧野川信用金庫
 所在地：浮間4-13-1
 建築年：昭和59年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

道路と店舗の間にスロープを設置している。構造上難しい面もあるが、配慮事項を踏まえ視覚障害者誘導用ブロックや案内表示を設置するよう検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置		■	
	幅員を確保した自動ドアの設置		■	
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置		■	
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
駐車場・駐輪場	車いす使用者用駐車施設の設置及び案内の表示、利用者への啓発		■	
	駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮		■	
その他設備	車いす使用者が利用しやすい窓口や記入台の設置	■		
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(10) 商業施設

① 浮 島忠ホームズ北赤羽店

1. 施設の概要

施設名：島忠ホームズ北赤羽店
 事業主体：株式会社 島忠
 所在地：浮間5-3-24
 建築年：平成27年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成27年9月に新店オープンした比較的新しい店舗であり、バリアフリーについてもおおむね対応済みとなっている。今後も、新たな基準等の変更にもできる限り対応し、すべてのお客様に利用しやすい店舗にしていく方針である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・ こころの バリアフリー	多様な利用者への従業員等による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

② 浮 オーケー北赤羽店

1. 施設の概要

施設名：オーケー北赤羽店
 事業主体：オーケー株式会社
 所在地：浮間5-3-27
 建築年：平成27年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成27年9月にオープンした比較的新しい店舗であり、バリアフリーについてもおおむね対応済みとなっている。今後も、新たな基準等の変更にもできる限り対応し、すべてのお客様に利用しやすい店舗にしていく方針である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・ こころの バリアフリー	多様な利用者への従業員等による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

③ 赤 ビーンズ赤羽

1. 施設の概要

施設名：ビーンズ赤羽（ビーンズ・ビーンズテラス）

事業主体：（株）ジェイアール東日本都市開発 赤羽ショッピングセンター

所在地：ビーンズ赤羽 1-1-1・ビーンズテラス 1-67-58

建築年：ビーンズ赤羽（平成2年・12年・17年）・ビーンズテラス平成15年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

駅商業施設として、高齢者や障害さに配慮した施設づくりに取り組むとともに、駅との連携による一体的な利便性の向上を目指している。今後も配慮事項や区民意見を踏まえた改修や情報提供などを進めていく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	駅や歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置			■
トイレ	多機能トイレへの大型ベッド設置			■
	フラッシュライト等の設置		■	
	一般トイレへの非常呼び出しボタンの設置		■	
トイレ（ビーンズテラス）	車いす使用者が利用できる一般トイレへの改修		■	
案内設備・情報のバリアフリー	案内図等へのバリアフリー関連情報の表示	■		
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供	■		
	音声案内や触知案内図の設置		■	
その他設備	貸出用車いすやベビーカーの設置及び案内の表示	■		
	ベンチ及び授乳室の設置			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

4 赤 赤羽パルロード I アピレ

1. 施設の概要

施設名：赤羽パルロード I アピレ
 事業主体：株式会社新都市ライフホールディングス
 所在地：赤羽西 1-5-1
 建築年：昭和 61 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

施設が完成してから 30 年程経過しており、最新の移動等円滑化基準を満たすには建築構造の大規模な改良工事を要する。ハード面においては、階段への手すりの増設や段差のマーキングによる視認性の向上など、軽易な改良によるバリアフリー化を実施しつつ、あわせてソフト面においてもサービスカウンターを設置し対応できる体制を整えている。今後も、可能な範囲で配慮事項を踏まえた対策を実施していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	パンフレットや WEB 等による施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示	■	継続 ■	■
その他設備	車いすが利用しやすい窓口等の設置	■	実施に向け検討 ■	■
	車いす使用者が幅の広いレジレーンを優先利用できるよう配慮	■	継続 ■	■
人的対応・こころのバリアフリー	従業員研修の実施及び案内やサポートの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール、エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑤ 赤 ダイエー赤羽店

1. 施設の概要

施設名：ダイエー赤羽店
 事業主体：ダイエー赤羽店
 所在地：赤羽 2-5-7
 建築年：平成 24 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレなどの基本的なバリアフリー化は図られている。また、商店街側の出入口にサービスカウンターと 2F 事務所へ移報する呼び出しボタンを設置している。配慮事項を踏まえ、改修を伴う事業は中期的に検討する。当面は、案内や人的対応の充実などソフト事業を中心に推進を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	階段手すりの改修（両側設置、1 段→2 段）		■	
	エレベーターへの音声案内の設置		■	
トイレ	自動水栓及び JIS 規格に適合したボタン配置への変更		■	
	低い位置への荷物台の設置		■	
	フラッシュライト等の設置		■	
案内設備・情報のバリアフリー	売場案内表示の更新		■	
	WEB 等による施設のバリアフリー関連情報等の提供		■	
	触知案内図の設置		■	
	筆談用具の設置及び案内表示		■	
その他設備	車いす使用者が利用しやすい作業台などの設置		■	
	貸出用ベビーカーの設置及び案内表示		■	
	レジレイアウトの改善（幅広レーンの確保）		■	

人的対応・ こころの バリアフリー	従業員教育の実施及び案内やサポートの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール、 エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

建物内の設備的な改修が必要なものは、主管関連部署と調整し、今後の方向性を決める。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

9 赤 西友赤羽店

1. 施設の概要

施設名：西友赤羽店
 事業主体：合同会社西友
 所在地：赤羽 2-1-1
 建築年：昭和 49 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターの設置や通路幅員の確保などはされているが、多機能トイレはなく、バリアフリー上の課題が見られる。配慮事項を踏まえ、可能な限り短期的な対応を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・ 敷地内通路 (屋外)	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚 障害者誘導用ブロック及びインターホンの設置	■		
上下移動	階段への 2 段手すりの設置及び段鼻の強調	■		
トイレ	多機能トイレの設置			■
	一般トイレへの機能分散 (オストメイト対応設備の設置)			■
	自動水栓及び JIS 規格に適合したボタン配置への変更			■
	低い位置への荷物台の設置			■
	フラッシュライト等の設置			■
	非常呼び出しボタンの設置			■
案内設備・情報の バリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■		

案内設備・情報の バリアフリー (つづき)	パンフレットやWEB等による 施設のバリアフリー関連情報等の提供	■		
	音声案内及び触知案内図の設置	■		
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		
その他設備	車いす・ベビーカーの貸出及び案内の掲示	■		
	授乳室やおむつ交換台の設置	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	従業員研修の実施及び案内やサポート等の対応の充実	■	継続	■
	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続	■
	エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

10 赤 イオン赤羽北本通り店

1. 施設の概要

施設名：イオン赤羽北本通り店
 事業主体：イオンリテール株式会社
 所在地：神谷3-12-1
 建築年：昭和57年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレの設置などの基本的なバリアフリー化は図られているが、現在の移動等円滑化基準等からは対応が不十分な点も見受けられる。配慮事項を踏まえ、実施可能な内容から改善を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置		■	
	幅員を確保した自動ドアなどへの変更			■
建物内通路	3階トイレ前通路の幅員確保	■	■	■
上下移動	エレベーターのバリアフリー対応への改修	■	■	■
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■	■	■
その他設備	幅広のレジレーンの設置及び優先利用の配慮	■	■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

11 赤 パルロードⅢ（イトーヨーカドー赤羽店）

1. 施設の概要

施設名：パルロードⅢ（イトーヨーカドー赤羽店）
 事業主体：株式会社イトーヨーカ堂 赤羽店
 所在地：赤羽西 1-7-1
 建築年：平成7年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレなどの基本的なバリアフリー化は図られているが、建築当時の設備のまま現在に至っている箇所が多い。配慮事項を踏まえた改修などについて中・長期的に推進をしていくとともに、当面は案内や人的支援等のソフト対策による利便性の向上を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置・JIS規格への改善（道路管理者と連携）		■	
建物内通路	1階南口出入口の段差解消		■	
トイレ	多機能トイレの改善及び増設		■	
	一般トイレへの機能分散		■	
	自動水栓及びJIS規格に適合したボタン配置への変更		■	
	低い位置への荷物台の設置		■	
	フラッシュライト等の設置		■	
	非常呼び出しボタンの設置		■	
案内設備・情報のバリアフリー	大きくわかりやすい案内表示の設置		■	
	パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供		■	
	音声案内や触知案内図の設置		■	
	筆談用具の設置及び案内の表示	■		

その他設備	貸出用の車椅子やベビーカーへの案内の表示、 利用方法の周知		■	
	「ふれあい灯」の設置場所や周知方法を工夫し、サポ- トが必要な方などが利用しやすいような配慮	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	従業員研修の実施及び案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール、 エレベーターや多機能トイレの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

商業施設での多機能トイレ利用は、外見での判断が困難であり、健常者に見えても安易に注意できない。「お客様と店員」の立場からは、掲示等による対応が基本となる。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(11) 宿泊施設

② 赤 東横イン赤羽駅東口一番街

1. 施設の概要

施設名：東横イン赤羽駅東口一番街
事業主体：東横イン赤羽駅東口一番街
所在地：赤羽 3-2-2
建築年：平成 17 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや多機能トイレなど基本的なバリアフリー化は図られている。配慮事項を踏まえさらなる改善について、本社と相談し実施に向けて検討していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	音声案内や触知案内図の設置			■
その他設備	貸出し用の車いすやベビーカー等の設置及び案内表示			■
	授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

④ 赤 赤羽プラザホテル

1. 施設の概要

施設名：赤羽プラザホテル
 事業主体：株式会社 北一企画
 所在地：赤羽南 1-9-12
 建築年：昭和 45 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターは設置されているが、施設が古く一部を除き全館にわたってバリアフリーには対応していない。配慮事項を踏まえ、今後は予算に応じて改善を検討していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置		■	
トイレ	低い位置への荷物台等の設置		■	
	フラッシュライトの設置		■	
	非常呼び出しボタンの設置		■	
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置		■	
	パンフレットや WEB 等による施設のバリアフリー関連状況の提供		■	
	音声案内や触知案内図の設置		■	
その他設備	車いす使用者が利用しやすい記入台の設置		■	
	車いすやベビーカーの貸出及び案内の掲示		■	
人的対応・こころのバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■
	施設利用のマナー・ルール、エレベーターの優先利用の周知啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

⑤ 赤 ダイワロイネットホテル 東京赤羽

1. 施設の概要

施設名：ダイワロイネットホテル東京赤羽
 事業主体：ダイワロイヤル株式会社
 所在地：赤羽南 1-9-13
 建築年：平成 21 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

施設設計時に車いす利用の方もご利用頂ける施設として建築しており、基本的な施設は整備されている。開業 5 年目を迎え、施設等の故障や劣化が無いか等の点検を徹底していく。

イーバックチェア（階段避難車）を導入した為、円滑に活用できるよう訓練等を重ねる。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報の バリアフリー	施設出入口やトイレ等への音声案内や触知案内図の設置	■	■	■
その他設備	貸出用ベビーカーの設置及び案内表示	■	■	■
人的対応・ こころの バリアフリー	従業員による案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

(12) 路外駐車場

① 赤 ビーンズ赤羽駐車場

1. 施設の概要

施設名：ビーンズ赤羽駐車場

事業主体：(株)シェイアール東日本都市開発 赤羽ショッピングセンター

所在地：赤羽 1-67-58

建築年：平成 15 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

JR 高架下に整備された駐車場である。車いす利用者用駐車施設を設けており、基本的なバリアフリー対応は図られている。今後は視覚障害者の動線の確保などを検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路（屋外）	安全な歩行者動線上への視覚障害者誘導用ブロックの設置（鉄道事業者と連携）			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

JR 東日本と協議の必要がある。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

◆ 赤 赤羽駅西口駐車場

1. 施設の概要

施設名：赤羽駅西口駐車場

事業主体：北区 土木部（指定管理者：タイムズ24・ソーリンググループ）

所在地：赤羽西1-7

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩行者出入口閉鎖時間（深夜AM1：00～AM4：00）以外においては段差等のバリアは存在せず、基本的なバリアフリー化が図られている。

今後、施設の大規模改修等に合わせて設備を更新改善し、利便性の向上を目指す。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	エレベーターの改修（浮彫ボタン、音声案内など）	■	■	■
案内設備・情報のバリアフリー	安全な歩行者通路を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを敷設			■
	わかりやすい案内表示の設置			■
	WEBによる施設のバリアフリー関連情報等の提供	■	継続 ■	■
	音声案内の設置			■
人的対応・こころのバリアフリー	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

駐車場内では、通路の仕切りや視覚障害者誘導用ブロックは設置されておらず、駐車場出入口～エレベーター～商業施設出入口間等については、誘導用ブロックの設置を検討する。

多機能トイレなどは設置されていないが、隣接する商業施設内にトイレがあり、かつ駐車場からトイレまでの距離も短い（再開発事業の中で、一体的に計画・整備された施設のため）。

エレベーターについては、設備の老朽化に伴う故障等も発生していることから、できるだけ早く更新することが望ましい。

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

4. 都市公園特定事業

① 浮 都立浮間公園

1. 施設の概要

施設名：都立浮間公園
 事業主体：東京都建設局東部公園緑地事務所
 所在地：浮間 2-31、2-32（北区内）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的には福祉のまちづくりマニュアル等の規定は満たしているが、社会的な要請としてバリアフリーの推進が求められているため、ソフト事業を中心としながら、関係各所に働きかけ、可能な範囲でハード面についてもバリアフリー化を推進していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
園路	降雨時に不陸がある園路の改修	■		
	駅前広場、出入口から案内板への視覚障害者誘導用ブロックの連続設置			■
トイレ	多機能トイレの改修（出入口スロープの改善、十分な広さ、オストメイト対応設備、大型ベッドの設置、JIS規格に適合したボタン配置、低い位置への非常呼び出しボタンなど）	■		
	一般トイレの改修（和式→洋式、ベビーチェアの設置、明るさの改善、出入口の不陸改善など）	■		
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示への改善（大きなピクトグラム、触知案内、音声案内の検討など）		■	
休憩施設	日影やベンチなどの休憩施設の確保	■		
維持管理	トイレ等の定期的な維持管理	■	継続 ■	■
人的対応・ こころのバリアフリー	管理事務所への誘導方法の検討及び管理事務所での情報提供、案内やサポートなどの対応の充実	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

2 桐 赤羽自然観察公園

1. 施設の概要

施設名：赤羽自然観察公園
 事業主体：北区 土木部
 所在地：赤羽西 5-2-34
 開園：平成 11 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

開園後に改修工事をしておらず、現在のバリアフリー基準に適合していないところが見られる。指摘箇所の軽微な改善については短期的に対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■	■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示（管理事務所）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

3 赤 清水坂公園

1. 施設の概要

施設名：清水坂公園
 事業主体：北区 土木部
 所在地：十条仲原 4-2-1
 開園：平成 6 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

開園から 22 年が経過しており、現在のバリアフリー基準に適合していないところが見られる。軽微な改善については、短期的に対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■	■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示（管理事務所）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

4 赤 赤羽公園

1. 施設の概要

施設名：赤羽公園
 事業主体：北区 土木部
 所在地：赤羽南 1-14-17
 開園：昭和 35 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

開園から 56 年（トイレ改修から 23～27 年）経過しており、現在のバリアフリー基準に対応していないところが見られる。軽微な改善については、短期的に対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■	■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示（管理事務所）	■		
休憩施設	車いす使用者等が利用しやすい水飲み場の設置			■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

5 赤 北運動公園

1. 施設の概要

施設名：北運動公園
 事業主体：北区 土木部
 所在地：神谷 2-47-6
 開園：昭和 30 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

再生整備から 19 年が経過しており、現在のバリアフリー基準に適合していないところが見られる。軽微な改善については、短期的に対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内	グラウンド出入用スロープの傾斜改善、手すりの設置（北区スポーツ推進課）	■		
トイレ	施設通路側出入口の段差解消	■		
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■	■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示（管理事務所）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

6 赤 浮 新荒川大橋緑地・荒川赤羽桜堤緑地・荒川赤羽緑地・荒川岩淵関緑地

1. 施設の概要

施設名：新荒川大橋緑地・荒川赤羽桜堤緑地・荒川赤羽緑地・荒川岩淵関緑地

事業主体：北区 土木部

所在地：赤羽 3-29 先、岩淵町ほか

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

河川管理者である国土交通省と検討しながら、軽微な改善については、短期的に対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報の バリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■	■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示（荒川知水資料館）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

7 桐 桐ヶ丘中央公園

1. 施設の概要

施設名：桐ヶ丘中央公園

事業主体：北区 土木部

所在地：桐ヶ丘 2-7-43

開園：昭和 43 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

改修してから 48 年が経過しており、現在のバリアフリー基準に適合していないところが見られる。軽微な改善については、短期的に対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	階段部のバリアフリー対応			■
トイレ	多機能トイレの設置（北側トイレ）			■
案内設備・情報の バリアフリー	わかりやすい案内表示の設置			■
休憩施設	車いす利用者等が利用しやすい水飲み場の設置			■
維持管理	利用者などの駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

8 浮 新河岸東公園

1. 施設の概要

施設名：新河岸東公園
 事業主体：北区 土木部
 所在地：浮間4-27-1
 開園：平成15年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成26年度に拡張整備されており、移動等円滑化基準に沿ったバリアフリー化が図られている。軽微な改善については、短期的に対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	歩道橋部へのエレベーター等の設置		■	
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置	■	■	■
	筆談用具の設置及び案内の表示（管理事務所）	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

9 桐 赤羽スポーツの森公園

1. 施設の概要

施設名：赤羽スポーツの森公園
 事業主体：北区 土木部
 所在地：赤羽西5-2-32
 開園：平成22年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

比較的新しい施設であり、トイレ、水飲み場などの設備は整っているが、案内設備等は不十分であるため今後の設置の検討が必要である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
競技場	施設内への手すりの設置（北区スポーツ推進課）	■		
	施設内への視覚障害者誘導用ブロックの設置（北区スポーツ推進課）	■		
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置			■
人的対応・こころのバリアフリー	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

10 浮 赤羽台さくら並木公園

1. 施設の概要

施設名：赤羽台さくら並木公園
 事業主体：北区 土木部
 所在地：赤羽台4-17-5
 開園：平成19年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

比較的新しい施設であり、トイレ、水飲み場などの設備は整っているが、案内設備等は不十分であるため今後の設置の検討が必要である。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報の バリアフリー	わかりやすい案内表示の設置			■
人的対応・ こころの バリアフリー	駐輪が出入口やスロープ、 視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

11 赤 赤羽台公園・赤羽緑道公園

1. 施設の概要

施設名：赤羽台公園・赤羽緑道公園
 事業主体：北区 土木部
 所在地：赤羽台3-16-1、赤羽台3-18-33
 開園：昭和61年（赤羽台公園）、平成4年（赤羽緑道公園）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

開園後に改修工事をしておらず、現在のバリアフリー基準に適合していないところが見られる。指摘箇所の軽微な改善については短期的に対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口 (共通)	二輪車進入禁止柵の改良			■
出入口 (赤羽台公園)	通行の妨げになる障害物の移動又は撤去	■		
園路 (赤羽台公園)	主要な園路の段差・勾配の解消	■		
トイレ (赤羽台公園)	多機能トイレの設置		■	
	バリアフリーに配慮した一般トイレへの改修		■	

トイレ (赤羽台公園) (つづき)	トイレの照度の確保	■		
案内設備・情報の バリアフリー (共通)	わかりやすい案内表示の設置 (視覚障害者に配慮した案内を含む)			■
休憩施設 (共通)	ベンチの増設	■		
	車いす使用者等が利用しやすい水飲み場の設置			■
維持管理 (共通)	駐輪が、出入口やスロープ、 視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

12 桐 国立西が丘サッカー場

w 1. 施設の概要

施設名：西が丘サッカー場（味の素フィールド西が丘）

事業主体：独立行政法人日本スポーツ振興センター

所在地：西が丘 3-15-1

建設年：昭和 47 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

園路の段差解消、多機能トイレなどの基本的なバリアフリー化は図られている。今後も催事利用に際して、大会主催者であるサッカー協会等の意向も加味した上でバリアフリーに対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	多機能トイレへのオストメイト対応設備の設置	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

催事中は大会主催者と連携して対応していく。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

13 浮 赤羽北一丁目児童遊園

1. 施設の概要

施設名：赤羽北一丁目児童遊園
 事業主体：北区 土木部
 所在地：赤羽北1-10-8
 開園：昭和43年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

再整備から26年が経過しており、現在のバリアフリー基準に適合していないところが見られる。軽微な改善については、短期的に対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	多機能トイレの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置			■
維持管理	利用者などの駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

14 浮 赤羽北二丁目児童遊園

1. 施設の概要

施設名：赤羽北二丁目児童遊園
 事業主体：北区 土木部
 所在地：赤羽北2-34-6
 開園：昭和44年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

開園から47年が経過しており、現在のバリアフリー基準に適合していないところが見られる。軽微な改善については、短期的に対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	多機能トイレの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置			■
休憩施設	車いす利用者等が利用しやすい水飲み場の設置			■
維持管理	利用者などの駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

15 赤 鶴ヶ丘児童遊園

1. 施設の概要

施設名：鶴ヶ丘児童遊園
 事業主体：北区 土木部
 所在地：赤羽西 4-6-5
 開園：昭和 26 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

再整備から 25 年が経過しており、現在のバリアフリー基準に適合していないところがみられる。軽微な改善については、短期的に対応する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	多機能トイレの設置			■
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置			■
維持管理	利用者などの駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

16 赤 志茂四わかば児童遊園

1. 施設の概要

施設名：志茂四わかば児童遊園
 事業主体：北区 土木部
 所在地：志茂 4-31-1
 開園：平成 27 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成 27 年度に開園した公園であり、移動等円滑化基準に沿ったバリアフリー化が図られている。今後は維持管理等のソフト対策を基本に対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい案内表示の設置			■
維持管理	駐輪が出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないよう配慮	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

17 浮 都営住宅前広場

1. 施設の概要

施設名：都営住宅前広場
 事業主体：東京都都市整備局都営住宅経営部
 所在地：赤羽北 2-36-2、赤羽北 2-36-3

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

区のいっとき集合場所に指定されている。現在、実施する予定の事業はない。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
	なし			

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

18 赤 柏木神社

1. 施設の概要

施設名：柏木神社
 事業主体：柏木神社
 所在地：神谷 3-55-5

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

神谷地域のいっとき集合場所であり、出入口等は段差なく十分な幅員が確保されている。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
	なし			

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

19 赤 八雲神社

1. 施設の概要

施設名：八雲神社
 事業主体：宗教法人 八雲神社
 所在地：岩淵町 22-21

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

境内にスロープを設置しており、車いすで本殿にアクセス可能になっている。夜間に管理人がいないため、ベンチ・トイレの設置予定はない。

いっとき集合場所に指定されていることを踏まえ、実施可能な対応を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内設備・情報の バリアフリー	筆談用具の設置及び案内の表示	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

20 赤 静勝寺境内

1. 施設の概要

施設名：静勝寺境内

事業主体：宗教法人 静勝寺

所在地：赤羽西 1-21-17

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

区のいっとき集合場所に指定されており、境内をより車いす等で使いやすいように改良を図る。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	東側出入口の段差解消及び幅員の確保		■	
	二輪車進入禁止柵のバリアフリー対応		■	
トイレ	屋外トイレの改修（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、大型ベッドの設置など）		■	
案内設備 ・情報の バリアフリー	わかりやすい案内表示の設置		■	
	筆談用具の設置及び案内表示	■		
休憩施設	ベンチの改修		■	
	車いす使用者等が利用しやすい水屋への改良	■		
人的対応・ こころの バリアフリー	多様な利用者への適切な対応等に関する勉強会の実施	■	■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

21 赤 赤羽台のもり公園

1. 施設の概要

施設名：赤羽台のもり公園
事業主体：北区 土木部
所在地：赤羽台1-6
開園：平成32年一部開園予定

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、公園整備の基本設計を実施しており、ワークショップを実施し区民意見を取り入れながら検討を行っている。配慮事項を踏まえ、十分にバリアフリー化された公園となるよう整備を進める。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	バリアフリー化された公園の整備	■	■	

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

公園用地は15,000㎡。現在、浸水対策工事により東京都下水道局が2,500㎡を占用している。
平成28年度：公園整備の基本設計を実施しており、地元住民の要望を把握するためのワークショップを実施している。ワークショップ全4回
平成29年度：前年度の基本設計の成果を基に詳細設計を実施。
平成30～31年度：2ヶ年かけて公園整備。（12,500㎡）
平成32年度：31年度に公園整備が完了した12,500㎡を開放。
平成33年度：東京都下水道局の浸水対策工事による占用区域2,500㎡の公園整備。
平成34年度：33年度に公園整備が完了した2,500㎡を開放し、公園の全面開放となる。

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

5. 交通安全特定事業

(1) 信号機等

1. 概要

検討対象：信号機等

事業主体：警視庁

2. 現状と移動等円滑化の今後の方針

音響式や経過時間表示式信号機、エスコートゾーンの設置等のバリアフリー化を順次進めている。今後も主要な生活関連経路における交差点を中心に対策を行うとともに、必要な交通安全対策を実施する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
信号機等	バリアフリー対応型信号機 (音響式や経過時間表示式等)の整備	■	順次 ■	■
	エスコートゾーンの整備	■	必要に応じ実施 ■	■
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化	■	順次 ■	■
違法駐車防止のための事業	違法駐車車両の指導取締り等	■	順次 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

歩道がない生活関連経路を設定した場合、横断歩道や信号機等の整備が行えない場合がある。

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

※別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照

6. その他の事業

(1) タクシー

① タクシー（東京ハイヤー・タクシー協会）

1. 施設の概要

施設名：タクシー

事業主体：一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、東京都内におけるユニバーサルデザイン（UD）タクシーは約 60 台登録されている。今後は、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催までに、都内のタクシー約 5 万台のうちの 2 割にあたる 1 万台の UD タクシー導入を目指している。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
車両	車いす利用者等も利用できる福祉タクシーの導入の促進	■	継続 ■	■
人的対応・ こころの バリアフリー	ユニバーサルドライバー研修の実施	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

一般的に、福祉タクシー等の車両は、通常のセダン型タクシーと比較して車両価格が高く、維持費等も高くかかるため、全てのタクシー事業者が多くの福祉タクシーを導入することが難しい状況の中、国庫補助などを活用して、少しずつではあるがセダン型タクシーの入れ替えの時期などに福祉タクシー車両を導入しているのが現状である。

地域として福祉タクシー等の導入促進を図りバリアフリー化を推進していく場合、地域の事業者が国庫補助等を活用し積極的に福祉タクシーを導入できるよう、地域自治体において、国庫補助の申請に必要となる協議会を設置し「生活交通改善事業計画」の策定等を行うことや、自治体単独での補助制度を創設すること等が福祉タクシー等の導入促進につながるものと考えられる。

なお、現状においては、東京都及び国（国土交通省）が車両購入費の一部を補助する制度を実施している。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

② タクシー（東京タクシーセンター）

1. 施設の概要

施設名：タクシー

事業主体：公益財団法人 東京タクシーセンター

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

タクシー業務適正化特別措置法第34条に基づき、タクシー運転者の指導、タクシー運転者の研修、タクシー利用者からの苦情処理、タクシー乗り場の設置・運営をしている。タクシー運転者の研修については、平成14年度より、介助を必要とする高齢者や障がい者等の接し方や車いすの取扱い方法などバリアフリー対応の旅客接遇に関する教育を導入した。平成26年度からは、更に研修内容を充実させ、丸一日を使ったバリアフリー対応・ユニバーサルドライバー研修を行っている。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・ こころの バリアフリー	タクシー運転者のバリアフリー対応・ユニバーサルドライバー研修の実施（筆談用具の設置の啓発を含む）	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

③ タクシー（東京都個人タクシー協会）

1. 施設の概要

施設名：タクシー

事業主体：一般社団法人 東京都個人タクシー協会

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

個人タクシーは、1人1車（一人の事業者が1台のタクシー車両を所有）の制度であることもあり、現状はほとんどがセダン型である。平成27年度より、高齢者や障害者に対する基本的知識と接遇等について、タクシー運転者用のユニバーサルドライバー研修（UD研修）を開始しており、引き続きソフト面でのバリアフリーを進めていきたい。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
人的対応・ こころの バリアフリー	タクシー運転者のユニバーサルドライバー研修の実施（筆談用具の設置の啓発を含む）	■	継続 ■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

(2) 駅前広場

駅前広場 JR 赤羽駅西口駅前広場

1. 経路の概要

経路名：駅前広場 JR 赤羽駅西口駅前広場

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

整備後時間が経過しており、歩道上の勾配や視覚障害者誘導用ブロックなどについて移動等円滑化基準に適合していない。今後は適切な維持管理に留意するとともに、配慮事項等を踏まえた改善を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	横断歩道接続部等の段差や勾配の解消	■	■	■
	インターロッキング舗装のがたつきの解消	■	■	■
バス乗降場 ・停留所 タクシー乗降場	駅からバス乗降場等への連続した屋根の設置 (占有協議における連携・調整)	■	■	■
	タクシー乗降場付近の手すりの延長 (占有協議における連携・調整)	■	■	■
視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS 規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法)	■	■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

駅前広場 JR 北赤羽駅駅前広場

1. 経路の概要

経路名：駅前広場 JR 北赤羽駅駅前広場

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー化は図られている。今後は適切な維持管理に留意するとともに、配慮事項等を踏まえた改善を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	インターロッキング舗装のがたつきの解消	■	■	■
バス乗降場 ・停留所 タクシー乗降場	タクシー乗降場の段差の解消・案内表示の改善 (占有協議における連携・調整)	■	■	■
視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修 (適切な設置方法・駅及び乗降場、周辺経路等との 連続性の確保)	■	■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

駅前広場 JR 浮間舟渡駅駅前広場

1. 経路の概要

経路名：駅前広場 JR 浮間舟渡駅駅前広場

事業主体：東京都建設局第六建設事務所

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

整備後時間が経過しており、歩道上の勾配や視覚障害者誘導用ブロックなどについて移動等円滑化基準に適合していない。今後は適切な維持管理に留意するとともに、配慮事項等を踏まえた改善を検討する。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	車止めの設置位置の改善または安全対策	■		
	横断歩道接続部等の段差や勾配の解消	■	■	■
	インターロッキング舗装のがたつきの解消	■		
バス乗降場 ・停留所 タクシー乗降場	タクシー乗降場の段差の解消 (占有協議における連携・調整)	■	■	■
視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS 規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法・ 駅及び周辺経路等との連続性の確保)	■	■	■

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

駅前広場 JR 赤羽駅東口駅前広場

1. 経路の概要

経路名：駅前広場 JR 赤羽駅東口駅前広場

事業主体：北区 土木部

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

整備後時間が経過しており、歩道上の勾配や視覚障害者誘導用ブロックなどについて移動等円滑化基準に適合していない。今後は適切な維持管理に留意するとともに、指摘箇所の軽微な改善については短期的に対応し、大規模な改善については路面補修などの機会を捉えて対応していく。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の段差や勾配の解消 (指摘箇所は短期的に対応)	■	■	■
	歩行者等の通行の支障となる植栽帯や車止めの 撤去・移設の検討	■	■	■
バス乗降場 ・停留所 タクシー乗降場	駅からバス乗降場等への連続した屋根の設置 (バス事業者との連携)			■
	バスロータリー内のわかりやすい誘導方法の検討 (バス事業者との連携)	■	■	■
視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS 規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法)	■		
公衆トイレ	公衆トイレ及び周辺の照度確保	■		

4. その他、事業実施に際し配慮すべき事項など

大規模な改善は、赤羽駅東口地区のまちづくりに合わせて対応を検討していく。

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

第7章 人的対応・こころのバリアフリーの推進

1. 区民部会による意見交換

全体構想では、スパイラルアップの一環として継続される協議会の場を活用してこころのバリアフリーに関する意見交換や勉強会、ワークショップなどを実施し、成果を広く発信することにより、こころのバリアフリーの推進を図ることとしている。

そこで、平成28年度は区民部会委員でこころのバリアフリーに関する意見交換を行い、これまでに経験したことや実践していること等を共有した。さらに、今後区民部会を通じて考えてみたいこと、発信したいことを話し合い、取組のアイデアを検討した。

情報・コミュニケーションのバリアフリーについては、第6章で示した各特定事業で「案内設備・情報のバリアフリー」として、わかりやすい案内表示や筆談用具の設置、触知案内図や音声案内の整備、WEB等での情報提供などの取組を位置づけている。

しかし、視覚障害者や聴覚障害者をはじめ、肢体不自由者や知的・精神・発達障害者、外国人などは、それぞれ多様な情報面・コミュニケーション面のバリアを感じており、移動や施設の利用に配慮を必要としている。各事業者単独ではこれらのバリアを解消することが難しい場合も多いと考えられる。特定事業の推進とあわせ、人による支援やソフト的対策など、こころのバリアフリーと一体的に取り組むことも欠かせないということが確認された。

区民部会による意見交換の概要を以下に示す。

(1) 経験したところのバリアフリー：理解や配慮があって嬉しかったこと

知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 地域のイベントへの参加を積極的に打診された。
視覚障害 (弱視)	<ul style="list-style-type: none"> 街中や店舗等で障害を察して「お困りですか?」「何かお探しですか?」など、困難さへの気付き、共感、援助を申し出てくれた。 障害を知って何かできることはないかと尋ねてくれたことや、何々しましょうか、と確認してくれたこと、やれることを一緒に考えてくれた。 その時々に応じて「目」から得られる情報を伝えてもらうこと、補ってもらえること全般がありがたい。
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ホームから電車に乗り込んだ際に、たまたま車内に倒れ込んでしまったが、見知らぬ人が素早く手を差し伸べて起こしてくれた。 路線バスの運転手の車内放送がはっきりして、的確な情報を伝えてくれた。
肢体障害	<ul style="list-style-type: none"> 空港では航空会社の介助等の窓口があり、あらゆる問い合わせに対応している。搭乗に際しては高齢者・障害者・妊産婦・幼児連れが常に最優先である。 過去に宿泊した旅館で、フロント棟から浴場前まで移動カーで案内されたり、別の風呂の無い宿に宿泊した際に夜中遅くに入浴させていただいたりした。 雨の日に車いすの方がバスに乗る際に、運転手がさっと降りてきて手順よく操作して車いすを定位置に固定させ、安全を確認し発車した。業務とはいえ、雨の中淡々と作業されるその姿に感心し、またその行動をじっと見守る乗客がいた。 宿泊したホテルのレストランで、障害のある息子の料理を食べやすい大きさにカットしてきれいに盛り付けてくれた。 車いす使用者3人、介助者3人でカラオケに行った際、こちらからお願いしていないのに、広い部屋に案内し、テーブルとイスも動かして、快適な空間を作ってくれた。 満員電車から降りる時、周りの方たちが協力してくれた。
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ベビーカーで狭い道を通っている時に対向者が道を譲ってくれた。 飲食店にてベビーカーが置きやすいように広めの席に案内していただいた。 階段(2、3段)を下りるときにベビーカーを持つのを手伝っていただいた。 スーパーのレジで会計済みのカゴを台の上まで運んでいただいた。

(2) 経験したところのバリア：理解や配慮が不足していると感じたこと

知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者へのイメージが大きな声を上げる、暴れる等だったらしく、イベントへの参加を断られた。
視覚障害 (弱視)	<ul style="list-style-type: none"> 外見から分かりにくく、挙動が自然でないことや姿勢も悪くなりがちのため、いぶかしむかのような視線を受けると、居心地の悪さを覚える。 「見えるか」「見えないか」だけではなく「見えにくい」という人もいることが理解されていないこともまだ多くある。
肢体障害	<ul style="list-style-type: none"> 障害者用の駐車スペースに該当しない人が停めているのを見るととても不愉快である。 電車内の優先座席を占領してスマホをいじっている若者の姿もどうかと思う。 駅員さんの配置の関係で、乗りたい時刻の電車に乗れないことがある。 「混んでいる時間帯に乗らないでください」「帰りは何時ですか」「またこの駅を使うのですか」と言われた。 バスに乗った時、乗客から「車いすの人が乗ると時間が掛かって迷惑」と言われた。 「駅員さん呼んでできます」と頼んでもいないのに呼びに行かれた。 改札へ向かう通路を歩いていたら、「車いすの人が通っているから道を空けてください」と知らない人が叫んだ。
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ベビーカーを押して歩いて歩くスピードが遅かったため、駅の改札を通る際に後ろの人に舌打ちされた。 エレベーターにたくさんの人が並んでいてすごく待たなければならなかった（階段やエスカレーターも利用できる方がエレベーターを利用しているように見えた）。 喫煙エリアに近付くと歩きたばこをしている人が多い。

(3) ところのバリアフリーについて、日頃から心がけていること

視覚障害者に対して	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者の方が歩行している時に迷っているように見えたら声を掛け誘導する。
高齢者に対して	<ul style="list-style-type: none"> 電車内で高齢者が立っていたら声を掛け自分が座っている席を譲る。
言語障害者に対して	<ul style="list-style-type: none"> ゆっくり聞き取るよう努力している。
ベビーカー・車いす使用者に対して	<ul style="list-style-type: none"> ベビーカー使用時以外はエレベーターを使用しない。 電車でベビーカーや車いすを優先的に置くスペースは避けて乗車する。 電車・バスの乗り降りや段差など手伝いが必要な場合は声をかけるようにする。 多機能トイレは出来るだけ使用しない。どうしても使用しなければならない場合は、車いすやベビーカー使用者が待っていないことを確認してから使用する。
全体に対して	<ul style="list-style-type: none"> 人の上にも人の下にも立たず、誰にも敬意をもって接する。 笑顔で声掛けする。（「こんにちは」「お先にどうぞ」「ありがとうございます」など） 焦らず心に余裕を持ち、他人の行動が終了するまで焦らずに待つ。 外出する際は、自分自身の体調を整えておく。 他人に迷惑がかからないように心がけている。 支え合いが大切だと思うので、何事も相手の身になって考えている。 話すときに身振り手振りをできるだけ交えるよう心がけている。案内説明は実物や掲示・サイン等を出来るだけ引用する。

(4) 今後区民部会を通じて考えてみたいこと、発信したいこと

<p>全体の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民部会委員が当事者としての気付きを活かして、意見を出すだけではなく、具体的な施策に関与して提案できることに取り組む。 ・何かしたい気持ちはあるが「やり方が分からない」「何をしたいのか分からない」という人が多いので、障害当事者の立場から、こんなことをしてほしいとコミュニケーションを図っていく。 ・先進的な事例を視察して学ぶ。 ・基本構想の検討の中で得られた情報や成果を積極的に活用し、情報を発信していく。
<p>障害当事者の活動促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害当事者のまち理解推進、積極的な外出・まち歩きの支援をする。 ⇒教養講座、援助依頼講座、まちなかガイダンス（切符の買い方、電車・バスの乗り方など）
<p>普及啓発活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころのバリアフリー」ガイドブックなどを参考にして、私立小中学校や都立中高一貫校、福祉を指導している学校の生徒たちに知らせる。 ・福祉関係の各種講演会の際に、こころのバリアフリーについても話をする。 ・区で作成したヘルプカード*を続けて普及啓発する。 ・体験学習の支援をする（学校教育、大人を対象とした障害体験）。 ・障害理解の推進の支援をする。 ⇒学生や社会人を対象に事業所、駅頭での介助体験、交流、研修、出前講座等 ・歩きタバコや放置自転車など明らかに問題であると分かっているようなことが改善されていないため、マナー違反をしてしまう人達にどのように働きかけていくべきか考える。
<p>人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人的支援を推進できるアドバイザーの育成、人材ライブラリーの整備を支援する。 ・事業者・職員向けの取組として、接客や看板づくりの体験、介助体験を支援する。
<p>施設・設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民部会を活用してまちあるきでの定時点検をする。 ・施設等計画段階から当事者意見を反映できる仕組みをつくり、区民部会に関わっていく。 ・施設・設備利用にあたって配慮が必要なことを伝えていく。啓発冊子を作成する。 ⇒誰でもトイレの必要性について ⇒エスカレーター、エレベーターの利用について ⇒車いす用駐車場について ・駅前での乗り換え案内リーフレット作成や指差しガイドボードの設置を支援する。 ・知的障害者に対するケアを考える。 ・交通誘導員の駅版（ボランティアなど）の配置を働きかける。

2. 今後の進め方

人的対応の推進やこころのバリアフリーに関しては、これまでも福祉関係部局や社会福祉協議会などが多様な取組を実施している。協議会や区民部会の場を活用した活動も、既存の取組と連携しつつ、移動や施設利用の視点から北区ならではの取組として展開していくことが期待される。

今後は、区民部会による意見交換の内容を踏まえ、下記を基本的な考え方として人的対応の推進やこころのバリアフリーのための取組を具体的に進めていく。

- (1) 区民部会委員が当事者としての気付きを活かし、具体的な活動や検討を行う
- (2) 協議会のネットワークを活用し、区と事業者、利用者が連携した取組を行う
- (3) 既存の情報や基本構想の検討の中で得られた成果を積極的に活用し、情報を発信する
- (4) 先進的な事例を学び、北区ならではの活動につなげる

区民部会での意見交換を踏まえた、具体的な取組のアイデアを以下に示す。平成 29 年度は、これらのアイデアの中からテーマを抽出し、区民部会を中心に実践に向けて検討を進める。特に、現在作成している視覚障害者誘導用ブロック敷設地図*は、利用者目線での貴重な情報が集約されており、より多くの利用者や道路管理者等が情報を共有して活用するための方策を検討する。

①まちを利用する人や区民への働きかけ

プログラム	取組案
パンフレット作成	・まちで困っていること、配慮してほしいことなどをまとめたパンフレットを作成し、実際にまちで配布する。
啓発ツール作成	・町会・商店街掲示板へのポスターの掲示を通じて、ヘルプカードや認知症サポーター（オレンジリング）等の PR や、マナー啓発を行う。
交流イベント	・福祉まつり等のイベントで、障害者と一般の人の交流の機会を設ける。
当事者によるセミナー	・障害者による講話（どんな時に困っているか、まちなかのバリアフリーの工夫など） ・体験学習（介助方法のレクチャー、車いす体験など） ・障害者との意見交換会 ・教育委員会や社会福祉協議会が実施しているプログラムなど
要援護者の防災訓練	・地域防災訓練に高齢者、障害者等が参加し、支援の方法や日常からの関わりの必要性について意見交換を行う。

②子どもへの働きかけ

プログラム	取組案
学校への 出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による講話（どんな時に困っているか、まちなかのバリアフリーの工夫、こころのバリアフリーの重要性についてなど） ・ 体験学習（介助方法のレクチャー、車いす体験など） ・ まちのバリアとバリアフリーを探すワークショップ ・ 教育委員会や社会福祉協議会が実施している福祉教育プログラム*など
特別支援学校 との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校間交流教育などによる連携の充実 ・ 副籍制度の充実
パンフレット 配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちで困っていること、配慮してほしいことなどをまとめたパンフレットを作成し、生徒などに配布する。

③事業者への働きかけ

プログラム	取組案
パンフレット 作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所、薬局、金融機関などで、少しの工夫でできる合理的配慮*について検討してほしいことをまとめたパンフレットを作成し、配布。
福祉の まちづくり サポーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー整備や取組を行おうとしている施設からの申し出に対応し、当事者参加によるバリア点検を行い、改良のアイデア出しを行う。 →対応の内容に応じて「やさしいお店認定証（仮）」を発行するなども考えられる。
接遇研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業者の社内会議等の場を活用し、当事者との意見交換。 ・ 擬似的な窓口を用意し、当事者への接遇の練習を行う。 ・ 各事業者や商店街と当事者合同のワークショップを行い、実際に店舗を利用しながら問題点を把握する。
コミュニケーション 支援ボード*開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指さして買い物や窓口の手続きができるようなツールを開発し、商店街などで導入する。

④障害のある当事者への働きかけ

プログラム	取組案
外出促進 プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふだんあまり外出をしない高齢者、障害者等を対象に、外出時の工夫や支援の頼み方などをレクチャーし、積極的な外出を促す講座を開催する。
情報収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の情報（視覚障害者誘導用ブロック敷設地図やことばの道案内、特定事業の実施状況等）を活用した、わかりやすいバリアフリー情報の発信を検討する。
ヘルプカード 普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「持っててよかったヘルプカード！」事例集など、ヘルプカードの活用イメージがわかるパンフレットを作成し、高齢者・障害者関係施設などで配布する。
コミュニケーション 支援ボード開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者や知的障害者などが、指さして買い物や窓口の手続きができるようなツールを開発し、使い方の練習や、持ち歩きを促すことで外出を支援する。

第8章 基本構想の推進とスパイラルアップ

1. 特定事業計画の作成及び進捗状況の管理

地区別構想で定めた特定事業について、バリアフリー法では、事業を位置づけた施設設置管理者などが特定事業計画を作成し事業を推進することとされている。特定事業計画の作成にあたっては、施設設置管理者等の計画を区が共通のフォーマットで取りまとめる。

また、目標年次に向けては施設管理の担当者等が変更することが想定されるため、まちあるき点検での区民意見等を踏まえた特定事業等設定の経緯が適切に引き継がれるよう配慮する。

地区別構想、特定事業計画の策定以降も、協議会組織を継続し、施設設置管理者などが定める特定事業計画の内容やその進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて利用者の意見などに応じたさらなる改善検討を進める。

2. 基本構想のスパイラルアップ

全体構想に定めたとおり、引き続き、P(計画 plan)D(実施 do)C(評価 check)A(改善 action)のPDCA サイクルに基づき、進捗状況の把握を行うとともに、バリアフリー法や移動等円滑化基準、ガイドラインなどの改定の動向、まちあるき点検の実施による利用者目線での評価、さらには新たな課題に対する検討を加え、構想の実現化とスパイラルアップに努める。

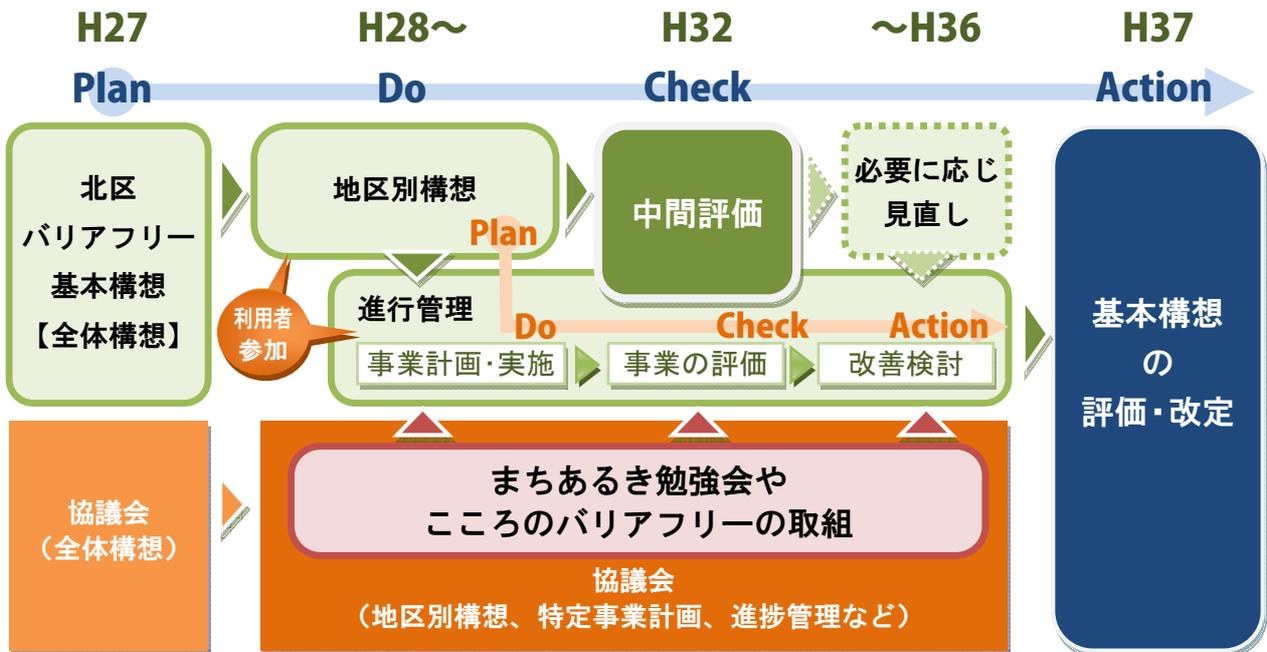


図 8-1 基本構想のスパイラルアップのイメージ

3. 事業実施時における利用者参加の推進

各施設設置管理者が定めた特定事業を実施する際は、さらに具体的な利用者意見を取り入れ、より望ましい形で取組が行われることが期待される。本地区別構想で設定した特定事業のうち、特に移動や施設の利用に影響の大きい事業については、利用者の意見を取り入れる機会を設けるよう、協議会を通じて働きかけを行う。また、各施設設置管理者は利用者意見を取り入れるよう、協議会や区民部会を活用するなど点検や意見交換の場を設けるよう努める。

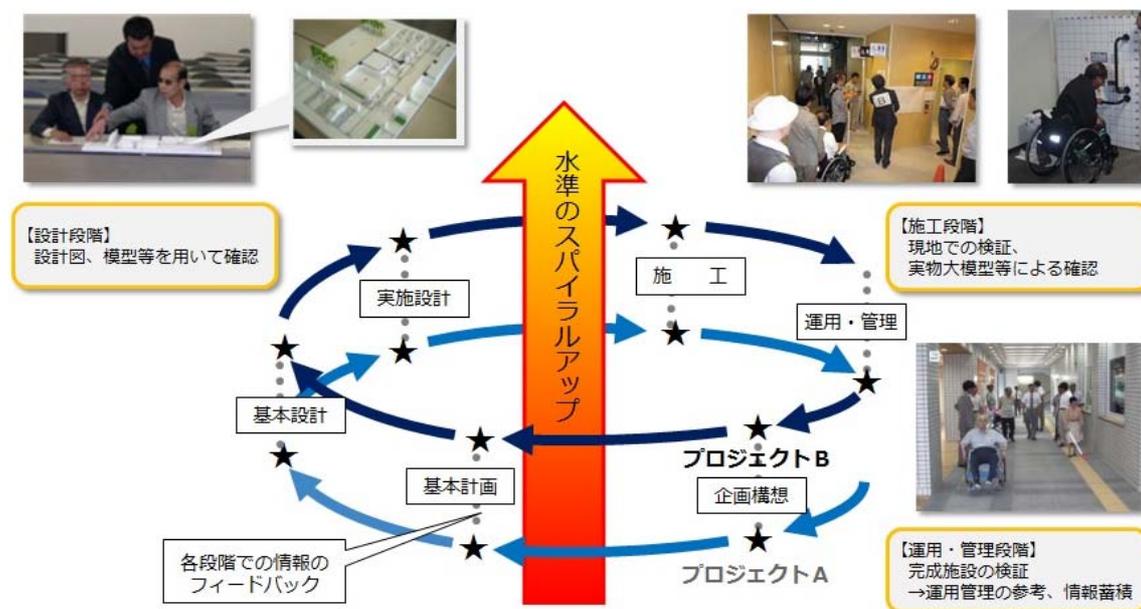
各整備の段階で利用者参加による効果は異なるため、事業の状況に応じ複数回の点検や意見交換がされることが望ましい。施設設置管理者は、意見交換会等を実施した場合は、意見を踏まえた改善の内容について協議会へ報告（フィードバック）し、情報の蓄積を図る。

各整備段階における取組例と期待される効果を以下に示す。

表 8-1 各整備段階での取組例と期待される効果

整備段階	取組例	取組による効果
企画構想・基本計画	施設へ導入する機能や基本的な配置、バリアフリー設備の確認	「あらかじめ配慮する」ユニバーサルデザインの考え方が取り入れられる
基本設計	設計図や模型等を用いた整備内容の確認	利用者目線で動線や設備配置に不自然な箇所がないか確認できる
実施設計	出入口や設備、視覚障害者誘導用ブロックなどのより具体的な設計の確認	利用者目線で詳細の配慮事項や設備の使い勝手について確認できる
施工	現地での危険箇所や案内板の設置位置などの最終確認	利用開始前に利便性や安全性を検証し、必要な改善を加えることができる
運用・管理	完成施設の検証	運用面の変更や簡易な修繕により使い勝手を改善できる

得られた情報や成果を他の施設整備に反映できる



(出典：国土交通省資料)

図 8-2 スパイラルアップのイメージ

4. 施設設置管理者等への働きかけ

重点整備地区における特定事業等の検討については、主要な生活関連施設及び主要な生活関連経路を対象に課題の抽出し、施設設置管理者等へ事業の検討を依頼した。その他の生活関連施設や商店街についても、建築物等の種類別に関係者が集まる会議などの場を通じて、基本構想の概要や特定事業別の移動等円滑化に向けた配慮事項について周知し、必要な対応や配慮の検討やいつでも安心して使えるよう適切な維持管理を依頼している。バリアフリー法や都条例によりバリアフリー化の努力義務が課せられていることを踏まえ、今後も継続的に働きかけを行うことで基本構想の理念を広く伝え、取組の輪を区全体に広めていく。

また、地区内で多数の利用が想定される施設が新設される場合にも、整備にあたっての配慮や利用者参加による検討を働きかけるとともに、そこへ至る経路への影響の検討、道路整備等との連携の可能性を柔軟に検討できるよう関係者間での情報交換に努める。

5. 利用者への情報提供

協議会で検討する内容やまちあるき結果、利用者から寄せられた意見や要望などをまとめ、北区ニュースや北区ホームページなどを通じて利用者に情報提供し、広く基本構想の取組を周知する。

参考資料

1. 北区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱、委員名簿

(1) 北区バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

北区バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

27 北ま都第 1593 号
平成 27 年 8 月 17 日区長決裁
27 北ま都第 1593 号-2
平成 28 年 3 月 30 日区長決裁

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、北区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。
- (2) その他バリアフリーの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 45 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等
- (3) 関係行政機関
- (4) 施設管理者
- (5) 交通管理者
- (6) 公共交通事業者
- (7) その他区長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する順序により副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、区長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会に、基本構想の策定及び実施に関する事項を検討するため、部会を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、会長が指名する者をもって充てる。

(協議結果の報告)

第8条 会長は、第2条に掲げる事項の協議等を完了したときは、その結果を区長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、基本構想の策定が完了する日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

(2) 北区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

区分		所属など	氏名
1	学識 経験者	会長 東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科	高橋 儀平
2		副会長 東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科	菅原麻衣子
3		副会長 聖学院大学人間福祉学部人間福祉学科	野口 祐子
4	高齢者、 障害者団体など	北区障害者団体連合会	井上 良子
5		北区肢体不自由児者父母の会	田中 淳子
6		自立生活センター・北	小田 政利
7		北区視覚障害者福祉協会	熊澤真砂子
8		北区聴覚障害者協会	印南美和子
9		NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	吉田 耕一
10		NPO 法人 尚道手をつなぐ会 たいよう事業所	丹野 克哉
11		区民	誉田加奈子
12		区民	花山 明弘
13		区民	高岡 和宏
14		北区シニアクラブ連合会	望月 康男
15		北区民生委員児童委員協議会	河奈 正道
16		北区町会自治会連合会	齋藤 邦彦
17		北区商店街連合会	尾花 秀雄
18	関係行政機関	国土交通省関東運輸局交通政策部消費者行政・情報課	笠間 雅弘
19		東京都都市整備局都市基盤部交通企画課	谷崎 馨一
20		北区政策経営部企画課	筒井 久子
21		北区健康福祉部健康福祉課	菊池 誠樹
22		北区健康福祉部障害福祉課	田中 英行
23		東京都立王子第二特別支援学校	鎌田 英美
24		東京都立王子特別支援学校	高橋 聡司
25		東京都立北特別支援学校	渡邊 涼
26	施設管理者	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所交通対策課	三條 憲一
27		東京都建設局第六建設事務所補修課	金澤 大介
28		東京都建設局東部公園緑地事務所管理課	田中 功
29		北区土木部土木政策課	佐藤 信夫
30		北区土木部施設管理課	佐藤 秀雄
31		北区土木部道路公園課	石本 昇平
32	交通管理者	警視庁赤羽警察署交通課	林 秀樹
33		警視庁王子警察署交通課	江口 裕行
34		警視庁滝野川警察署交通課	土田 信夫
35	公共交通 事業者	東日本旅客鉄道(株)東京支社総務部企画室	塩ノ谷浩司
36		東京地下鉄(株)鉄道本部鉄道統括部移動円滑化設備整備促進担当課	木津 和久
37		東京都交通局総務部総合技術調整担当課	生越 啓史
38		東京都交通局自動車部計画課	島崎 健一
39		国際興業(株)運輸事業部業務課	木部 康久
40		日立自動車交通株式会社バス事業部	西窪 裕光

平成 28 年 10 月 12 日現在 敬称略

(3) 北区バリアフリー基本構想策定協議会 区民部会 委員名簿

区分		所属など	氏名
1	学識経験者	東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科	菅原麻衣子
2		聖学院大学人間福祉学部人間福祉学科	野口 祐子
3	高齢者、 障害者団体など	部会長 北区障害者団体連合会	井上 良子
4		北区肢体不自由児者父母の会	田中 淳子
5		自立生活センター・北	小田 政利
6		北区視覚障害者福祉協会	熊澤真砂子
7		北区聴覚障害者協会	印南美和子
8		NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	吉田 耕一
9		NPO 法人 尚道手をつなぐ会 たいよう事業所	丹野 克哉
10		区民	花山 明弘
11		区民	高岡 和宏
12		区民	誉田加奈子
13		区民	清水 孝彰
14		区民	太田 雅一
15		北区シニアクラブ連合会	望月 康男
16		北区民生委員児童委員協議会	河奈 正道
17		北区町会自治会連合会	齋藤 邦彦
18		北区商店街連合会	尾花 秀雄
19		関係行政機関	東京都立王子第二特別支援学校
20	東京都立王子特別支援学校		高橋 聡司
21	東京都立北特別支援学校		渡邊 涼

平成28年10月12日現在 敬称略

2. 検討経緯（平成 28 年度）

回	会議名及び開催日	主な検討内容
1	第1回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成 28 年 5 月 18 日	(1) バリアフリー基本構想【赤羽地区】策定の進め方 (2) 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（案）について
2	第1回 区民部会 平成 28 年 5 月 18 日	(1) まちあるきの実施について (2) こころのバリアフリーに関する意見交換
3	事業者説明会 平成 28 年 6 月 2 日	(1) バリアフリー基本構想策定の進め方 (2) 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（案）について (3) 特定事業の検討について
4	まちあるき点検 平成 28 年 7 月 6 日	赤羽・赤羽岩淵・志茂駅周辺のまちあるき点検及び意見交換
5	まちあるき点検 平成 28 年 7 月 13 日	赤羽・北赤羽・浮間舟渡駅周辺のまちあるき点検及び意見交換
6	第2回 区民部会 平成 28 年 8 月 24 日	(1) 生活関連経路・施設（修正版）の確認 (2) まちあるき点検結果のまとめ (3) 事業者部会へ提示する課題・検討依頼事項の確認 (4) こころと情報のバリアフリーに関する取組のアイデアについて
7	第1回 事業者部会 平成 28 年 9 月 16 日	(1) 北区バリアフリー基本構想について (2) 区民部会からの提示課題の確認 (3) 対応方針（特定事業案）の作成依頼
8	第2回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成 28 年 10 月 12 日	(1) 区民部会からの報告 (2) 赤羽地区の地区別構想（素案）の検討
9	第3回 区民部会 第2回 事業者部会 平成 28 年 11 月 1 日	(1) 事業者部会から区民部会への対応方針の説明 (2) 対応方針に関する意見交換
10	第3回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成 28 年 11 月 30 日	(1) 赤羽地区の地区別構想（案）の検討
11	パブリックコメント 平成 28 年 12 月 26 日 ～平成 29 年 1 月 30 日	パブリックコメントの実施
12	第4回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 平成 29 年 2 月 24 日	(1) パブリックコメントの結果について (2) 赤羽地区の地区別構想（案）について (3) 平成 29 年度以降の進め方について

3. バリアフリー法の概要

(出典：国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要図）」)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- 旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
- 駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

旅客施設及び車両等



道路



路外駐車場



都市公園



建築物

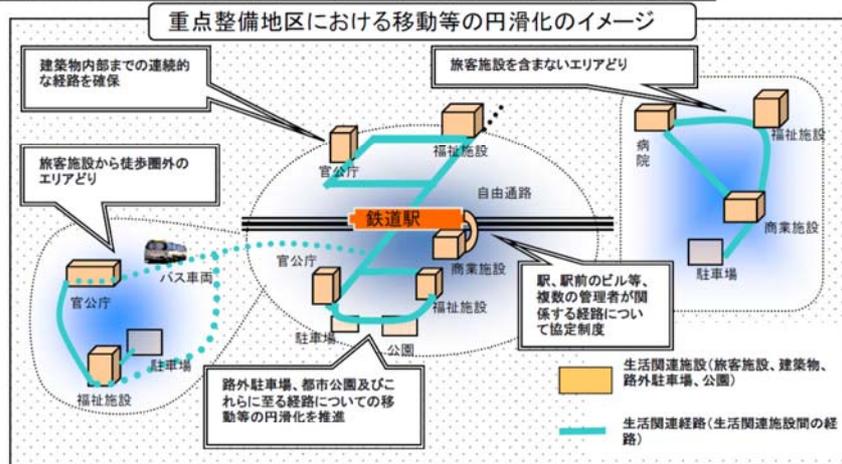


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



4. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要

(国土交通省「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について」をもとに作成)

(1) 移動等円滑化の意義及び目標

移動等円滑化の意義	本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者、障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応
移動等円滑化の目標	旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成 32 年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定 ⇒下表参照

(2) 施設設置管理者が講ずべき措置

適切な情報提供	視覚障害や発達障害など、情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応をより具体的に推奨
職員等の教育訓練	施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、PDCAサイクルの中でマニュアル整備や研修実施への高齢者、障害者等の意見反映や参画を推奨

(3) 基本構想の指針

重点整備地区における移動等円滑化の意義	<ul style="list-style-type: none"> 区市町村が重点整備地区について作成する基本構想の必要性を強調 作成した基本構想について、地域の高齢者、障害者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的發展を図る「スパイラルアップ」をより強く推奨
---------------------	--

(4) 移動等円滑化施策に関する基本的事項その他

国民の責務	国民が、高齢者、障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上わかりづらい聴覚、精神、発達障害など障害に多様な特性があることに留意する必要性を明示
-------	---

表 各施設などの整備目標

		H32 年度末までの目標 (全国値)	
鉄軌道	鉄軌道駅	<ul style="list-style-type: none"> 3,000人以上を原則100% 利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
	ホームドア・可動式ホーム柵	<ul style="list-style-type: none"> 優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進 	
	鉄軌道車両	<ul style="list-style-type: none"> 約 70% 	
バス	バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> 3,000人以上を原則100% 利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
	乗合バス	ノンステップバス	<ul style="list-style-type: none"> 約70% (リフト付きバス等を除く)
		リフト付きバス等	<ul style="list-style-type: none"> 約 25%
タクシー	福祉タクシー車両	<ul style="list-style-type: none"> 約 28,000 台 	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	<ul style="list-style-type: none"> 原則 100% 	
都市公園	移動等円滑化園路	<ul style="list-style-type: none"> 約 60% 	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 約 60% 	
	便所	<ul style="list-style-type: none"> 約 45% 	
路外駐車場	特定路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 約 70% 	
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物	<ul style="list-style-type: none"> 約 60% 	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	<ul style="list-style-type: none"> 原則 100% 	

5. 用語集

あ 行

■アクセス

目的の場所などを利用するために接近すること。

■移動等円滑化

高齢者、障害者等の移動または施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（＝バリアフリー化）

■移動等円滑化基準

バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などに関する基準。

■移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（平成23年3月31日改正）
→詳細は参考資料-4を参照

■WEB

World Wide Webの略称。インターネット上で標準的に用いられている、文書の公開・閲覧システム。相互に関連する一連のページの集合体をWEBサイトと呼ぶ。

■エスコートゾーン

視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

■LGBT

lesbian, gay, bisexual and transgenderの略称。同性愛者、両性愛者、性同一性障害者のことを指す。

■オストメイト

人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部または一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。

■オストメイト対応設備

トイレなどでオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台やカウンター、荷物用フック、化粧鏡、着替え台などがある。

■音響式信号機

信号機が青になったことを視覚障害者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機。

か 行

■ガイドライン

国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。→詳細は第5章の表5-1を参照

■経過時間表示式信号機

信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。

■交通政策基本法

平成25年12月4日公布、施行。交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体などの果たすべき役割などを定めている。

■交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年11月15日施行）の略称。公共交通機関のバリアフリー化と、市区町村が定める移動円滑化基本構想（交通バリアフリー基本構想）の枠組みを定めたもの。バリアフリー法の施行に伴い、ハートビル法と統合、拡充された。

■合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮。

■こころのバリアフリー

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用などを妨げないこと、高齢者、障害者等の移動及び施設利用を手助けすることなどの支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。

■コミュニケーション支援ボード

話し言葉によるコミュニケーションが困難な人たちや、外国人とのコミュニケーションを支援するためのもの。ボードに記載された必要な項目を指して会話する。

さ 行

■サイン

道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。

■視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面などに敷設される、線状、点状の突起をもったブロック。

■視覚障害者誘導用ブロック敷設地図

利用者目線で点検を行った視覚障害者誘導用ブロックの敷設状況について示した地図。

■施設設置管理者

公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。

■自転車通行環境整備

自転車が通行するための道路、または道路の部分を整備（自転車道、自転車専用通行帯、路肩のカラー化や路面標示、交通規制など）すること。

■重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市区町村が定めるもの。

■障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月制定、平成28年4月1日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。

■触知案内図

視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字で表現したもの。

■スパイラルアップ

計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

■生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

た 行

■多機能トイレ

車いす使用者が利用できる広い空間が確保され、オストメイト、乳幼児同伴者などの多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。

【留意点】近年、多機能トイレに、子ども連れなどの利用が集中して、車いす使用者が使いにくくなっているという指摘がある。国土交通省では、これらの指摘を踏まえて、多機能トイレの機能を分散し、車いす使用者用便房と乳幼児用設備を区分する方針を打ち出している。やむを得ず多機能トイレを設置する場合は、施設用途や規模を十分に考慮して検討することが重要である。

■超高齢社会

世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、総人口に対する65歳以上の人口が占める割合（高齢化率）について、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

■東京都福祉のまちづくり条例

平成21年3月改正。ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする。施行規則において、対象となる施設や整備基準を定めている。

■特定事業

バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

■特定事業計画

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する施設設置管理者が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画がある。

■特別支援学校

学校教育法で規定された、心身障害児を対象とする学校。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

な 行

■ノーマライゼーション

障害者や高齢者など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

■ノンステップバス

乗降部に階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際はスロープ板などを出す。ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とされている（公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン）。

は 行

■パブリックコメント（意見公募）

行政が計画を策定する際に、あらかじめ計画の原案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

■バリアフリー

障害者などが社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁を含む。

■バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき、区市町村が、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。
→詳細は参考資料—4 を参照。

■バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成 18 年 12 月 20 日施行。
→詳細は参考資料—3 を参照。

■バリアフリールート

障害者などが円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。

■ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号。

■PDCA サイクル

⇒スパイラルアップ。

■筆談用具

聴覚障害者と筆談によるコミュニケーションをとる際に用いる器具。磁気式のメモパッドや感圧式の電子メモパッドなどのタイプがある。

■福祉タクシー

道路運送法第 3 条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。

■福祉教育プログラム

区内の小学校・中学校を対象に、「気づき」「共感」を促し、「行動」に結びつくきっかけづくりを目的として、当事者による講話や当事者との交流、疑似体験、関連物品のご紹介など様々な手法・手段を用いて、多面的なアプローチをしていくプログラム。

■ヘルプカード

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、援助が得やすくなるよう、東京都が平成 24 年 10 月に作成したもの。これを受け、都内の区市町村で、障害者などが普段から身につけられるものとしてヘルプカードを作成している。



■ホームドア・可動式ホーム柵

駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。

ま 行

や 行

■有効幅員

歩道や通路などの総幅員から、歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件もしくは施設を設置するために必要な幅員、除雪のために必要な幅員を除いた幅員。

■ユニバーサル社会

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

ら 行

■路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。